

いきいきセンター非常用発電機更新工事

設計圖

工事特記仕様書(改修)	
I. 工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事
II. 工事概要	
1. 工事場所	三重県三重郡川越町豊田一色314
2. 施地面積	11,637.43m ²
3. 工事内容	いきいきセンター 構造 建築面積 延べ面積 4,574.42 m ²
工事項目	自家発電機更新に伴う付帯工事
III. 建築改修工事仕様	
1. 共通仕様	前面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書 令和4年7月制定版」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改修標準仕様書」という。)」による。
2. 特記仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 項目欄に記載の()内表示番号は改修標準仕様書の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項		
一般共通事項	1 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通大臣官房官公廳部監修(令和4年版) 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官公廳部監修(令和4年版) ④ 監督員と協議し決定する。 施工可否 ・ 指定なし ④ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり 施工可能時間帯 ・ 指定なし ・ 時 ~ 時 概成工期 ・ 指定なし ・ 年 月 日		
	2 施工条件 (1.3.5)	部分引渡し、部分使用 埋蔵文化財調査 発生材の処理等 (1.3.12)		
	3 部分引渡し、部分使用	埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。 ・ 発掘調査等の実施あり ・ 発見された場合、発掘調査等の実施あり		
	4 埋蔵文化財調査			
	5 発生材の処理等 (1.3.12)	④ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規格が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規格に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法		
	6 建設副産物情報交換システムへの登録	工程 造成等 基礎・基礎ぐい 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他 ()	作業の有無 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用 ・ 有 ・ 無 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	分別解体等の方法 ・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
	7 三重県産業廃棄物税	成形板等の解体・撤去にあたっては、事前に石綿含有に係る施工調査を行う。含有が判明した等の場合、改修標準仕様書(9.1.5)に従い処理する。		
	8 電気保安技術者 (1.3.3)	請負金額100万円以上の工事において、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」(建設資材の搬入がある場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物の搬出がある場合)を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出すること。		
	9 技能士 (1.7.2)	また、工事完了後には「再生資源利用実施書」(建設資材の搬入があった場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物の搬出があった場合)をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。		
	10 施工数量調査 (1.6.2)	なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。		
	11 調査のための破壊部分の補修 (1.6.3)	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となつた場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理累計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。		
	配置する	配置する		
	職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。			
	調査範囲及び調査方法	調査範囲及び調査方法		
	工種別の特記による	工種別の特記による		
	補修方法	補修方法		
	図示(面番号:)	図示(面番号:)		
	()	()		

1.2 建築材料等	1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機材等品質性評価基準建築材料等評価名簿」(最新版)(以下「評価名簿」という。)と同等とする。品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取扱業者から購入するよう努めること。 3) 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、三重県「環境物品等の調達方針」に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の説明のためのガイドライン」に準拠した証明書を、監督員に提出すること。 4) 本工事に使用する木材は、原則として県産材を使用のほか、品質が求められる水準以上であれば、県産材のJAS製材品及び「三重の木」利用推進協議会が認証する「三重の木」の優先利用に努めること。 5) 本工事に使用する建設資材のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆以上とする。 6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名:) 7) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。認定製品の品名: ・ 間伐材製工事用パリケード ・ 間伐材工事用看板 ・ 間伐材標示板 ・ ()
1.3 化学物質の濃度測定 (1.7.9)	測定対象化学物質(●で示したものとする。) 適用 施設用途 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン パラクロロベンゼン 学校、教育施設 ● ● ● ● ● ● 住宅 ● ● ● ● ● ● その他 ● ● ● ● ● ●
1.4 特別な材料の工法	測定対象室及び測定個所数 ・ 図示(面番号:) 測定方法 ・ バッジ法 ・ アクティブ法 測定時期 ・ () 報告書提出部数 2部 改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
1.5 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。
1.6 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官公廳部監修部(令和3年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。
1.7 完成図等	作成する (● 完成図 ○ 保全に関する資料 ()) 完成図範囲(底面図、平面図、立面図、断面図、仕上表等) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。 デジタルカメラで撮影し、全てJPG相当サイズで印刷する。(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部 面積数は外観4面各2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合には、監督員と協議すること。 ・ アルバム(大きさ335mm×290mm程度、カラー) 1部
1.8 完成写真	工事写真是、「営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき電子媒体も提出すること。 (提出部数 ○ 3部 ● 部) 工事完成図書は、「営繕工事に係る電子納品マニュアル(工事完成図書編)」に基づき電子媒体も提出すること。 (提出部数 ○ 3部 ● 部)
1.9 電子納品	施工範囲 ・ 示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が駆動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ
2.0 設備工事との取扱い	施工範囲 ・ 示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が駆動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ
2.1 既存部分等への処置 (1.3.13)	施工範囲 ・ 設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。 工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。
2.2 事故の発生時	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。
2.3 下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用	本工事における下請の次数は、2次(第一工事は3次)までとする。なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者のうちを選定するように努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管轄又は隣接する建設事務所内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。 本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
2.4 総合評価方式	本工事で提案不履行があった場合は、本工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
2.5 不当介入を受けた場合の措置	1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を図ること。 2) 1)により三重県警察本部に通報を行ふとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
2.6 消防法関係の手続き	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事 (● 建築工事 ● 電気設備工事 ● 機械設備工事) ● 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
2.7 主任技術者又は監理技術者	1) 技術者要件 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。 2) 専任を要しない期間 (1) 現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 (2) 檢査終了後の期間 検査完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知した日とする。

2.8 工事の一時中止	工事の一時中止の取り扱いについては「工事の一時中止のガイドライン」(平成29年7月 三重県県土整備部)による。 三重県建設工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中ににおける工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、協議する。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に關すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名の同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
2.9 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 V ₀ =34 m/s 地表面粗度区分 (● II ● III) 積雪区分 () cm
3.0 建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 V ₀ =34 m/s 地表面粗度区分 (● II ● III) 積雪区分 () cm	三重県建設工事請負契約書52条第1項の規定により、火災保険、建設工事保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 1) 保険の目的物 工事目的物及び工事材料(支給料を含む) 2) 保険の加入期間 工事着手後速やかに加入し、完成引き渡しまでの間 3) 保険金額 原則として請負金額に相当する金額
3.1 火災保険等	1) 一般事項 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合はは速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
3.2 不正軽油の使用的の禁止	中間技術検査 實施回数 ● 回 実施する段階 ● () ○ 2部 ● ()
3.3 技術検査	屋外広告物を設置する

5 監督員事務所 (2.4.1)	<ul style="list-style-type: none"> 構内建物内の一部を使用する。 設置する <p>監督員事務所の規模(単位:m²)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th><th>規模</th><th>10程度</th><th>20程度</th><th>35程度</th><th>65程度</th><th>100程度</th></tr> </thead> </table>						適用	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																													
適用	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																				
<p>監督員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部位等</th><th>仕上げ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床</td><td>合板張り又はビニール床シート張り</td></tr> <tr> <td>内壁・天井</td><td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td></tr> <tr> <td>屋根</td><td>塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td></tr> </tbody> </table>						部位等	仕上げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り	屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																													
部位等	仕上げ																																									
床	合板張り又はビニール床シート張り																																									
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																									
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																									
6 監督員事務所の設備、備品等 (2.4.1)(2)(7)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>机・いす</th><th>書棚</th><th>黒板・白板</th><th>掛時計</th><th>温度計</th></tr> <tr> <th>数量</th><th>組</th><th>台</th><th>個</th><th>個</th><th>個</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種類</td><td>長靴</td><td>雨合羽</td><td>保護帽</td><td>懐中電灯</td><td>衣類ロッカー</td></tr> <tr> <td>数量</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td></tr> <tr> <td>種類</td><td>消火器</td><td>掃除具</td><td>受注者加入電話</td><td>FAX</td><td>冷暖房機器</td></tr> <tr> <td>数量</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr> </tbody> </table>						種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話	FAX	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																					
数量	組	台	個	個	個																																					
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																					
数量	足	着	個	個	台																																					
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話	FAX	冷暖房機器																																					
数量	個	個	台	台	台																																					
7 仮設便所	<p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用できる 利用できない 																																									
8 工事用工具	<p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用できる (● 有償 ● 無償) 利用できない 																																									
9 工事用電力	<p>構内既存の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用できる (● 有償 ● 無償) 利用できない 																																									
10 交通誘導警備員	<p>本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p> <p>配置 ● 図示 (図面番号: A-08)</p>																																									
建 具 改 修 工 事	1 改修工法 (5.1.3)	<ul style="list-style-type: none"> かぶせ工法 カバー工法 持出し工法 ノンシール工法 																																								
	○ 撤去工法																																									
	● はつり工法	<ul style="list-style-type: none"> 引抜き工法 																																								
	2 防火戸 (5.1.4)	<ul style="list-style-type: none"> 例示仕様 個別認定(認定番号:) 																																								
		<ul style="list-style-type: none"> 自動閉鎖機構 図示(図面番号:) 																																								
	3 見本の製作 (5.1.5)	<ul style="list-style-type: none"> 製作する 製作しない 																																								
	4 防犯建物部品 (5.1.7)	<ul style="list-style-type: none"> 図示(図面番号:) 																																								
	5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(3)	<ul style="list-style-type: none"> 再使用する 再使用しない 																																								
	6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)	<p>外部建具の性能等級等</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 C種 <p>防音ドアセット、防音サッシ(等級)</p> <p>断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)</p> <p>結露水の処理方法</p> <p>図示(図面番号:)</p> <p>アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別</p> <p>外部に面する建具(過酷な環境の屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> BA-1 BA-2 () <p>外部に面する建具(一般的な環境の屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> BB-1 BB-2 () <p>内部に面する建具</p> <ul style="list-style-type: none"> BC-1 BC-2 () 																																								
	7 網戸 (5.2.3)(5)	<ul style="list-style-type: none"> 可動式 固定式 <p>防虫網の材質</p> <ul style="list-style-type: none"> 合成樹脂製 ガラス繊維入り合成樹脂製 ステンレス(SUS316)製 <p>網目</p> <ul style="list-style-type: none"> 16メッシュ 18メッシュ 																																								
8 樹脂製建具 (5.3.2)～(5.3.5) (表5.3.1)～ (表5.3.3)	<p>外部に面する樹脂製建具の性能等級等</p> <ul style="list-style-type: none"> A種 B種 C種 <p>防音ドアセット、防音サッシ(等級)</p> <p>断熱ドアセット、断熱サッシ(等級)</p> <p>日射熱取得性(等級)</p>																																									
	<p>ガラス</p> <ul style="list-style-type: none"> 複層ガラス () <p>建具枠見寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(図面番号:) <p>水切り</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(図面番号:) <p>ぜん板</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(図面番号:) <p>丁番</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修標準仕様(表5.7.3)による 図示(図面番号:) 																																									
	<p>9 鋼製建具 (5.4.2)</p> <p>鋼製建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易気密性ドアセット 外部に面する建具の耐風圧 <ul style="list-style-type: none"> S-4 S-5 S-6 																																									
	<ul style="list-style-type: none"> 防音ドアセット、防音サッシ(等級) 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) 耐震ドアセット(等級) 																																									
	<p>(5.4.4)</p> <p>H:2400又はW:950の建具</p> <p>鋼板類の厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(図面番号:) 																																									
	<p>(5.4.6)</p> <p>くつりの仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> H L () <p>標準型鋼製建具</p>																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>形式</th> <th>幅(mm)</th> <th>高さ(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片開き</td> <td>900</td> <td>950</td> </tr> <tr> <td>親子開き</td> <td>1200</td> <td>1250</td> </tr> <tr> <td>両開き</td> <td>1800</td> <td>1900</td> </tr> </tbody> </table>						形式	幅(mm)	高さ(mm)	片開き	900	950	親子開き	1200	1250	両開き	1800	1900																								
形式	幅(mm)	高さ(mm)																																								
片開き	900	950																																								
親子開き	1200	1250																																								
両開き	1800	1900																																								
<p>10 鋼製軽量建具</p> <p>(5.5.2)</p> <p>(5.5.5)</p> <p>(5.2.2)(2)</p> <p>(5.5.3)</p> <p>(5.5.4)</p> <p>(5.6.3)(1)</p> <p>(5.2.3)(1)</p> <p>鋼製軽量建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易気密性ドアセット 防音ドアセット、防音サッシ(等級) 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) 耐震ドアセット(等級) H:2400又はW:950の建具 <p>鋼板類の厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> 図示(図面番号:) <p>表面仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 塗装 ビニール被覆鋼板 カラーピート ステンレス鋼板 (H L 鏡面) () 																																										
11 ステンレス製建具	<p>ステンレス製建具の性能等級</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易気密性ドアセット 外部に面する建具の耐風圧 <ul style="list-style-type: none"> S-4 S-5 S-6 																																									
	<ul style="list-style-type: none"> 防音ドアセット、防音サッシ(等級) 断熱ドアセット、断熱サッシ(等級) 耐震ドアセット(等級) 形電アセツト(等級) 																																									

1	1.2 木製道具	(5.6.3) 材料 · SUS304 · ()	
		(5.6.4) 表面仕上げ · HL仕上げ · ()	
		(5.6.5) 曲げ加工 · 普通曲げ · 角出し曲げ	
		1. 含水率 · A種 · B種	
		(5.7.2) · フラッシュ戸 表面材 · ()	
		厚み · 改修標準仕様書表5.7.6 · ()	
		表面材の品質等 · 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)~(c) · ()	
		· MDF 表裏面の状態による区分 · ()	
		曲げ強さによる区分 · ()	
		接着剤による区分 · ()	
		難燃性による区分 · ()	
		· 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする	
		· かまち戸 見込み寸法 · 36mm · ()	
		かまち及び鏡板の樹種 · ()	
		· ふすま 見込み寸法 · 19.5mm · ()	
		種別 · I種 · II種	
		ふすま紙の上張り種類 · ()	
		縁の仕上げ · ()	
		· 戸ぶすま 見込み寸法 · 30mm · ()	
		表面材 · ()	
		厚み · 改修標準仕様書表5.7.6 · ()	
		表面材の品質等 · 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)~(c) · ()	
		· MDF 表裏面の状態による区分 · ()	
		曲げ強さによる区分 · ()	
		接着剤による区分 · ()	
		難燃性による区分 · ()	
		· 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする	
		上張りの種類 · ()	
		· 紙張り障子 見込み寸法 · 30mm · ()	
		枠及びくびつりの材料 · ()	
1.3 建具用金物	(5.8.2)	金物の見え掛かり部等の材質等	
		· 改修標準仕様書(表5.7.1)による	
		○ 図示 (図面番号: A-10)	
1.4 自動ドア開閉装置	(5.9.2)	マスターキー · 製作する ○ 製作しない	
		引渡用鍵箱 · 必要 ○ 不要	
		駆動装置及び排出装置の性能値 (· 車椅子使用者用便房出入口用)	
1.5 自閉式上吊り引戸装置	(5.9.3) (表5.9.4)	図示 (図面番号:)	
		引き戸用検出装置の種類 · 図示 (図面番号:)	
		(5.9.3) (9) 凝結防止措置 · あり · なし	
1.6 重量シャッター	(5.10.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能値	
		· 改修標準仕様書(表5.10.1)による · ()	
1.7 軽量シャッター	(5.11.2)	種類 · 管理用シャッター · 外壁用防火シャッター	
		· 屋内用防火シャッター · 防煙シャッター	
		耐風圧強度 (Pa以上)	
1.8 オーバーヘッドドア	(5.13.2)	開閉機能	
		· 上部電動式 (手動併用) · 上部手動式	
		管理用重量シャッターのシャッターケース	
1.9 板ガラス	(5.14.2) (1) (5.14.3)	(5.11.2) (6) 設ける · 設けない	
		· めっき付着量 · Z12 · F12 · ()	
		耐風圧強度 (Pa以上)	
2.0 ガラス留め材	(5.14.2) (2)	スラットの材質及び形状	
		· インターロッキング形 · オーバーラッピング形	
		· めっき付着量 JIS G 3312 · Z06 · F06 · ()	
2.1 ガラス溝の寸法、形状等	(5.14.3)	JIS G 3322 · AZ90 · ()	
		耐風圧強度 (Pa以上)	
		開閉形式 · 上部電動式 (手動併用) · 手動式	
2.2 ガラスプロック	(5.14.5)	セクション材質 · スチールタイプ · アルミニウムタイプ · ファイバーグラスタイプ	
		耐風圧強度 (Pa以上)	
		開閉方式 · バランス式 · チェーン式 · 電動式	
2.3 既存壁撤去、下地補修	(5.14.2) (3)	収納形式 · スタンダード形 · ローヘッド形 · ハイリフト形 · パーチカル形	
		ガイドレール · 溶融亜鉛めっき鋼板 · ステンレス鋼板	
		既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲	
2.4 内装改修工事	(6.1.3) (2)	改修部分	改修範囲
		· 天井	· 図示 (図面番号:)
		· 壁	· 図示 (図面番号:)
		· 床	· 図示 (図面番号:)
		天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲	· 図示 (図面番号:) · ()
		天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修	· 図示 (図面番号:) · ()
		既存床仕上げ材の除去等	
		浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去	· 行う · 行わない
		合板樹脂塗床材の除去等	· 機械的除去工法 · 目荒し工法
		既存壁撤去、下地補修	· ()
		既存壁撤去に伴う他の構造体の補修工法	· ()

(6. 8. 2) (3) (7) (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帯電防止床シート又は床タイル <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>性能</th><th>寸法</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	性能	寸法	厚さ	備考																							
種類	性能	寸法	厚さ	備考																									
(6. 8. 2) (3) (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者用床タイル <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>形狀</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ビニール床タイル</td><td>300×300×7.0mm</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	形狀	備考	ビニール床タイル	300×300×7.0mm																							
種類	形狀	備考																											
ビニール床タイル	300×300×7.0mm																												
(6. 8. 2) (3) (6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐動荷重性床シート <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	厚さ	備考																									
種類	厚さ	備考																											
(6. 8. 2) (3) (8) (9)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防滑性床シート又は床タイル <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>寸法</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>超防汚性ビニール床シート(防滑)</td><td></td><td>2.0mm</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	寸法	厚さ	備考	超防汚性ビニール床シート(防滑)		2.0mm																					
種類	寸法	厚さ	備考																										
超防汚性ビニール床シート(防滑)		2.0mm																											
(6. 8. 2) (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴム床タイル <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>色柄</th><th>寸法</th><th>厚さ</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	色柄	寸法	厚さ	備考																							
種類	色柄	寸法	厚さ	備考																									
(6. 8. 3) (1)	工法																												
(6. 8. 3) (2) (ウ)	下地 ・ モルタル塗り ビニール床シート張り 熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない																												
8 カーペット敷き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 織じゅうたん <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>糸の種類</th><th>パイアルの形状</th><th>帯電性</th><th>品質の程度</th><th>色柄</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ A種</td><td>・ ソモ</td><td>・ カットパイアル</td><td>・ 人体帶電圧</td><td></td><td>・ 無地</td></tr> <tr><td>・ B種</td><td>・ 紡糸</td><td>・ ループパイアル</td><td>3KV以下</td><td>・ ()</td><td>・ 痕物</td></tr> <tr><td>・ C種</td><td>・ ()</td><td>・ カット、ループ併用</td><td>()</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)</p>	種別	糸の種類	パイアルの形状	帯電性	品質の程度	色柄	・ A種	・ ソモ	・ カットパイアル	・ 人体帶電圧		・ 無地	・ B種	・ 紡糸	・ ループパイアル	3KV以下	・ ()	・ 痕物	・ C種	・ ()	・ カット、ループ併用	()						
種別	糸の種類	パイアルの形状	帯電性	品質の程度	色柄																								
・ A種	・ ソモ	・ カットパイアル	・ 人体帶電圧		・ 無地																								
・ B種	・ 紡糸	・ ループパイアル	3KV以下	・ ()	・ 痕物																								
・ C種	・ ()	・ カット、ループ併用	()																										
(6. 9. 2) (1) (表6. 9. 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タフテッドカーペット <table border="1"> <thead> <tr> <th>パイアルの形状</th><th>パイアル長(mm)</th><th>帯電性</th><th>工法</th><th>品質の程度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ カットパイアル</td><td></td><td>・ 人体帶電圧</td><td>・ 全面接着工法</td><td></td></tr> <tr><td>・ ループパイアル</td><td></td><td>3KV以下</td><td>・ グリッパー工法</td><td>・ ()</td></tr> <tr><td>・ カット、ループ併用</td><td></td><td>()</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	パイアルの形状	パイアル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度	・ カットパイアル		・ 人体帶電圧	・ 全面接着工法		・ ループパイアル		3KV以下	・ グリッパー工法	・ ()	・ カット、ループ併用		()										
パイアルの形状	パイアル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度																									
・ カットパイアル		・ 人体帶電圧	・ 全面接着工法																										
・ ループパイアル		3KV以下	・ グリッパー工法	・ ()																									
・ カット、ループ併用		()																											
(6. 9. 2) (2) (表6. 9. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイルカーペット <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>パイアルの形状</th><th>寸法(mm)</th><th>総厚さ(mm)</th><th>品質の程度</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td>・ カットパイアル</td><td>• 500×500</td><td>• 6.5</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>・ ループパイアル</td><td>()</td><td>()</td><td>・ ()</td></tr> </tbody> </table>	種類	パイアルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度		・ カットパイアル	• 500×500	• 6.5			・ ループパイアル	()	()	・ ()													
種類	パイアルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度																									
	・ カットパイアル	• 500×500	• 6.5																										
	・ ループパイアル	()	()	・ ()																									
(6. 9. 2) (3) (表6. 9. 2)	<ul style="list-style-type: none"> 下敷き材 見切り、押え金物 <p>・ 第2種第1号、厚さ8mm ・ 適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示(画面番号:))</p>																												
(6. 9. 3) (3)	織じゅうたんの接合方法																												
(6. 9. 3) (5)	・ ヒートボンド工法 ・ ()																												
(6. 9. 3) (6)	タイルカーペットの敷き方																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平場</th><th>市松敷き</th><th>模様流し</th><th>・ ()</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>階段部分</td><td>市松敷き</td><td>模様流し</td><td>・ ()</td></tr> </tbody> </table>	平場	市松敷き	模様流し	・ ()	階段部分	市松敷き	模様流し	・ ()																				
平場	市松敷き	模様流し	・ ()																										
階段部分	市松敷き	模様流し	・ ()																										
9 合成樹脂塗床	弹性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程																												
(6. 10. 3) (2) (a) (表6. 10. 4)	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ																												
(6. 10. 3) (2) (b) (6. 10. 3) (3) (表6. 10. 5)～ (表6. 10. 8)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類																												
	・ 薄膜流しの仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流しのべ仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ(・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ(・ 平滑)																												
10 フローリング 張り	<ul style="list-style-type: none"> ・ 刺留め工法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料</th><th>種別</th><th>樹種</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ フローリングボード(根太張用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ フローリングボード(直張用)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ 複合フローリング(根太張用)</td><td>・ A種</td><td>・ なら</td></tr> <tr><td>・ 複合フローリング(直張用)</td><td>・ B種</td><td>・ ()</td></tr> <tr><td>防湿処理</td><td>・ A種</td><td></td></tr> </tbody> </table>	材料	種別	樹種	・ フローリングボード(根太張用)			・ フローリングボード(直張用)			・ 複合フローリング(根太張用)	・ A種	・ なら	・ 複合フローリング(直張用)	・ B種	・ ()	防湿処理	・ A種											
材料	種別	樹種																											
・ フローリングボード(根太張用)																													
・ フローリングボード(直張用)																													
・ 複合フローリング(根太張用)	・ A種	・ なら																											
・ 複合フローリング(直張用)	・ B種	・ ()																											
防湿処理	・ A種																												
(6. 11. 4) (表6. 11. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接着工法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th><th>樹種</th><th>厚さ</th><th>幅・長さ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ フローリングボード(直張用)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ 複合フローリング(直張用)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ A種</td><td>・ なら</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ B種</td><td>・ ()</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ C種</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ フローリングブロック(直張用)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	材種	樹種	厚さ	幅・長さ	・ フローリングボード(直張用)				・ 複合フローリング(直張用)				・ A種	・ なら			・ B種	・ ()			・ C種				・ フローリングブロック(直張用)			
材種	樹種	厚さ	幅・長さ																										
・ フローリングボード(直張用)																													
・ 複合フローリング(直張用)																													
・ A種	・ なら																												
・ B種	・ ()																												
・ C種																													
・ フローリングブロック(直張用)																													
(6. 11. 5) (表6. 11. 5) (表6. 11. 6)	継衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示(画面番号:))																												
(6. 11. 6)	差替え																												
	下地調整 ・ ()																												
	塗装 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り(1液形、B種) ・ 生地のままワックス塗り																												
	・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・ ()																												
11 畳敷き	<ul style="list-style-type: none"> 種別 <p>・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ D種の畳床 KT- (I II III K N)</p>																												
(6. 12. 2) (表6. 12. 1)	衝撃緩和型畳の畳表 (JIS A 5902) ・ C1 ・ C2																												
12 せっこうボード 、その他ボード及び合板 張り	<table border="1"> <thead> <tr> <th>材種</th><th>種別</th><th>厚さ (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ せっこうボード</td><td></td><td>壁 ・ 9.5(準燃) 天井 ・ 9.5(準燃)</td></tr> <tr><td>・ 化粧せっこうボード</td><td>・ トラバーチン模様 ・ 木目模様</td><td>・ 9.5(不燃) ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準燃)</td></tr> <tr><td>・ ロックウール化粧吸音板</td><td>・ 普通 ・ 立体模様</td><td>・ 9() ・ 9()</td></tr> <tr><td>・ けい酸カルシウム板</td><td>・ タイプⅡ、Ⅲ ・ タイプⅢ、Ⅳ</td><td>・ 9() ・ 9()</td></tr> <tr><td>・ ガラスクワールボード</td><td>・ ガラスクワース貼り</td><td>・ 50</td></tr> </tbody> </table>	材種	種別	厚さ (mm)	・ せっこうボード		壁 ・ 9.5(準燃) 天井 ・ 9.5(準燃)	・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様 ・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準燃)	・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通 ・ 立体模様	・ 9() ・ 9()	・ けい酸カルシウム板	・ タイプⅡ、Ⅲ ・ タイプⅢ、Ⅳ	・ 9() ・ 9()	・ ガラスクワールボード	・ ガラスクワース貼り	・ 50										
材種	種別	厚さ (mm)																											
・ せっこうボード		壁 ・ 9.5(準燃) 天井 ・ 9.5(準燃)																											
・ 化粧せっこうボード	・ トラバーチン模様 ・ 木目模様	・ 9.5(不燃) ・ 9.5(不燃) ・ 9.5(準燃)																											
・ ロックウール化粧吸音板	・ 普通 ・ 立体模様	・ 9() ・ 9()																											
・ けい酸カルシウム板	・ タイプⅡ、Ⅲ ・ タイプⅢ、Ⅳ	・ 9() ・ 9()																											
・ ガラスクワールボード	・ ガラスクワース貼り	・ 50																											
(6. 13. 3) (4) (ウ)	合板類の張付け ・ A種 ・ B種																												
(6. 13. 3) (7) (7) (表6. 13. 5)	せっこうボードの目地工法 ・ 継目処理 ・ 突付け(・ペベルエッジ ・スクエアエッジ) ・ 目透し(・ペベルエッジ ・スクエアエッジ)																												

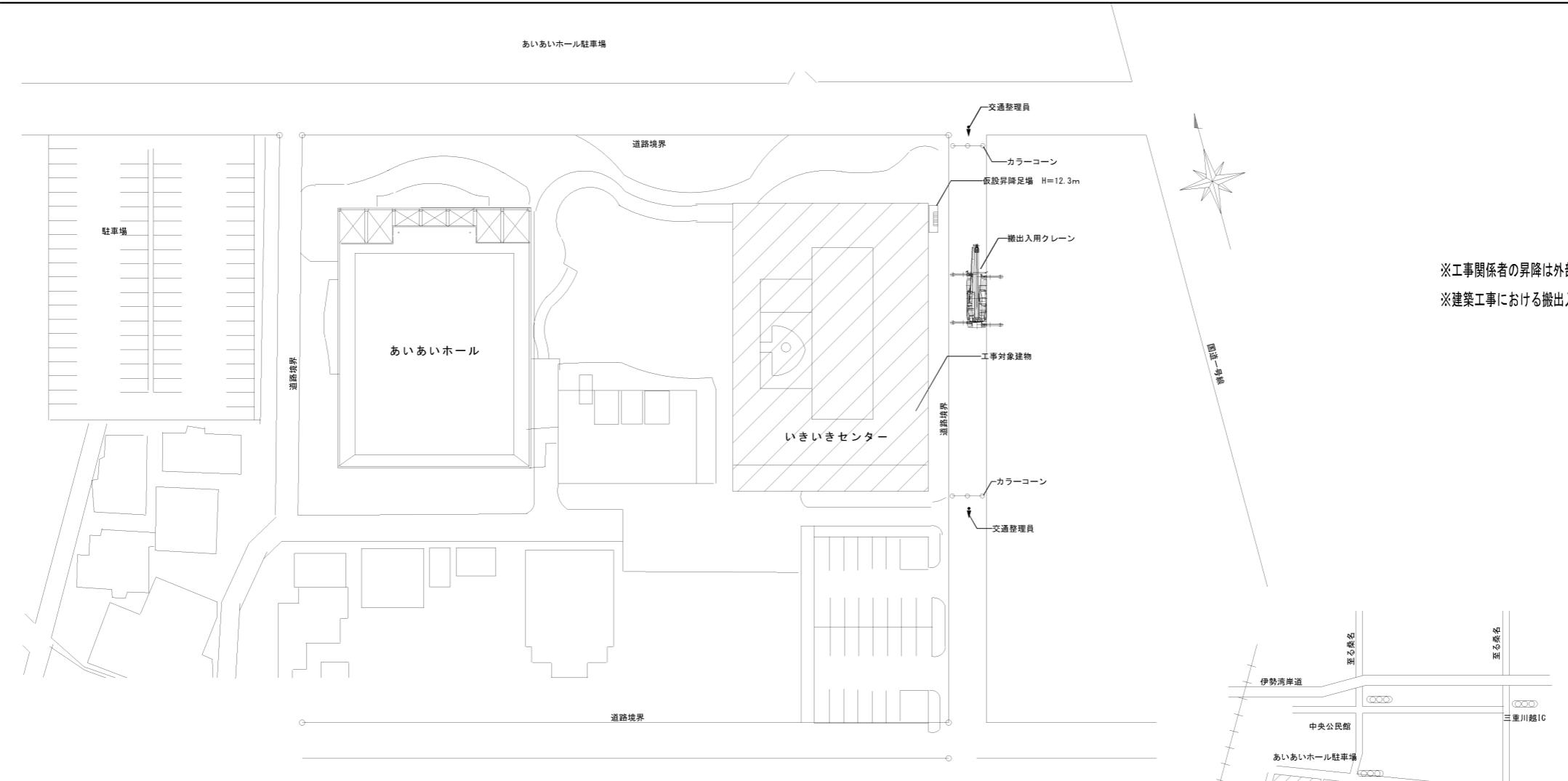
9 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-G) (7. 9. 2) ~ (7. 9. 5) (表7. 9. 4)	種別		
	下地	種別	
コンクリート、モルタル、 フラスター、セッコウボード、 その他ボード面	・ A種	・ B種	・ C種 しみ止め ()
木部 (屋内)	・ A種	・ B種	・ C種
鉄鋼面 (屋内)	・ A種	・ B種	・ C種
亜鉛めっき鋼面 (屋内)	・ A種	・ B種	・ C種
10 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP) (7. 10. 2) (表7. 10. 1)	種別	・ A種 　・ B種 　・ C種 しみ止め 　・ ()	
11 ウレタン樹脂ワニス塗り (UC) (7. 11. 2) (表7. 11. 1)	種別	・ A種 　・ B種 工程1の着色 　・ 適用する 　・ 適用しない	
12 ステイン塗り (7. 12. 2) (表7. 12. 1)	種類	・ ピグメントステイン塗り 　・ オイルステイン塗り オイルステイン塗りの工程、塗料 　・ ()	
13 木材保護塗料塗り (WP) (7. 13. 2) (表7. 13. 1)	種別	・ A種 　・ B種	

III. 建築工事仕様（新規）																																																																											
1. 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書（令和4年7月制定版）」及び「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版」（以下「標準仕様書」という。）による。	10. 既製コンクリート杭地業	<ul style="list-style-type: none"> PHC杭 A種・B種・C種 SC杭 PRC杭 <p>上記以外の建築基準法に基づく杭</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>杭径 (mm)</th> <th>杭長</th> <th>継手数</th> <th>セット数</th> <th>長期設計支持力 (kN/本)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	種別	杭径 (mm)	杭長	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考																																																																	
種別	杭径 (mm)	杭長	継手数	セット数	長期設計支持力 (kN/本)	備考																																																																					
2. 特記仕様	1)項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2)特記事項は、○印の付いたものを適用する。 3)項目に記載の（）内番号は標準仕様書の当該項目、図又は表を示す。	5. 鉄筋工事	<p>1. 鉄筋の種類</p> <table border="1"> <tr><td>(5.2.1)</td><td>種類の記号</td><td>径</td><td>備考</td></tr> <tr><td>SD295</td><td>D16以下</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>SD345</td><td>D19以上</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>・建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたもの</p> <p>2. 溶接金網</p> <table border="1"> <tr><td>(5.2.2)</td><td>鉄線の形状</td><td>丸鉄線・異形鉄線（・リブ・インデント）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>鉄線の径</td><td>4mm・5mm・6mm・（　）mm</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>網目寸法</td><td>100×100mm・150×150mm・（　）mm</td><td></td></tr> </table> <p>3. 内法直径</p> <table border="1"> <tr><td>(5.3.2)</td><td>90°未満の折曲げの内法直径</td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td></tr> </table> <p>4. 継手・定着</p> <table border="1"> <tr><td>(5.3.4)</td><td>径</td><td>部位</td><td></td></tr> <tr><td>重ね継手</td><td>D16以下</td><td>すべて</td><td></td></tr> <tr><td>ガス圧接</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ</p> <table border="1"> <tr><td>(5.3.4)</td><td>標準仕様書[5.3.4] (3) (7)後段</td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td></tr> </table> <p>継手位置</p> <table border="1"> <tr><td>(5.3.4)</td><td>各部配筋参考図による</td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>隣り合う接手を同一か所に設ける場合（先組み工法等）</td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td></tr> <tr><td></td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>鉄筋定着</p> <table border="1"> <tr><td>(5.3.4)</td><td>標準仕様書[5.3.4]</td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td></tr> <tr><td>(5.3.3)</td><td>標準仕様書[5.3.3]</td><td>・図示（図面番号：　）</td><td></td></tr> </table> <p>機械式定着工法の適用</p> <table border="1"> <tr><td>(5.3.4)</td><td>あり</td><td>なし</td><td></td></tr> </table> <p>・適用箇所（図面番号：　）・種類（図面番号：　）</p>	(5.2.1)	種類の記号	径	備考	SD295	D16以下							SD345	D19以上			(5.2.2)	鉄線の形状	丸鉄線・異形鉄線（・リブ・インデント）			鉄線の径	4mm・5mm・6mm・（　）mm			網目寸法	100×100mm・150×150mm・（　）mm		(5.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径	・図示（図面番号：　）		(5.3.4)	径	部位		重ね継手	D16以下	すべて		ガス圧接				(5.3.4)	標準仕様書[5.3.4] (3) (7)後段	・図示（図面番号：　）		(5.3.4)	各部配筋参考図による	・図示（図面番号：　）			隣り合う接手を同一か所に設ける場合（先組み工法等）	・図示（図面番号：　）			・図示（図面番号：　）			(5.3.4)	標準仕様書[5.3.4]	・図示（図面番号：　）		(5.3.3)	標準仕様書[5.3.3]	・図示（図面番号：　）		(5.3.4)	あり	なし	
(5.2.1)	種類の記号	径	備考																																																																								
SD295	D16以下																																																																										
SD345	D19以上																																																																										
(5.2.2)	鉄線の形状	丸鉄線・異形鉄線（・リブ・インデント）																																																																									
	鉄線の径	4mm・5mm・6mm・（　）mm																																																																									
	網目寸法	100×100mm・150×150mm・（　）mm																																																																									
(5.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径	・図示（図面番号：　）																																																																									
(5.3.4)	径	部位																																																																									
重ね継手	D16以下	すべて																																																																									
ガス圧接																																																																											
(5.3.4)	標準仕様書[5.3.4] (3) (7)後段	・図示（図面番号：　）																																																																									
(5.3.4)	各部配筋参考図による	・図示（図面番号：　）																																																																									
	隣り合う接手を同一か所に設ける場合（先組み工法等）	・図示（図面番号：　）																																																																									
	・図示（図面番号：　）																																																																										
(5.3.4)	標準仕様書[5.3.4]	・図示（図面番号：　）																																																																									
(5.3.3)	標準仕様書[5.3.3]	・図示（図面番号：　）																																																																									
(5.3.4)	あり	なし																																																																									
3. 山留めの撤去	山留め壁等・撤去・存置	6. コンクリートの材料	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別																																																																								
1. 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するため に講すべき措置」（平成28年3月4日）	7. 打継ぎ	・A種・B種・C種 仕上りの平たんさ																																																																								
2. 施工記録	受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。	8. 生養	・特殊な骨材の使用																																																																								
3. 施工記録の代替	取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。	9. 型枠	・フェロニッケルスラグ細骨材 ・銅スラグ細骨材 ・電気炉酸化スラグ骨材 ・再生骨材H（普通エコセメントを使用するコンクリートに限る）																																																																								
4. 根拠資料	共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書等の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料（施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等）は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。保管期間は契約書第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から10年とする。また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。	10. 寒中コンクリート工事	・標準仕様書[6.3.1] (4)(a)、標準仕様書[6.3.2] (4)(f)①～③ ・（　）																																																																								
5. 試験杭及び試験掘	・試験杭 位置、本数及び寸法 図示（図面番号：　） ・試験掘 位置、本数及び寸法 図示（図面番号：　）	11. 暑中コンクリート工事	・混和料の種類、使用方法、使用量																																																																								
6. 杭の支持層	支持層の位置、土質・図示（図面番号：　）・（　）	12. マスコンクリート工事	・標準仕様書[6.3.1] (4)(b)、標準仕様書[6.3.2] (4)(f)①～③ ・（　）																																																																								
7. 水平方向の位置ずれ	（　）mm以下	13. 地盤改良	・構造体強度補正值（S）・標準仕様書[表6.3.2] (4)(f)①～③ ・（　）																																																																								
8. 杭の載荷試験試験方法	・鉛直載荷・水平載荷・（　）	14. 砂及び砂利	・構造体強度補正值（S）・標準仕様書[表6.3.2] (4)(f)①～③ ・（　）																																																																								
(4.2.3)	試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置、本数・図示（図面番号：　）載荷荷重（　）kN 報告書・提出部数2部 ・記載事項（　）	15. 混凝土工事	・（　）																																																																								
9. 地盤の載荷試験	試験方法・平板載荷・（　） 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置・図示（図面番号：　）載荷荷重（　）kN 報告書・提出部数2部 ・記載事項（　）	16. 床下防湿層	・（　）																																																																								

4 鉄 骨 工 事	1. 製作工場における施工管理技術者(7.1.4)	・配置する		15. 溶接作業を行なう技能資格者(7.6.3)	溶接作業の技量付加試験 ・行かない ・行う		2. せっこうボードその他のボード下地(15.2.5)	せっこうボード、せっこうラスボードの種類、厚さ ・図示(図面番号:) 木質系セメント板の種類、厚さ ・図示(図面番号:) ・()		8. こまい壁塗り(15.11.2)	のりの種類 土壁用・ふのり・つのかた・ぎなんそう ・粉末海藻・()																																																																																																																																																					
	2. 製作工場(7.1.3)	(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・J・R・M・H・S		16. 溶接部の開先(7.6.4)	開先の形状 ・図示(図面番号:)		3. こまい下地及び木ずり下地(15.2.6) (15.2.7)	耐力壁の指定 ・図面(図面番号:) 計算できません 木ずり用小幅板の樹種 ・杉(芯去材) ・図示(図面番号:)		(15.11.3)	・()																																																																																																																																																					
	3. 鋼材(7.2.1) (表7.2.1)	種類、形状及び寸法 ①図示(図面番号: A-09)		17. 溶接施工(7.6.7)	鋼製エンドタブの切除 ・適用及び切断範囲 図示(図面番号:) 切断面の仕上げ ・標準仕様書[7.6.7](1)(a)(b)②後段 ・図示(図面番号:) 鋼製エンドタブに代わるその他の工法 鋼製エンドタブに代わるその他の工法については、代替エンドタブ(セラミックタブ又はフラックスタブ)を用いたものとし、工法の採用にあたっては、以下の項目の両方を満足することを条件とし、監督員の承諾を受けること。 1. 相当数の代替エンドタブによる溶接を行ったことがある工場の製作であること。 2. 製作工場がJ、R、Mグレードの場合は、溶接技能者がNPO法人日本エンドタブ協会による固形タブに係るエンドタブ施工講習終了者(溶接技能者・A級以上)、又はAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。また、製作工場がH、Sグレードの場合には溶接技能者がAW検定協議会による代替エンドタブ技量認定資格者とすること。 板厚が異なる場合の突合せ継手溶接部		4. モルタル塗り(15.3.2) (15.3.5)	材料 既製目地材 床の目地 下地モルタル、下地調整塗材の接着力試験(外壁タイル張り等) ・実施する		(15.11.4)	砂壁用・ふのり・つのかた・こんにやくのり ・にかわ・合成高分子系混和剤・()																																																																																																																																																					
	4. 高力ボルト(7.2.2) (7.3.2) (7.4.2) (7.4.7) (7.12.5)	種類 ・トルシア形高力ボルト(S10T) ・JIS形高力ボルト2種(F10T) ・溶融亜鉛めっき高力ボルト1種(F8T相当) ・() 高力ボルトのねじの呼び ・図示(図面番号:) ボルトの端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示(図面番号:) すべり試験の試験方法 ・() JIS形高力ボルト、溶融亜鉛めっき高力ボルト ナット回転法かつボルト長がねじの呼びの5倍を超える場合 ・回転量()		5. 仕上塗材仕上(15.6.2) (表15.6.1)	種類 呼び名 仕上形状 工法 薄付仕上塗材 ・外装薄塗材E ・内装薄塗材E ・()		5. 仕上塗材仕上(15.6.2) (表15.6.1)	種類 呼び名 仕上形状 工法 厚付け仕上塗材 ² ・外装厚塗材C ・内装厚塗材C ・()		(15.11.5)	色土の種類 土物仕上げ・() 大津仕上げ・() 色砂の種類 ・() 下塗りの調合 ・標準仕様書[表15.11.2]・() 塗厚 ・標準仕様書[表15.11.8]・() 耐力壁の指定 ・図示(図面番号:) 工程種別 ・A種・B種																																																																																																																																																					
	5. 普通ボルト(7.2.3) (表7.2.3) (7.3.2)	ボルト及びナットの材料等、ボルトのねじの呼び ・図示(図面番号:) ボルトの端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・図示(図面番号:)		18. 溶接部の試験(7.6.12)	スカラップの形状 ・図示(図面番号:) 試験の種別 溶接部の外観試験方法 ・() ・超音波探傷試験 溶接区分 AOQL(%) 檢査水準 備考 現場溶接 ・全数試験 工場溶接 ・2.5 ・4.0 ・6		19. 鎌止め塗装(7.8.2) (7.8.4)	耐火被覆材の接着する面への塗装 塗装範囲 図示(図面番号:) 種別 ①標準仕様書[表18.3.1] (A)種 ・標準仕様書[表18.3.2] ()種 耐火被覆材の接着する面以外への塗装 塗装範囲、種別 図示(図面番号:)		20. 耐火被覆(7.9.2) (7.9.3)	部位 種類 材料 工法 耐火性能		21. 軽量形鋼(7.11.2)	接合部(ボルト接合の場合) ・普通ボルト接合 ・()		22. 溶融亜鉛めっき工法(7.12.5)	摩擦面の処理 ・プラスチック処理(表面粗度50μmRz以上) ・りん酸塩処理		23. 柱底均し(7.2.9) (7.10.3) (表7.10.2)	柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		24. 板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験(7.2.10)	・JIS G 0901により行う		25. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		26. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		27. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		28. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		29. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		30. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		31. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		32. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		33. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		34. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		35. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		36. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		37. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		38. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		39. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		40. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		41. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		42. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		43. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		44. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		45. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		46. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		47. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		48. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		49. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		50. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		51. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		52. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		53. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		54. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		55. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		56. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		57. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		58. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		59. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		60. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		61. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		62. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		63. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		64. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		65. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		66. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		67. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		68. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		69. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		70. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		71. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		72. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		73. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		74. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		75. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		76. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		77. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		78. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		79. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		80. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		81. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		82. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		83. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		84. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		85. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		86. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		87. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		88. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		89. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		90. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		91. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()		92. 柱底均しモルタルの工法、厚み ・A種()mm ・B種()mm 無収縮モルタルの材料及び調合 ・標準仕様書[7.2.9](2)(7)~(I) ・()	

7 舗 装 工 事	試験 ・ 路床土の支持力比(CBR)試験 ・ 路床締固め度の試験 ・ 現場CBR試験				8.砂利敷き (22.9.2)	・ 通路部 ・ 建物周囲	・ A種 ・ B種 ・ ()	・ A種 ・ B種 ・ ()			
	2.路盤 (22.3.2) (表22.3.1) (22.3.3)	舗装の種類	路盤の厚さ(mm) 車道部 歩道部								
		① アスファルト舗装	・ (150) ・ ()								
		・ カラー舗装	・ () ・ ()								
		・ 透水性アスファルト舗装	・ () ・ ()								
		・ インターロッキング ブロック舗装	・ () ・ ()								
		・ ()	・ () ・ ()								
	3.アスファルト 舗装 (22.4.2)～ (22.4.6) (表22.4.1)～ (表22.4.6)	舗装の構成及び厚さ	① A-5-15 ・ 図示(図面番号 :) ・ A-3-10 ・ ()								
		平坦性	① 通行の支障となる水たまりを生じない程度								
		・ 図示(図面番号 :)									
	4.コンクリート 舗装 (22.5.2)～ (22.5.6) (表22.5.1)	再生アスファルトの種類	・ 60～80 ・ 80～100 ・ 図示(図面番号 :)								
		表面層の種類	① 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13) ・ ()								
		試験	・ アスファルト混合材等の抽出試験								
	5.カラー舗装 (22.6.2) (22.6.3) (表22.6.1)	舗装の構成及び厚さ	・ 図示(図面番号 :)								
		平坦性	・ 通行の支障となる水たまりを生じない程度								
		・ 図示(図面番号 :)									
		コンクリートの種類	・ 普通コンクリート ・ 図示(図面番号 :)								
		設計基準強度等	・ 標準仕様書 [表22.5.1] ・ ()								
		早強セメント	・ 使用する								
		注入目地材料	・ 低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ								
		目地	・ 種類() ・ 間隔() ・ 標準仕様書 [表22.5.3]								
		目地の構造	・ 標準仕様書 [图22.5.1] ・ 図示(図面番号 :)								
	6.透水性アス ファルト舗装	種類	・ 加熱系 ・ 結合材 ・ 添加材								
		・ ()	・ アスファルト ・ 石油樹脂系(顔料の添加量 :)								
		常温系	・ 常温系								
		工法	・ ニート工法 ・ 塗布工法								
		着色部下部	・ アスファルト舗装 ・ コンクリート舗装								
		ニート工法及び塗布工法の配合その他	・ 図示(図面番号 :)								
		試験	・ アスファルト混合物等の抽出試験								
	7.ブロック系舗装 (22.8.2) (22.8.3) (表22.8.1)	舗装構成	・ 図示(図面番号 :)								
		種類	・ コンクリート ・ 平板舗装	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考					
		・ インターロッキング ブロック舗装	・ 普通ブロック ・ 透水性ブロック	車道部 歩道部	・ 300角 ・ 80 ・ () ・ 60 ・ ()	・ 60 ・ () ・ () ・ () ・ ()	目地 ・ 砂 ・ モルタル 表面加工 ・ 研ぎ出し ・ 洗い出し ・ たたき出し				
		・ 槌打用ブロック			・ 80 ・ ()	・ ()	表面加工 ・ 標準品 ・ () 曲げ強度 ・ ()				
		・ 鋸石舗装	・ 小舗石 ・ 花こう岩 ・ ()		・ 80～100	施工方法 ・ うろこ張り ・ () 基層 ・ コンクリート舗装 ・ アスファルト舗装 基層の厚さ ・ () mm					
		コンクリートの平板舗装及び鋸石舗装のクッション材	・ 砂 ・ 空練りモルタル ・ 図示(図面番号 :)								
		平坦性	・ 平板等の段差3mm以内 ・ 図示(図面番号 :)								

・	・	・
・	・	・
・	・	・
・	・	・

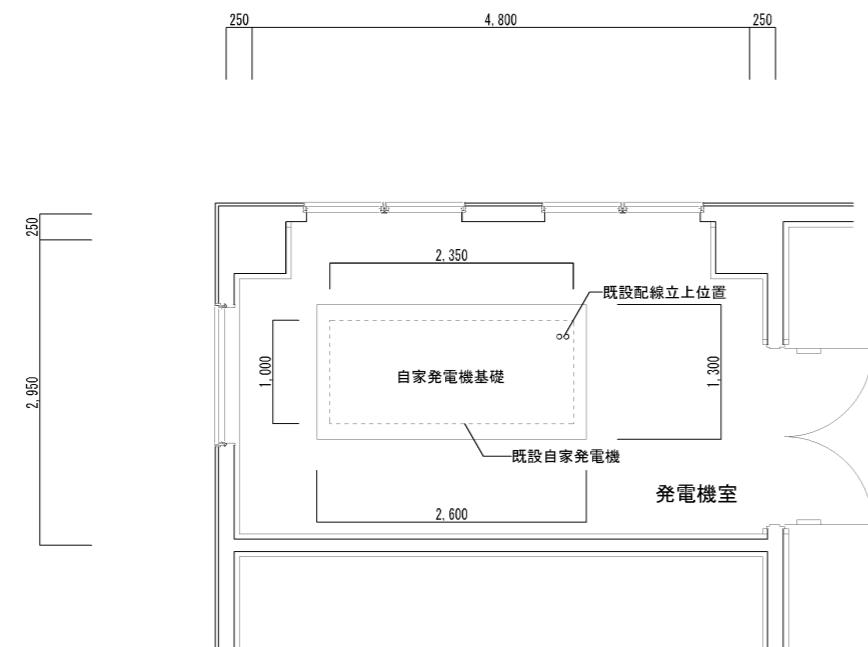


※工事関係者の昇降は外部昇降足場を使用する
※建築工事における搬出入時の仮設計画を示す

配置図 1/500

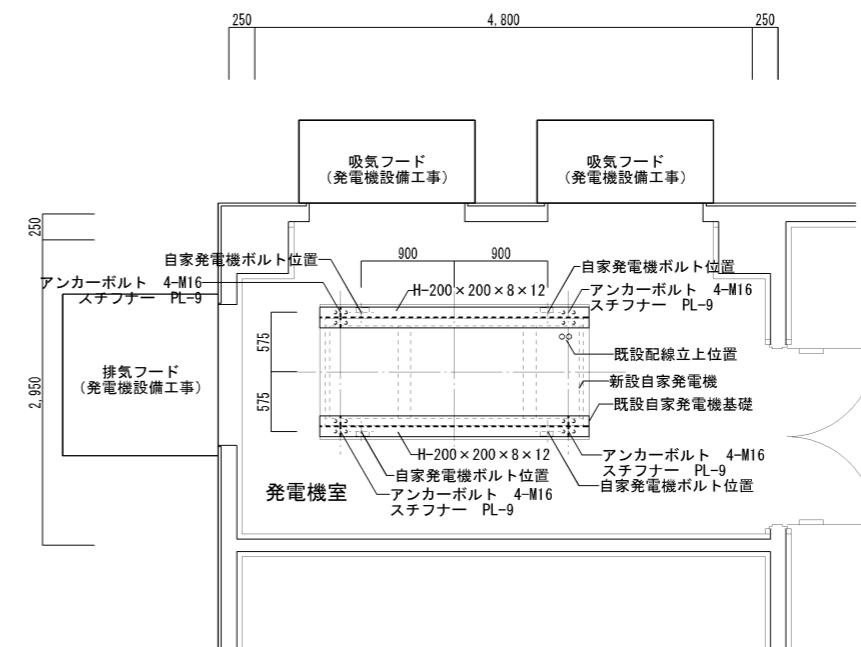


備考	



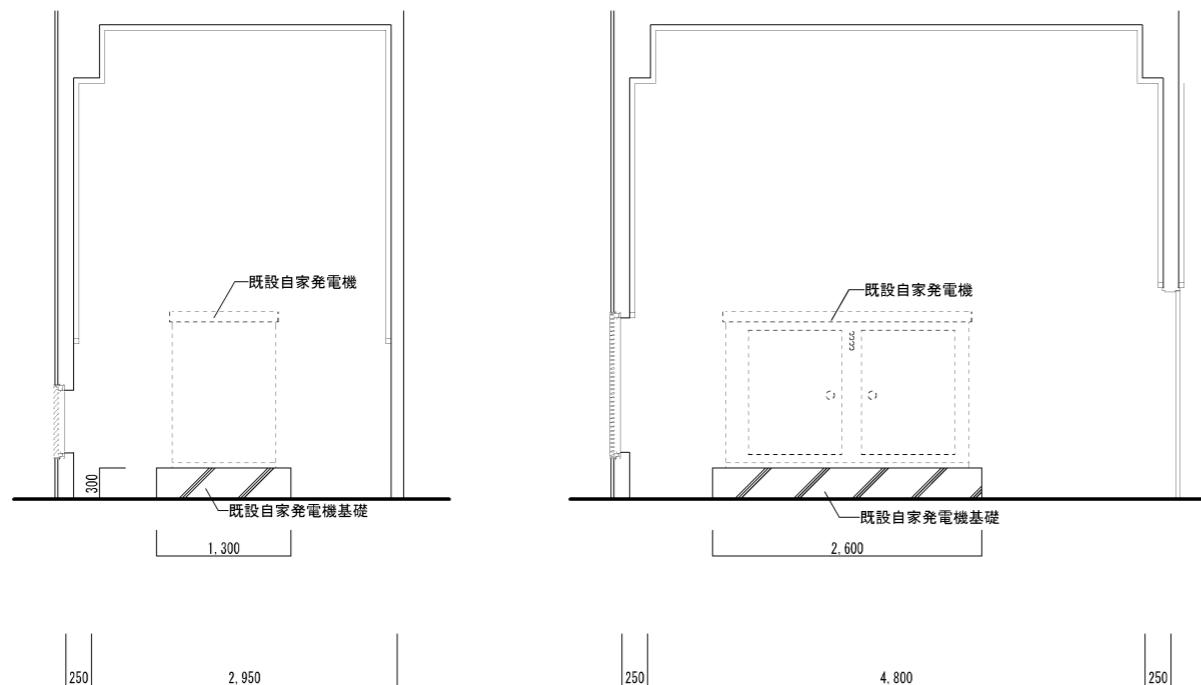
発電機基礎改修平面図 S=1/50

(現況)



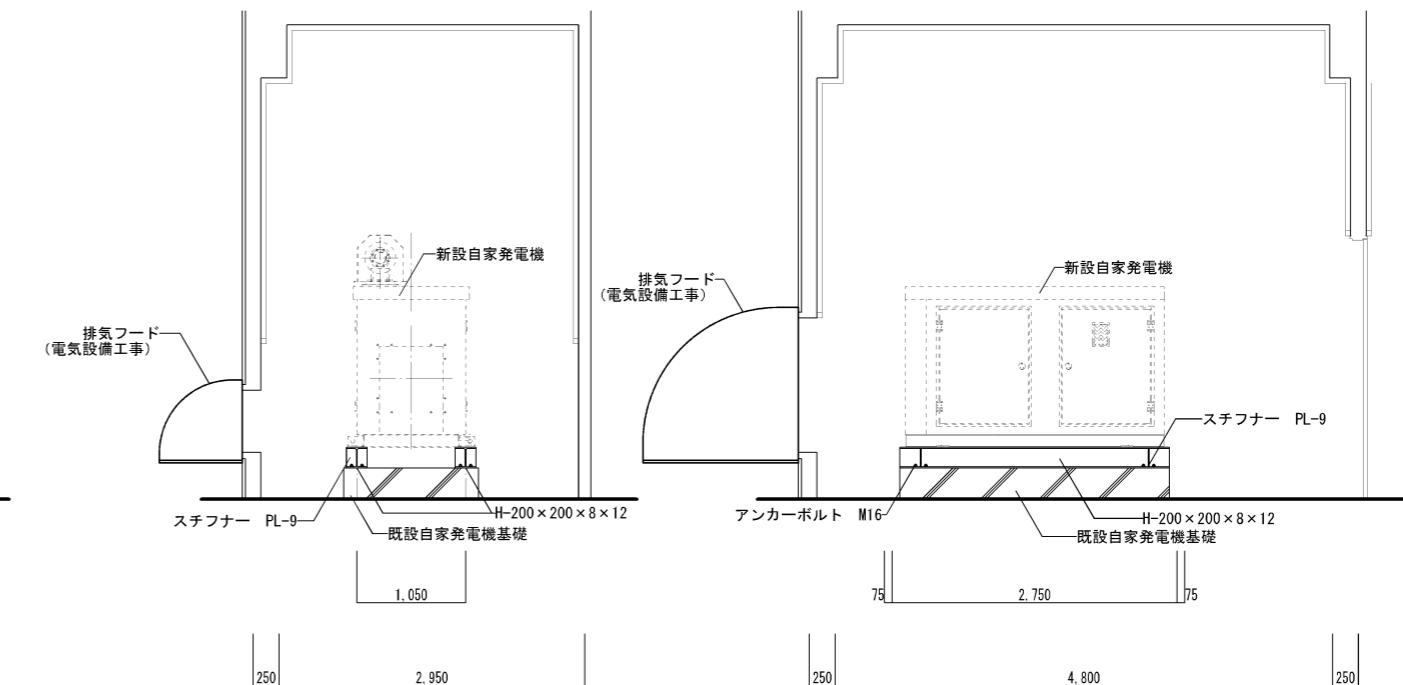
発電機基礎改修平面図 S=1/50

(改修後)



発電機基礎改修断面図 S=1/50

(現況)



発電機基礎改修断面図 S=1/50

(改修後)

備考	

(株)田端隆建築設計

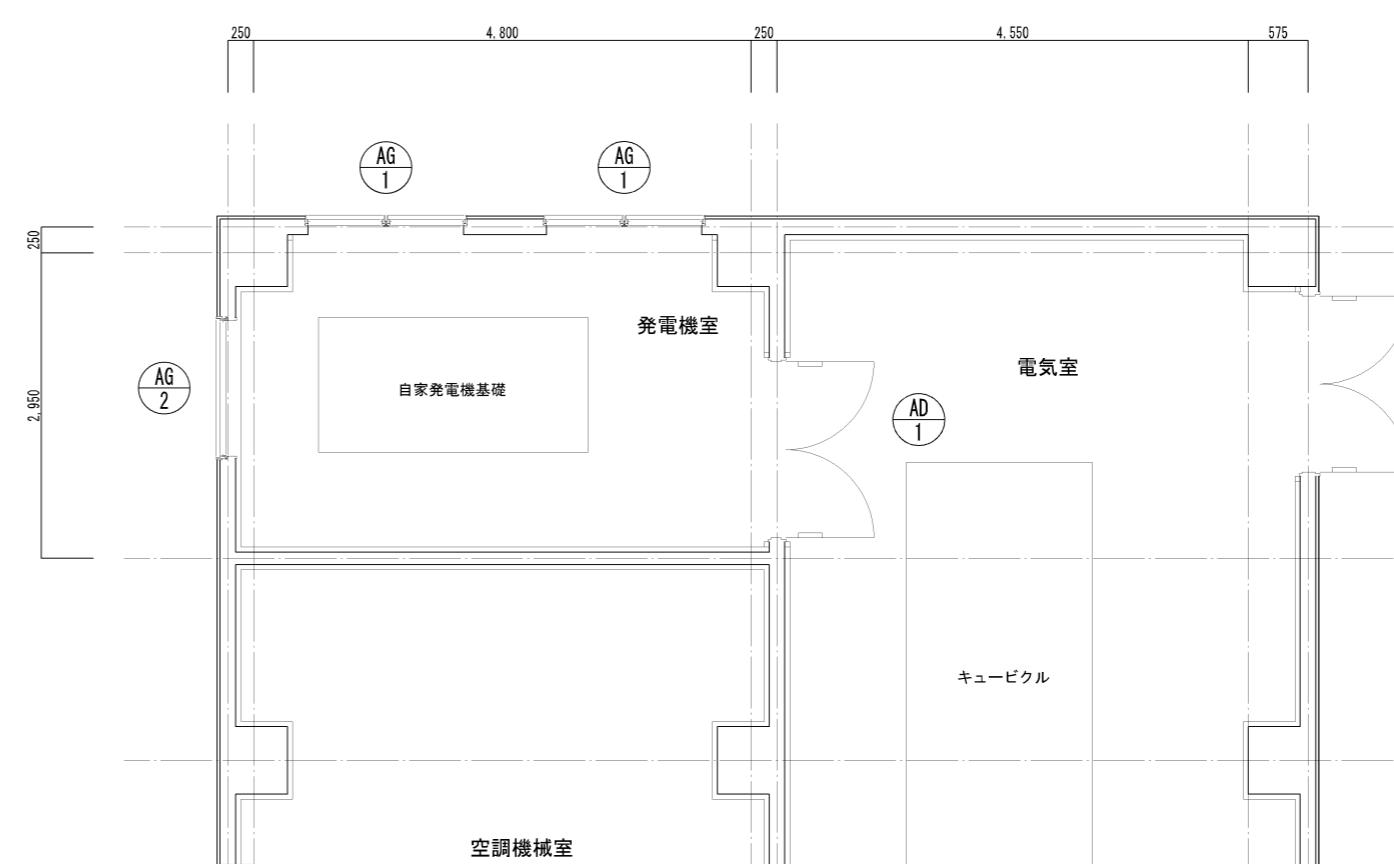
三重県知事登録第1-861 一般建築士 No.352551 田端 道也

設計代表者	設計担当者	SCALE
一般建築士 No.352551 田端道也	一般建築士 No.352551 田端道也	1/50
既設基盤 既設構造	既設基盤 既設構造	1/100
		R 5 . 3

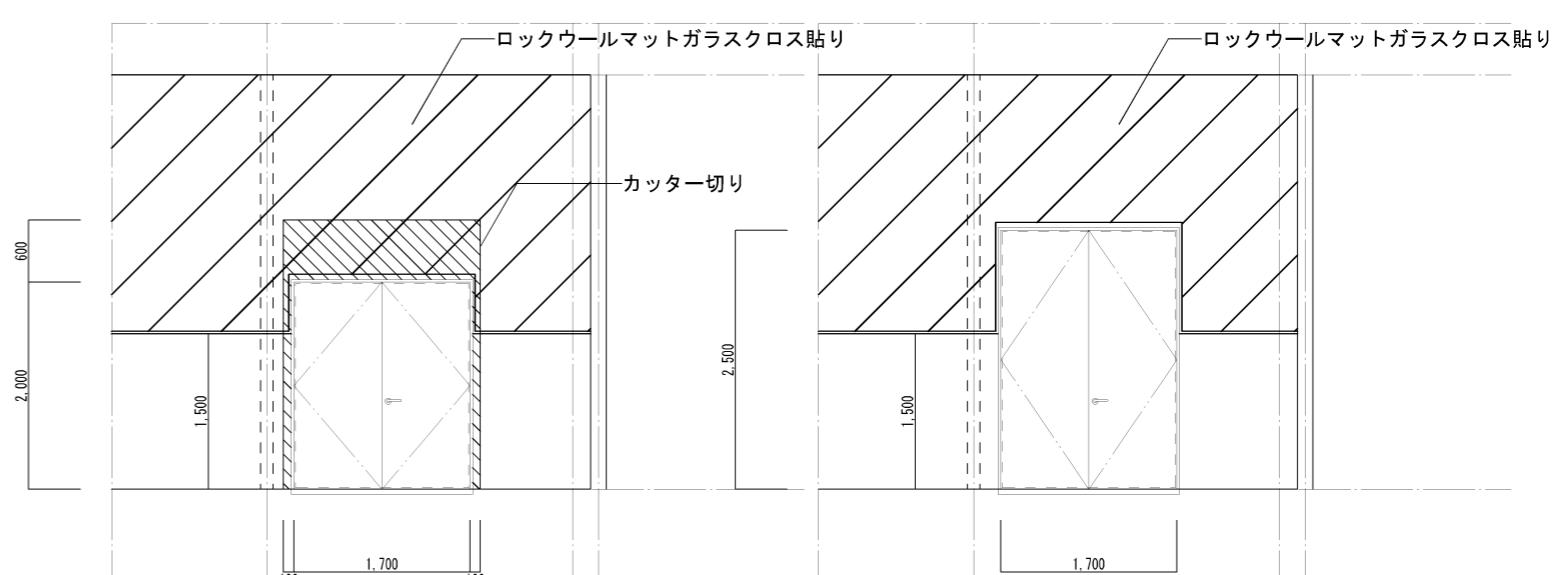
工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称 発電機基礎架台改修図

A - 09
原図 : A2

符号	AG 1 アルミ製固定ガラリ	AG 2 アルミ製固定ガラリ
	撤去	撤去
姿図 S=1:50		
位置 数量	発電機室 2	発電機室 1
材質 見込	RC用70	RC用70
仕上	アルミ電解発色処理	アルミ電解発色処理
ガラス		
付属金物	アングルピース、アルミ額縁	アングルピース、アルミ額縁
		ステンレス製網戸
備考		

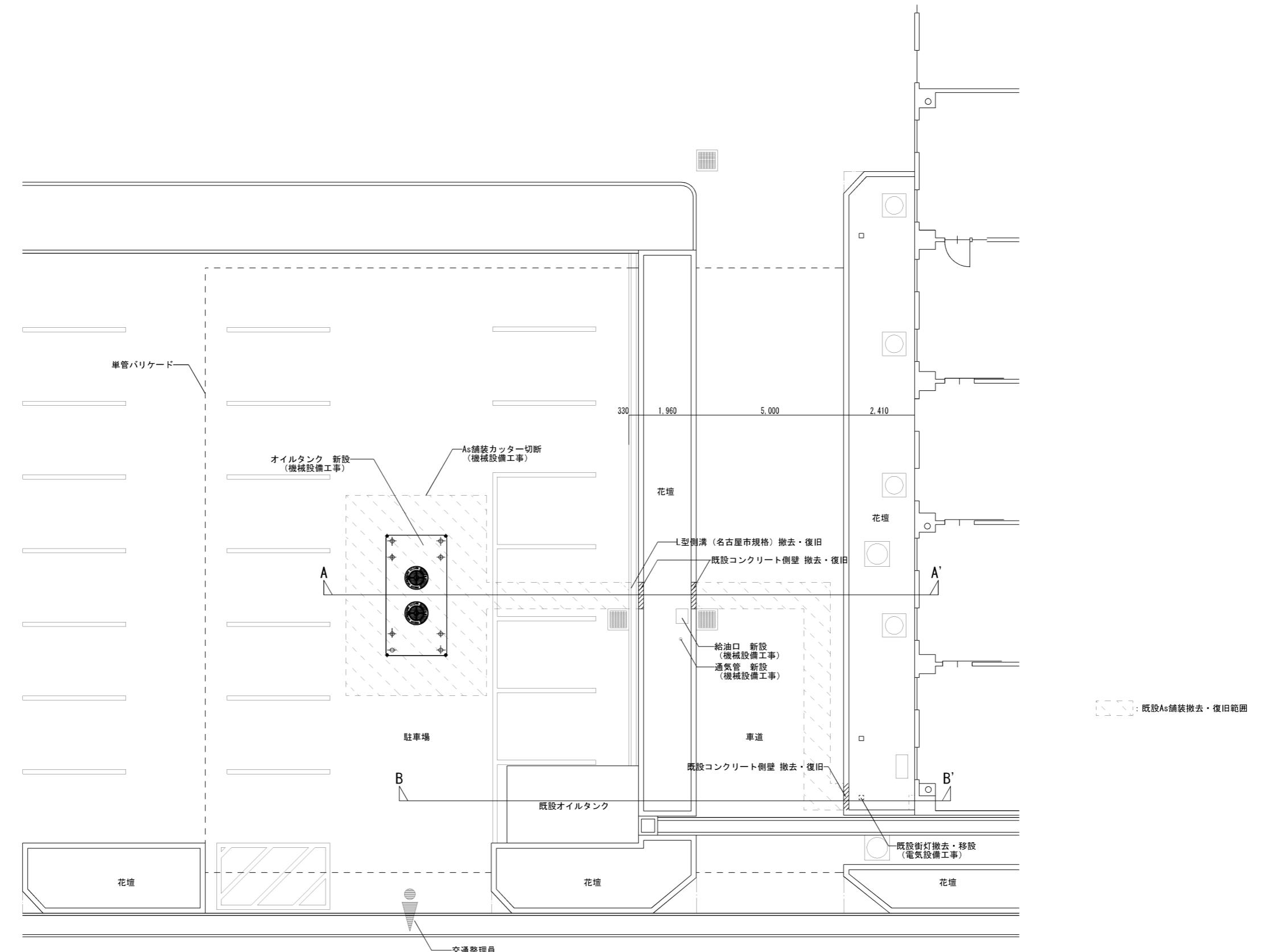


符号	SD 1 鋼製両開きフラッシュドア (防音ドア)	SD 1 鋼製両開きフラッシュドア (防音ドア)
	撤去	新設
姿図 S=1:50		
位置 数量	発電機室 1	発電機室 1
材質 見込	鋼板 扉: 40	鋼板 扉: 40
仕上	焼付塗装	焼付塗装
ガラス		
付属金物	丁番、グレモン錠、シリンダー錠 フランス落し、ドアチェック(ST付) 戸当たり、SUS沓ずり、鋼製3方枠	丁番、グレモン錠、シリンダー錠 フランス落し、ドアチェック(ST付) 戸当たり、SUS沓ずり、鋼製3方枠
備考	枠四周合成ゴム、ロックウール充填、 レバーハンドル締め、内側サムターン	枠四周合成ゴム、ロックウール充填、 レバーハンドル締め、内側サムターン



AG1 改修図 S=1/50

: コンクリート斬り範囲を示す



配置図 S=1/100

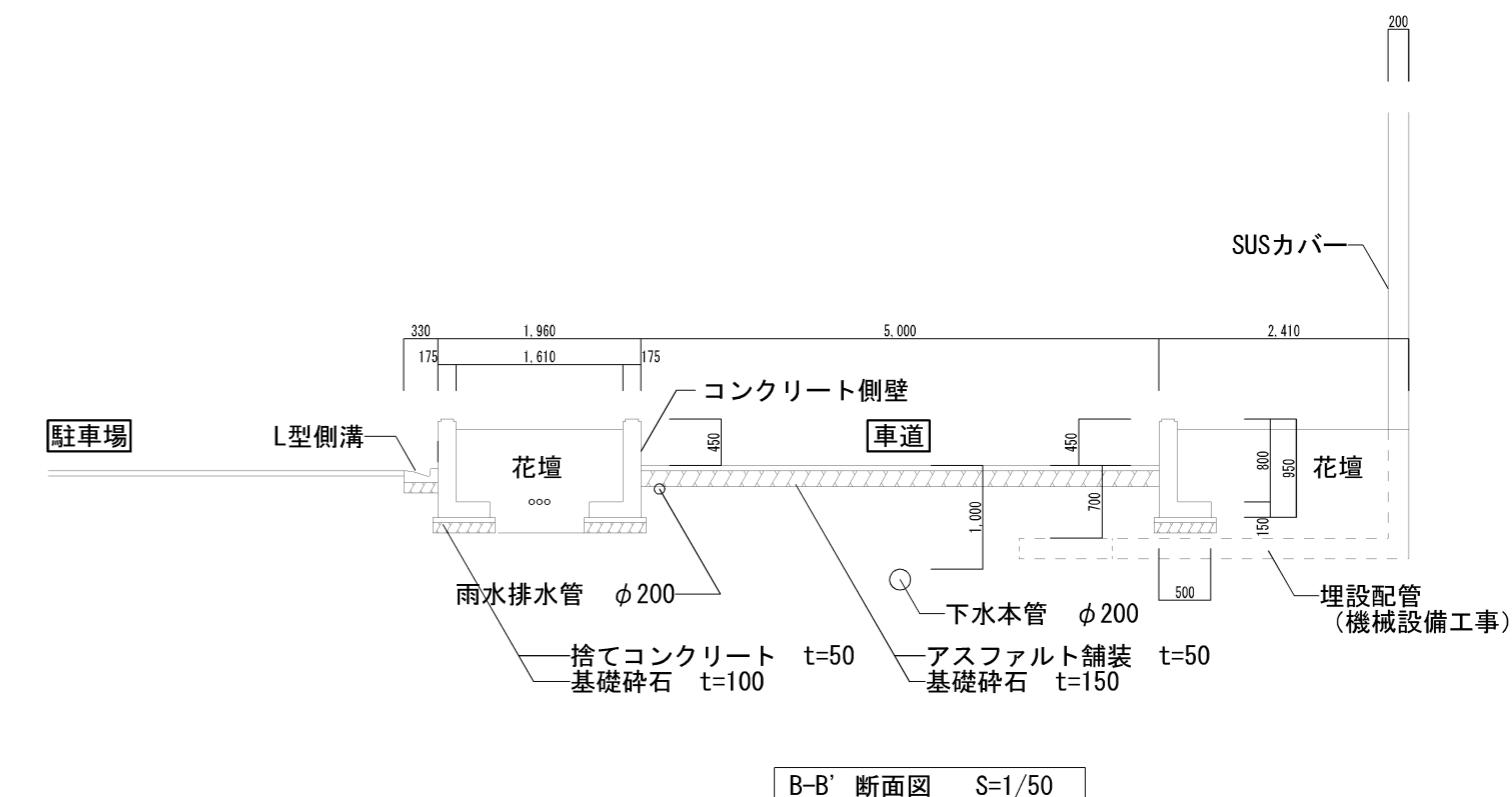
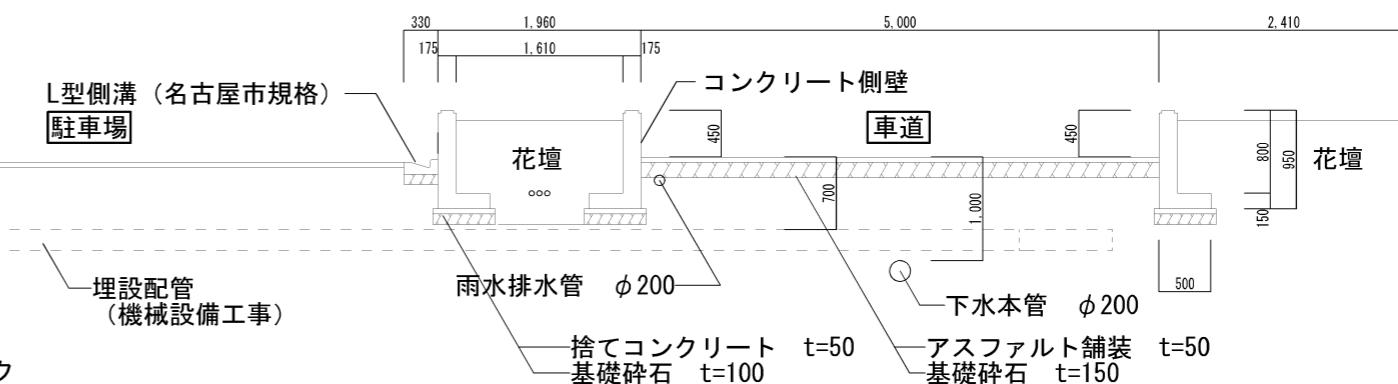
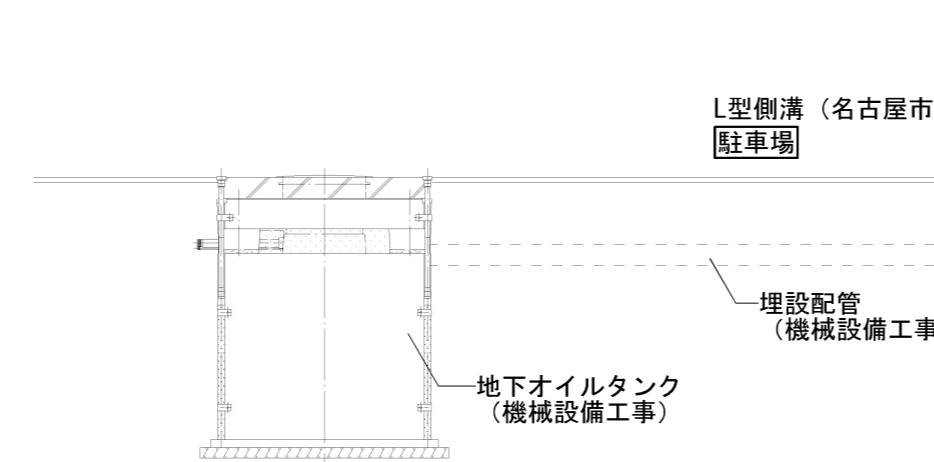
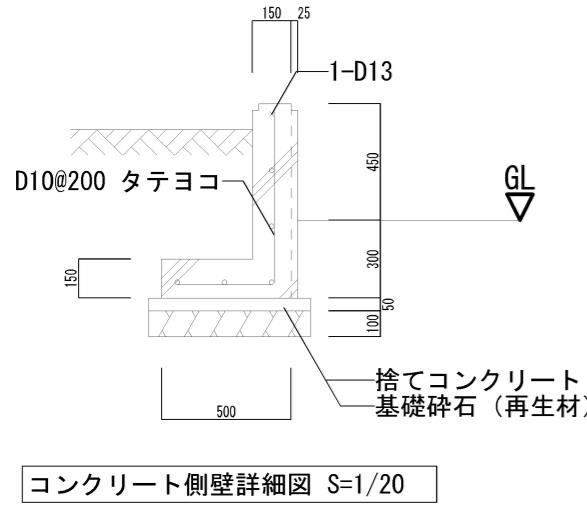
備考	

(株)田端隆建築設計

三重県知事登録第1-861 一般建築士 No.352551 田端 道也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称
一般建築士 No.352551 田端 道也	一般建築士 No.352551 田端 道也	1/100 1/200	いきいきセンター非常用発電機更新工事
構造設計士 No.352551 田端 道也	構造設計士 No.352551 田端 道也		
電気設備工事 No.372093 田端 道也	電気設備工事 No.372093 田端 道也		
		R 5 . 3	図面名称 外構工事 平面図

A-11
原図:A2



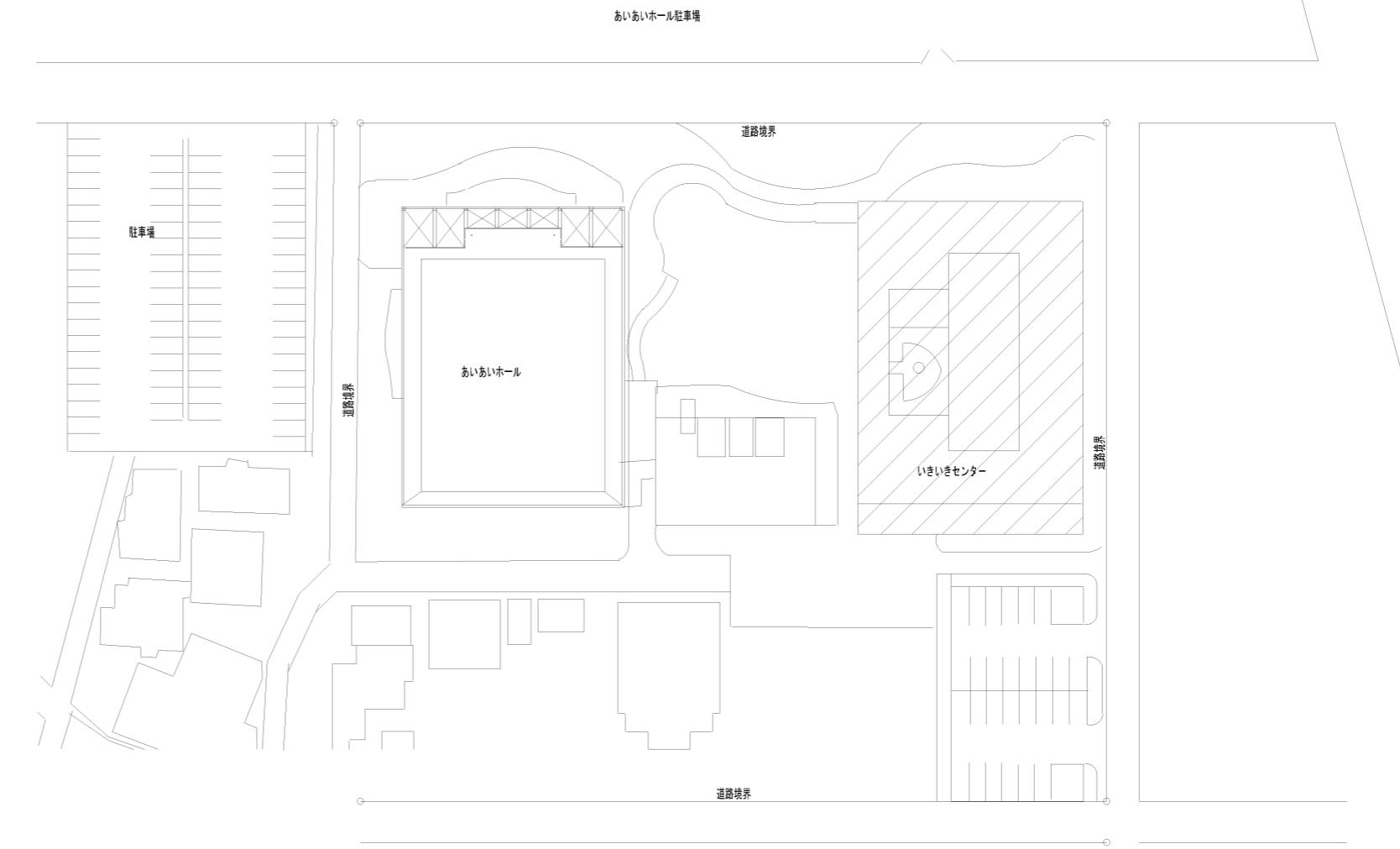
備考	

いきいきセンター非常用発電機更新工事 設計図		項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
仕様書		③ 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有するべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に示す材料・機材等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ② 生産実績及び品質の管理が適切に行われていること。 ③ 安定的供給が可能であること。 ④ 法令等に定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ パッケージ等の営業体制が整えられていること。	⑯ 建設発生土の処理	・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○ 携外搬出一切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受け入れ承諾書の写しを提出すること。 分電盤、制御盤及び端子台等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承認を受けて更変しても差し支えない。 また、機械室等の未処理部は構面図上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出部分は直井とし、その場合は直井に亘りて接続線を設ける。	㉓ 接地極	接地極の材料は下記による。なお、接地極 E B (14φ) の長さは 1,500mm 以上とし、10φは W=30 L=900mm 以上、14φは、W=40 L=1,200mm 以上としても差し支えない。 接地の種類 記号 接地抵抗値 接地極(参考) ・ 共同接地 E A,B,C 10Ω以下 E B (14φ) × 3連一組 ・ 共同接地 E A,B,C 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ A種 E A 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ・ B種 E B 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ○ D種 E D 100Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm) ・ C種 E C 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ・ 高圧遮断器用 E H 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ 低圧遮断器用 E L 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ・ 構造接地用 E G 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ 交換機用 E H 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ 通信用 E H 10Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm) ・ 通信用 E H 100Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm) ・ 測定用 E H 10Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm)
I. 工事概要	1. 工事場所 川越町大字 豊田一色 地内	2. 建物概要	建物名稱 構造 路 敷 建築基準法による延べ面積(m ²) 別表第一 備考 いきいきセンター R.C造 4階建 4,564.42	3. 工事種別 (O印の付いたものを適用する)	建物別及び屋外工事種別	本館 屋外	
・ 電灯設備							
・ 駆動設備							
・ 電気自動車用充電設備							
・ 電熱設備							
・ 音響設備							
・ 受変電設備							
○ 発電設備 改修一式							
・ 橋内電報通信設備							
・ 橋内交換設備							
・ 情報表示設備							
・ 映像・音響設備							
・ 拡声設備							
・ 誘導支援設備							
・ テレビ共同受信設備							
・ 監視カメラ設備							
・ 駐車場管制設備							
・ 防犯・入退室管理設備							
・ 火災報知設備							
・ 中央監視制御設備							
・ 構内配電線路							
・ 構内通信線路							
・ テレビ電波障害除去工事							
・ 建築工事							
・ 機械設備工事							
4. 指定部分 O 無 有 対象部分 () 指定部分工期 令和 年 月 日							
II. 工事仕様							
1. 共通仕様							
(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官営施設部制定の下記仕様等のうち、O印の付いたものによる。 ○公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。） ○公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。） ○公共建築設備工事標準規程（電気設備工事編）（令和4年版）（以下、「標準規程」という。）							
2. 特記仕様	項目及び特記項はO印の付いたものを適用する。						
項目	特記事項						
1. 通用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 ・ 風速 (V=34m/s) ・ 地表面粗度区分 (· I · II · III · IV) ・ 積雪荷重 ・ 垂直積雪量 (0.3m)						
2. 環境への配慮	(1) 建築物内部に採用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、半板積材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びマチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び接着剤は、可塑剤、マレイン酸ジエチルアミド及びマレイン酸ジエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。 ③ 難燃性の材料を使用して作られた家具、書類、実物台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びマチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分において、「接合対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散基準材以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散基準材 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (3) 「国等による環境物品等の認定の推進に関する法律」に基づく特定認定物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の認定の推進に関する法律」による。						
3. 施工検査	○ はり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査埋設物調査を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査(定性分析)により石綿が含まれている場合は、定量分析を実施する。） 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。						
12. 非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。なお、放射線透過程検査による場合は特記し、撮影枚数は、1枚以上／部位とする。						
13. 穿孔作業	既存躯体に穿孔する場合は金属探査により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。						
14. 耐震安全性的分類と耐震施工	(1) 設置機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。(100%以上の機器を対象とする。) 1) 計算用水平地盤力 機器の重量(kN)に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお耐震化の場合、設計用水平震度は次による。 設計用水平震度						
15. 他工事等	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 ・ 風速 (V=34m/s) ・ 地表面粗度区分 (· I · II · III · IV) ・ 積雪荷重 ・ 垂直積雪量 (0.3m)						
16. 環境への配慮	(1) 建築物内部に採用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、半板積材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びマチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分に応じた材料を使用する。 ② 接着剤及び接着剤は、可塑剤、マレイン酸ジエチルアミド及びマレイン酸ジエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く) が添加されていない材料を使用する。 ③ 難燃性の材料を使用して作られた家具、書類、実物台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びマチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放出量」の区分において、「接合対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散基準材以外の材料 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散基準材 ④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 (3) 「国等による環境物品等の認定の推進に関する法律」に基づく特定認定物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の認定の推進に関する法律」による。						
4. その他	接地極の材料は下記による。なお、接地極 E B (14φ) の長さは 1,500mm 以上とし、10φは W=30 L=900mm 以上、14φは、W=40 L=1,200mm 以上としても差し支えない。 接地の種類 記号 接地抵抗値 接地極(参考) ・ 共同接地 E A,B,C 10Ω以下 E B (14φ) × 3連一組 ・ 共同接地 E A,B,C 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ A種 E A 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ・ B種 E B 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ○ D種 E D 100Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm) ・ C種 E C 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ・ 高圧遮断器用 E H 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ 低圧遮断器用 E L 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-2組 ・ 構造接地用 E G 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ 交換機用 E H 10Ω以下 E B (14φ) × 3連-3組 ・ 通信用 E H 10Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm) ・ 通信用 E H 100Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm) ・ 測定用 E H 10Ω以下 E B (10φ) × 1 (L=1,000mm)						
5. 施工	図面において、室名に () を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。 壁付、隠設の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。 壁付、隠設の機器等の取付高さ [mm] 名 称 测 点 取付高さ [mm] プラケット(一般) 床上～中央 2,100 " (説揚) " 2,500 " (鏡上) " 鏡上端～中央 150 スイッチ(一般) 床上～中央 1,200 " (鏡) " 1,200 コンセント(土間) 床上～中央 150 " (和室) " 150 コンセント(土間) 床上～上端 800～1,300 コンセント(電動車いす充電用) " 900 引込開閉器箱(低圧) 床上～上端 1,500 分電盤、制御盤、実験盤 床上～中央 1,500(上端1,900以下) 開閉器箱 " 1,500 電磁開閉器用押しボタン 地上、床下～中央 500 接続用接合子箱 床上～下端 800 接地極埋設機 地上～中心 600 給油ボックス 地上～給油口 300 室内端子盒(廊下・室内) 床上～下端 300 中間端子盒(EP-S・電気室) 床上～中央 1,500 壁付電話機 地上～中央 1,300 時計 " 1,500(上端1,900以下) 子時計、スピーカー " 1,200 アラーム " 1,200 表示盤 " 1,200 警報器(出張表示用) " 1,200 外部受付用インターホン(子機) " 1,100 壁付インターホン(上記以外) " 1,100 壁面図による 器具容量、コンデンサ回路の配線 電動機 配線用遮断器等 [A] 電流計 コンデンサ回路 [μF] 定格 定格電流 (参考値) 直入始動(ー)始動 [A] 入力側 [A] EM-IE IV 長さ3m以下 50Hz 60Hz 出力 [kW] MCB MCB MCB MCB 0.2 1.8 15 — 15 3 2.0 2.0 2.0 15 10 0.4 3.2 15 — 15 5 2.0 2.0 2.0 20 15 0.75 4.8 15 — 15 5 2.0 2.0 2.0 30 20 1.5 8 30 — 15 10 2.0 2.0 2.0 40 30 2.2 11.1 40 — 20 10 2.0 2.0 2.0 50 40 3.7 17.4 75 — 30 20 2.0 2.0 2.0 75 50 5.5 26 100 60 50 30 3.5 5.5 2.0 100 75 7.5 34 125 75 60 50 3.5 5.5 2.0 150 100 11 48 125 125 75 60 8.0 14 2.0 200 150 15 65 125 150 125 60 8.0 14 2.0 250 200 18.5 79 150 175 125 100 14 22 3.5 300 250 22 93 175 200 150 100 14 22 3.5 400 300 30 124 250 300 200 150 14 22 5.5 500 400 37 152 300 350 225 200 14 22 8.0 600 500 45 190 400 450 300 200 14 22 8.0 600 500 45 228 450 500 350 250 22 38 8.0 397 300						
6. 施工	400V三相誘導電動機回路の器具容量等 器具容量、コンデンサ回路の配線 電動機 配線用遮断器等 [A] 電流計 コンデンサ回路 [μF] 定格 定格電流 (参考値) 直入始動(ー)始動 [A] 入力側 [A] EM-IE IV 長さ3m以下 50Hz 60Hz 出力 [kW] MCB MCB MCB MCB 0.2 0.9 15 — 3 2.0 2.0 2.0 5 5 0.4 1.6 15 — 15 3 2.0 2.0 2.0 5 5 0.75 2.4 15 — 15 5 2.0 2.0 2.0 7.5 5 1.5 4 15 — 15 5 2.0 2.0 2.0 10 7.5 2.2 5.5 20 — 15 10 2.0 2.0 2.0 15 10 3.7 8.7 20 — 15 10 2.0 2.0 2.0 20 15 5.5 13 40 30 30 15 2.0 2.0 2.0 25 20 7.5 17 75 40 30 20 2.0 3.5 2.0 40 25 11 24 100 60 50 30 3.5 5.5 2.0 50 40 15 32 125 75 6						

項目	特記事項	項目	・アスベスト含有物の取り扱い
②工事用電力、水等	○本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署の他の関係機関への諸手続等にに関する費用は、受注者の負担とする。 ・町支給とする。ただし、機内既存施設より利用可能な範囲に限る。	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針(産業廃棄物の積体等の作業及び労働者が石綿等による露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿による露防止に関する記述)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。
③産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求する事ができる。		石綿含有物削除及び汚染防止法の各規定に基づき官公署等への届出等を行うこと。 ・事前調査結果及び特種粉塵測定等作業の報告を行うこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者の報告書を行なうこと。
④工事の保険	○建設工事保険（賠理財物担保契約に加入）（保険証券の写しを提出） ○請負業者賠償責任保険（保険証券の写しを提出） 加入期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有建材の作成を行なうこと。 ・アスベスト除去完了に伴う発注者の報告書を行なうこと。 ・アスベスト含有建材除去後の仕上げ 施工箇所及び工法 ※図示
⑤建設共済等	下記の如きに加入すること。 ○法定外災火補償制度（加入証明書を提出） 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙入り箱	3 アスベストの含有調査	分析による確認 ・行う (※表による) • 行わない
⑥工事実績情報の登録	工事請負代全額500万円以上の工事は、工事実績情報（ORINS）の登録手続きを行なうこと。	4 アスベスト含有吹付け材の除去	調査方法 1材料あたりの試料数 ※定性分析(3) • 1 ※定量分析(※3) • 1 ※定量分析(3) • 1 ※定量分析(※3) • 1
⑦施工体制会帳の提出	公共工事のそれ及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制会帳の写しを提出のこと。 下記契約締結日より、10日内に提出すること。要領も同様とする。 なお、監督業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。		アスベスト含有吹付け材の有無 • 有 • 無 [9.1.3] 除去吹付け材 () 合有場所 () 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う
33 監督職員事務所	・設けない ・設ける		表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定期間 測定期 順 溶 定 場 所 測 定 点 (各施工箇所ごと) 備考 測定期1 測定期1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定期2 旅行区画周辺 又は、敷地境界 計2点 大気 測定期3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 空気を循環する 測定期4 1点 測定期5 楽じら・排気装置の様出口 1点 (注)2 測定期6 旅行区画周辺 又は、敷地境界 4方向各1点 一 測定期7 旅行区画周辺 又は、敷地境界 4方向各1点 (注)1 測定期8 旅行区画周辺 又は、敷地境界 4方向各1点 大気
⑧完成時の提出図書	監督職員の指示による下記のものを提出する。 ○工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）+施工図） ○完成図 C ADデータ P DFデータ (CD-R) ○完成図 (A4版に亘る複数枚のもの) ○完成図 (複数枚で機械設備図と併せて二つ折り複数枚のもの) (3)部 ○保全に関する資料等 (2)部 ○工事写真 (紙、CD-R)		(注)1. 各施工箇所ごとの面積が50m以下までは2点、300m以下までは3点とする。 300mを超えるものは、監督職員と協議する。
⑨発生材の処理	構外搬出適切処理とする。 発生材管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督員にA系及びD系もしくはE系の確認を受けるものとする。		(注)2. 柔じら・排気装置の性能認定
・特種管理産業廃棄物 (P C B 使用機器)	・P C B 使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。		表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法
⑩工事記録	・再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行なうこと。 ○工事写真 ・工程写真、機器部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具はデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官房企画部監修「工事写真の撮り方 建設設備編」		測定 3 測定 1, 2, 4, 6, 7, 8 測定 5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトントリアセチル又は、シウラジエチル法 試料数 約アスベスト繊維数 200本又は複数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直徑比3:1以上 定量基準 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の隔離 ※行う 除去工法
⑪換気管接続	特記すべき換気電線管(19.25...75)の表示は全て津銅電線管とする。 併し、室内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管(E19-E25...-E75)を使用してもよい。		※除外方法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。 差分方法 ・埋立区分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立区分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。		アスベスト含有仕上塗材の有無 • 有 • 無 [9.1.4] 除去塗材 () 合有場所 () 作業場の隔離 • 行う • 行わない
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び純粋測定のうえ、取り受けける。 ただし、純粋測定に耐えない場合は、監督員に報告する。		・埋立区分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立区分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
40 タンプラスイッチ	タンプラスイッチは、画面に特記なき場合、一ーム付とする。		アスベスト含有仕上塗材の除去
41 配線器具等	配線器具(スイッチ、コンセント他)の現場納り等による仕様、数量については監督員の承認を受けて変更してもさしつかえない。		アスベスト含有仕上塗材の有無 • 有 • 無 [9.1.4] 除去塗材 () 合有場所 () 作業場の隔離 • 行う • 行わない
⑫機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督員の承諾を得れば、可とする。		・水洗い工法 • 手工具ケレン工法 ・兼じん装置付高圧水洗工法 • 兼じん装置付超高压水洗工法 • 錆皮剥離工法 ・剥離材併用超高压水洗工法 • 剥離材併用超高压水洗工法 • 剥離材併用工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 • 剥離材併用ディスクグラインダーケレン工法 ・上部工法にこれらない場合は監督員と協議の上、承認を得ること。 脚立工法による場合は、工事写真の提出とし、承認を得ること。
43 合成樹脂管配線	合成樹脂可とう電線管及び付属品は、P F管(单層管)の波付管以上を使用する。		作業場の隔離 • 行う • 行わない 脚立工法
44 位置ボックス	位置ボックスで金属製を使用する場合、電線用には接地を施す。		・全面撤去 脚立工法
45 楼上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。		・全面撤去 脚立工法
⑯既設との取合い	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。		・全面撤去 脚立工法
⑰自家電気設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配管等は、監督員の承認を受けて回路と多相連してしましつかえない。		・全面撤去 脚立工法
⑱地中配管の埋設深さ等	埋設深さは原則0.6m以上とし、それにより難い場合は監督員と協議し決定すること。 地中配管に埋設権限シート(2倍)を設ける		・埋立区分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立区分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
⑲施工条件	電気設備の改修等のために在来設備を一時停止させる必要のある場合は、予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、場合によっては停電計画書等を提出し、承認を得たうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障を及ぼさないよう特に注意する。 ○施工可能日 • 土、日曜日、祝日施工有り • 指定なし ○その他 ()		アスベスト含有保溫材の有無 • 有 • 無 [9.1.4] 除去保溫材 () 合有場所 () 作業場の隔離 • 行う • 行わない
50 地中配管の埋設権	○施工可能時間 • 指定有り (時 ~ 時) • 指定なし ○高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落防止用器具はワーニング型を使用すること。 構内経路における埋設権の材質及びその個数は、画面に記載のない場合は次による。 ・鉄製 () 鋼製 () • コンクリート製 () 鋼製 ()		・埋立区分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立区分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り町内業者を優先させること。		アスベスト含有成形板の有無 • 有 • 無 [9.1.5] 除去成形板 () 合有場所 () 作業場の隔離 • 行う • 行わない 処分方法 石綿含有石膏ボード ※管理型最終処分場で埋立区分する。 石綿含有石膏ボード以外 ・埋立区分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立区分する。 ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。
52 一般照明の照度測定	一般照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。		アスベスト含有シール材の有無 • 有 • 無 [9.1.5] 除去シール材 () 合有場所 () 作業場の隔離 • 行う • 行わない 除土工法 湿度にて撤去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・埋立区分 ・アスベスト中の中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設
⑯施工図等の取扱い	施工図等の著作権に關わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。		9 特記事項 ※本工事に配置管理される者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)
備考	・ ・ ・ ・		個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たって個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。））を含む。）を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。））を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙は、この契約による工事において個人情報を適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するにあらかじめ範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 2 乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するに必要な措置を講じなければならない。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解消された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2 乙は、個人情報の管理のため、管理責任者を置くものとする。 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要とするに限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 4 四日市市条例(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に對して報告を求める、又は乙の作業場所を實地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するにあたり、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するに必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があつた場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9項において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してもはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、資料の複写等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等（複写又は複号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするところにおいて、乙は、資料等を善く管理する注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返却) 第8 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写又は複製してはならない。） (持ち出しお止め) 第9 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があつた場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9項において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してもはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、資料の複写等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等（複写又は複号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするところにおいて、乙は、資料等を善く管理する注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返却) 第10 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により廃棄し、又は返却する場合は、甲の指示により廃棄し、又は返却する。 2 前項の廃棄又は返却は、次の各号に定めるほか、乙に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1)紙媒体 シュレッダーによる裁断 (2)電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修、教育の実施) 第11 乙は、乙の従事者に対する個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱い注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱い注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができる。



案内図



配置図 S = 1 / 500

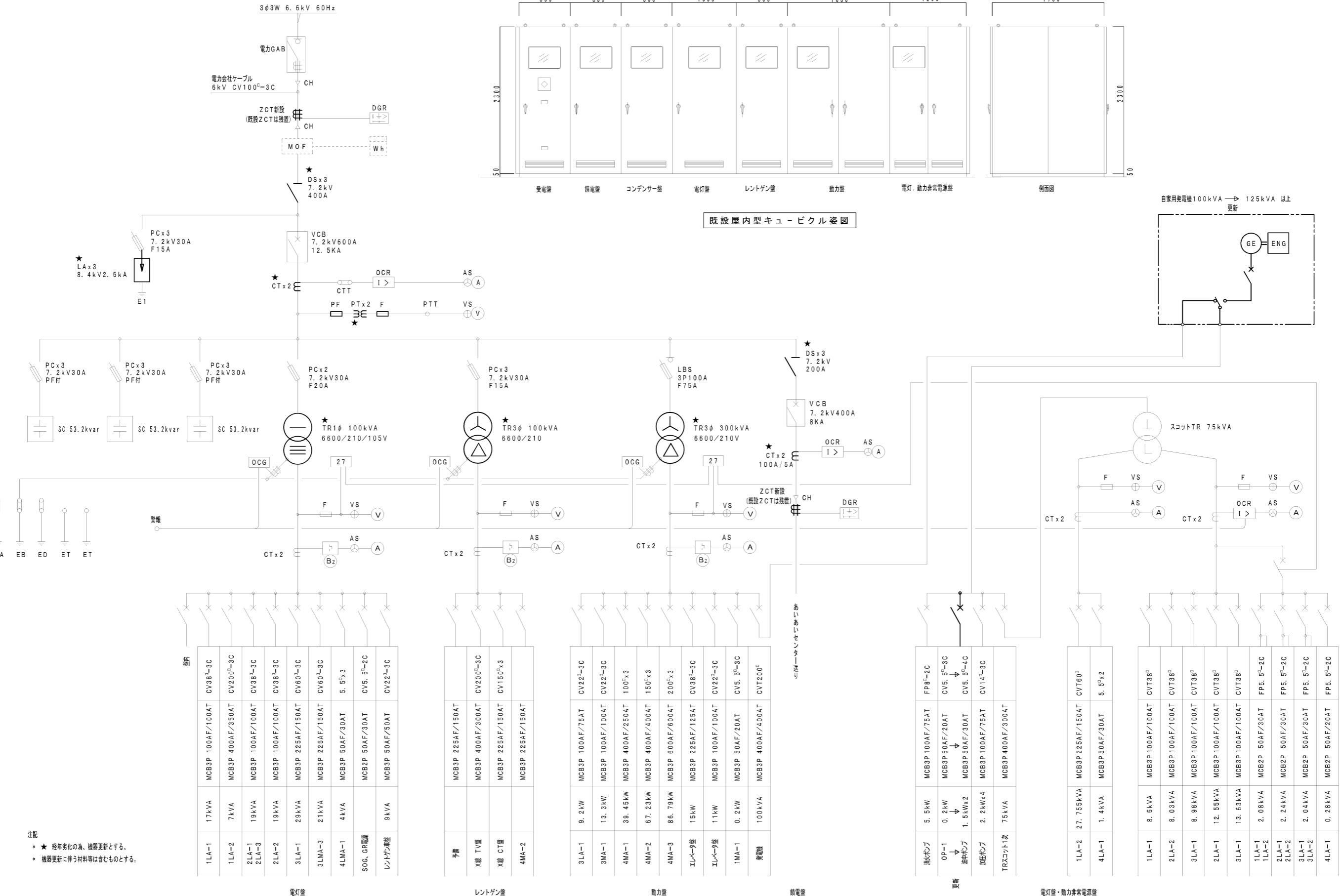
備考	

(株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 隆也

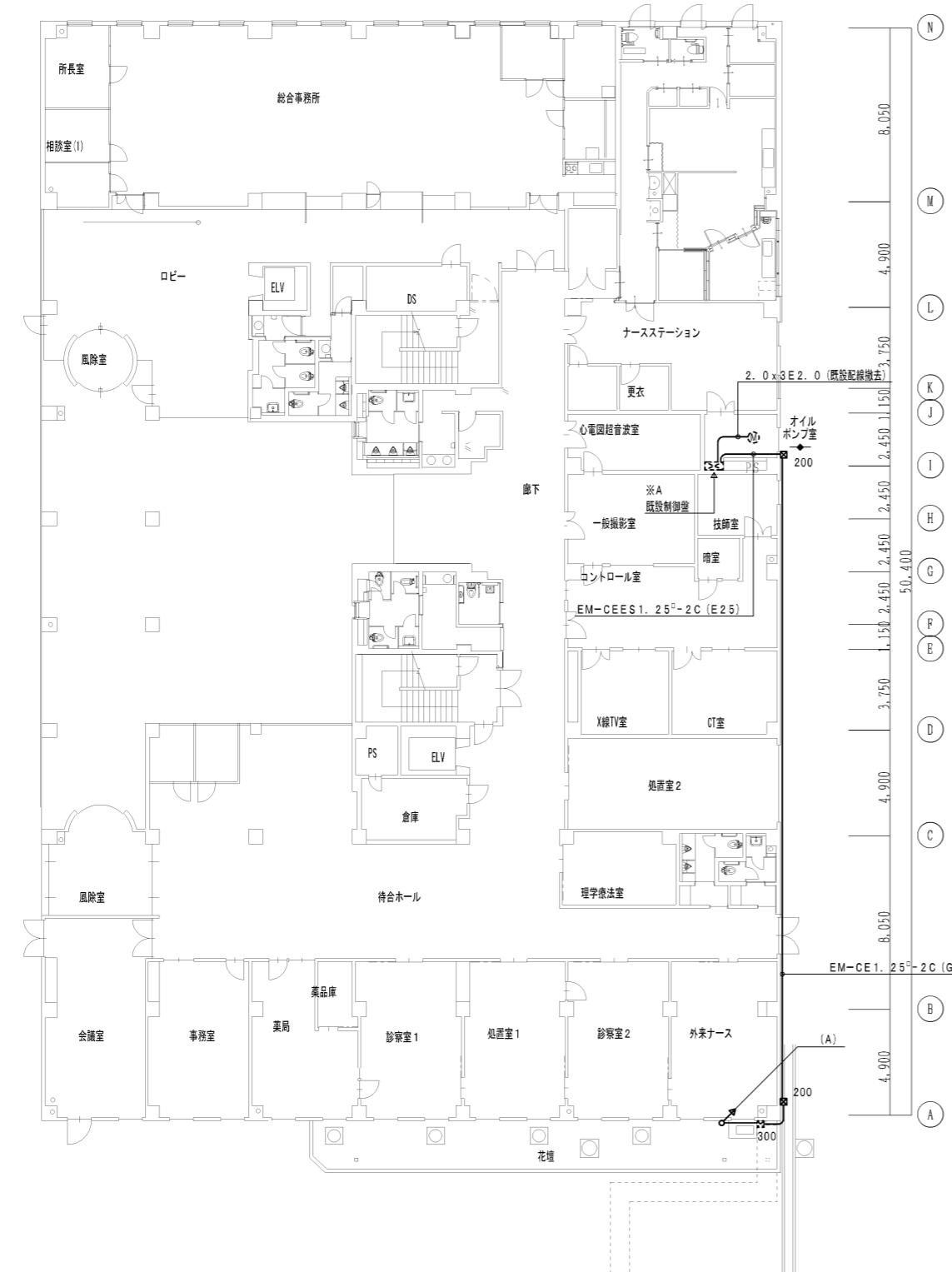
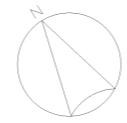
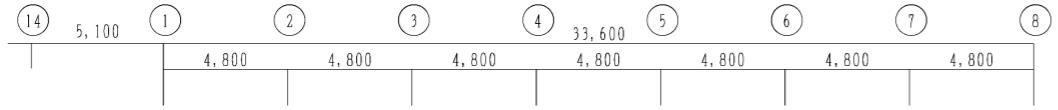
設計代表者	設計担当者	SCALE
一級建築士 No.352551 田端 隆也	一級建築士 No.321202 橋田 雄一 二級建築士 No.3684 井上千香	1:500 1:700
		DATE
		R 4.11

工事名称 いきいきセンター非常用発電機更新工事
図面名称 案内図・配置図

E-03
原図:A2



* ★ 経年劣化の為、機器更新とする。
* 機器更新に伴う材料等は含むものとする。

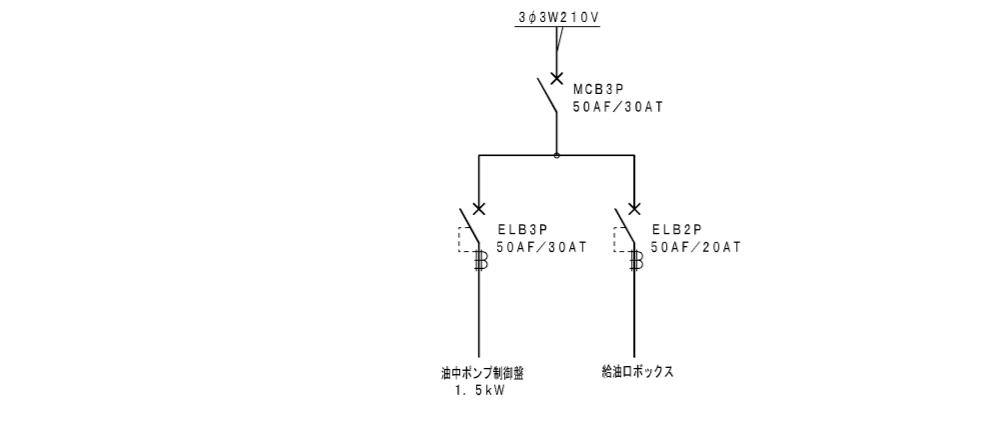


1階平面図 S=1/200

(株)田端隆建築設計

三重県知事登録第1-861 一般建築士 №352551 田端 道也

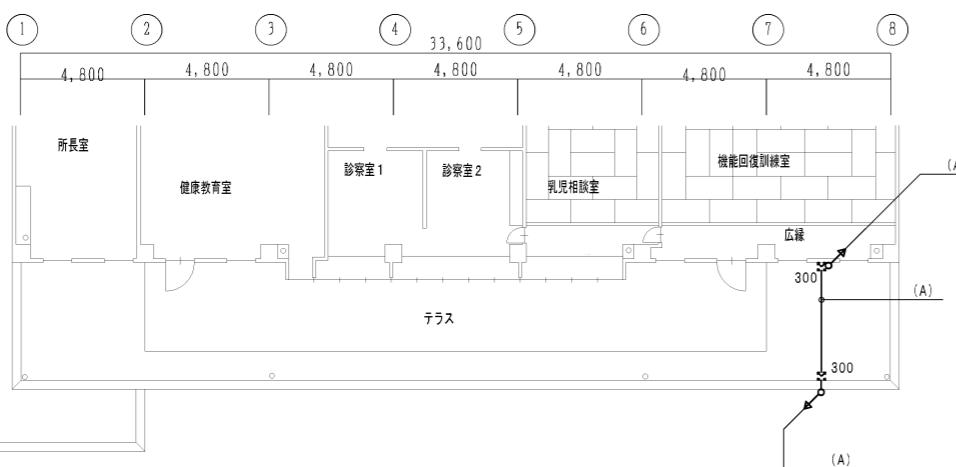
(株)田端隆建築設計		設計代表者名	設計担当者名	S C A L E	工事名称		E-05
三重県伊勢市新栄町1-8-1	一級建築士 No.352551	一級建築士 No.352551	一級建築士 No.352551	A2 - 1/100	いきいきセンター非常用発電機更新工事		原因:A2
田端 遼也	田端 遼也	田端 遼也	田端 遼也	A2 - 1/7141			
				DATE			
				R 4. 1. 1			
					図面名称		
					1階 平面図		



開閉器盤

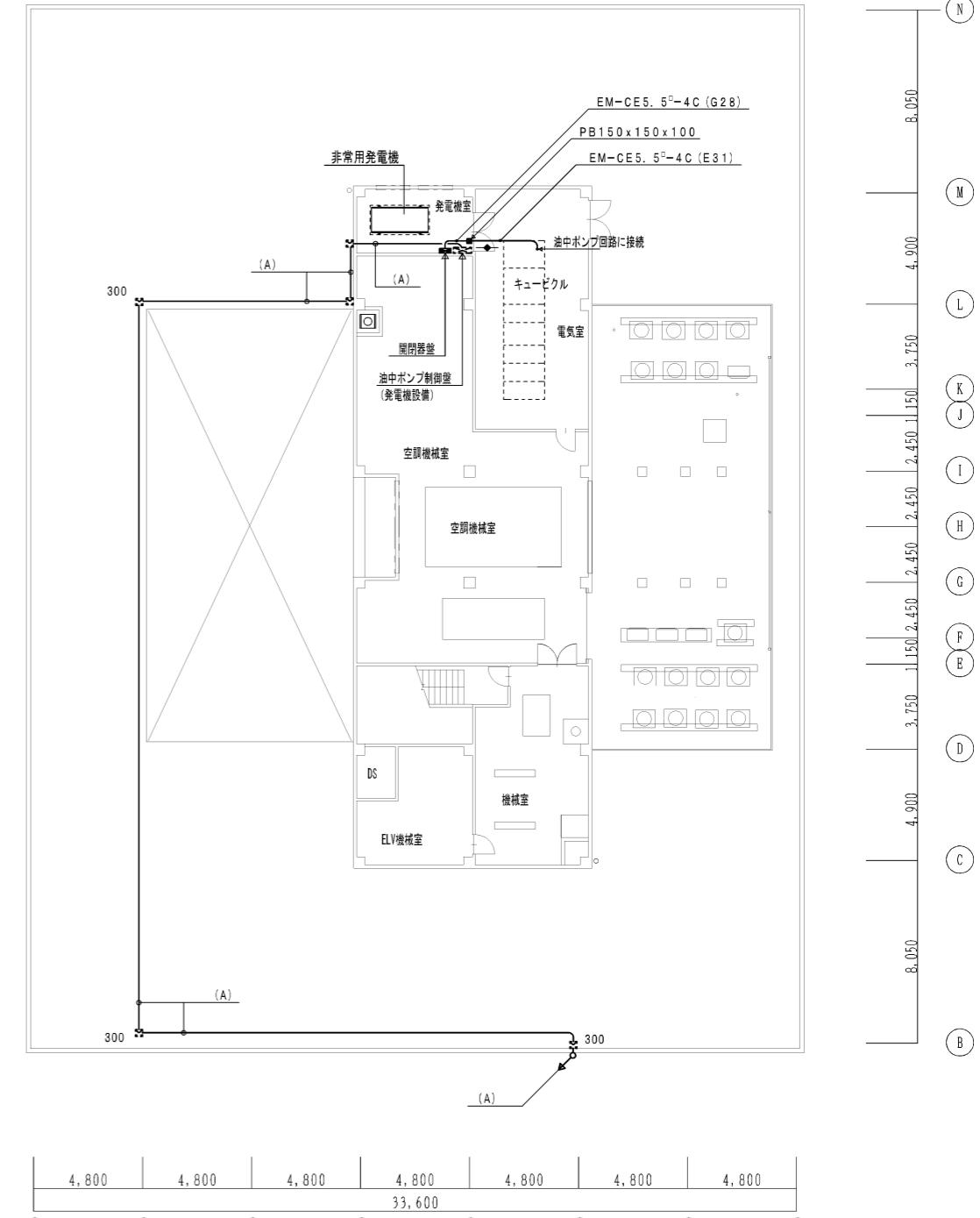


3階平面図 S = 1/200



2階平面図 S = 1/200

注記
 * ブルボックス SUS・WP
 300 300x300x200 (発電機設備)
 * 壁ハツリ貫通



4階平面図 S = 1/200

自家発電設備出力計算書

樣式一

特性等	
(1)	対象負荷機器 様式-2 のとおり
(2)	発電機 特性 KG3 = 1.500 KG4 = 0.150 $xd' g$ = 0.250 ΔE = 0.250 ηg = 0.870
(3)	原動機 特性 ε = 1.000 γ = 1.100 a = 0.250
(4)	負荷機器 $**D$ = 1.000 $**d$ = 1.000

自家発電設備

自家発電設備							
(1)	種類	キューピング式即時長時間形					
(2)	発電機出力	定格出力	128.3 kVA	以上	極数	4 極	
		定格電圧	220 V		定格周波数	60 Hz	
		定格力率	0.800		定格回転速度	1,800 min ⁻¹	
(3)	原動機出力	原動機の種別	ディーゼル機関(長時間形)				
		定格出力	132.0 kW { 179.1 PS}	以上			
		使用燃料	軽油		定格回転速度	1,800 min ⁻¹	
(4)	整合比	1.115					

樣式-3

自家発電設備出力計算シート（発電機）

自家発電設備出力計算シート（発電機）				
RG1		$\begin{aligned} &= \frac{1}{\eta L} \times D \times Sf \times \frac{1}{\cos \theta g} = \frac{1}{0.885} \times 1.000 \times 1.000 \times \frac{1}{0.800} = 1.413 \\ &\Delta P = A + B - 2C = 25.00 + 25.00 - 2 \times 25.00 = 0.00 \\ &u = \frac{(A - C)}{\Delta P} = \frac{(25.00 - 25.00)}{0.00} = 1.000 \\ &Sf = \sqrt{1 + \frac{\Delta P}{K} + \left(\frac{\Delta P}{K}\right)^2 \times (1 - 3u + 3u^2)} \\ &= \sqrt{1 + \frac{0.00}{88.60} + \left(\frac{0.00}{88.60}\right)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)} = 1.000 \end{aligned}$	定常負荷出力係数 RG1	1.413
RG2	エレベーター 無(0)	$\begin{aligned} &= \frac{(1 - \Delta E)}{\Delta E} \times x d' g \times \frac{ks}{Z' m} \times \frac{M2}{K} \\ &= \frac{(1 - 0.250)}{0.250} \times 0.250 \times \frac{1.000}{1.000} \times \frac{75.00}{90.80} = 0.620 \end{aligned}$	許容電圧降下出力係数 RG2	0.620
RG3		$\begin{aligned} &= \frac{fv1}{KG3} \times \left\{ \frac{d}{(\eta b \times \cos \theta b)} \times \left(1 - \frac{M3}{K}\right) + \frac{ks}{Z' m} \times \frac{M3}{K} \right\} \\ &= \frac{1.000}{1.500} \times \left\{ \frac{1.000}{(0.888 \times 0.885)} \times \left(1 - \frac{5.50}{90.80}\right) + \frac{1.000}{0.140} \times \frac{5.50}{90.80} \right\} \\ &= 1.088 \end{aligned}$	短時間過電流耐力出力係数 RG3	1.086
RG4		$\begin{aligned} &= \frac{1}{K} \times \frac{1}{KG4} \times \sqrt{(H - RAF)^2 + \left(\sum \frac{Ai}{\eta i \times \cos \theta i} + \sum \frac{Bi}{\eta i \times \cos \theta i} - 2 \times \sum \frac{Ci}{\eta i \times \cos \theta i} \right)^2 \times (1 - 3u + 3u^2)} \\ &\text{※ } H = hb \times \sqrt{\left\{ \sum \left(\frac{R6i \times hki}{\eta i \times \cos \theta i} \right)^2 + \left\{ \sum \left(\frac{R3i \times hki}{\eta i \times \cos \theta i} \right) \times hph \right\}^2 \right\}} \\ &= \frac{1}{90.80} \times \frac{1}{0.150} \times \sqrt{(0.00 - 0.00)^2 + (0.00)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)} \\ &= 0.000 \end{aligned}$	許容逆相電流出力係数 RG4	0.000
RG	$= RG < 1 > = 1.413$	RG1, RG2, RG3, RG4のうち最大値	RG	1.413
発電機計算出力 G'	$G' = RG \times K = 1.413 \times 90.80 = 128.23 (\text{kVA})$	発電機定格出力 G	G = 128.23 (kVA)	

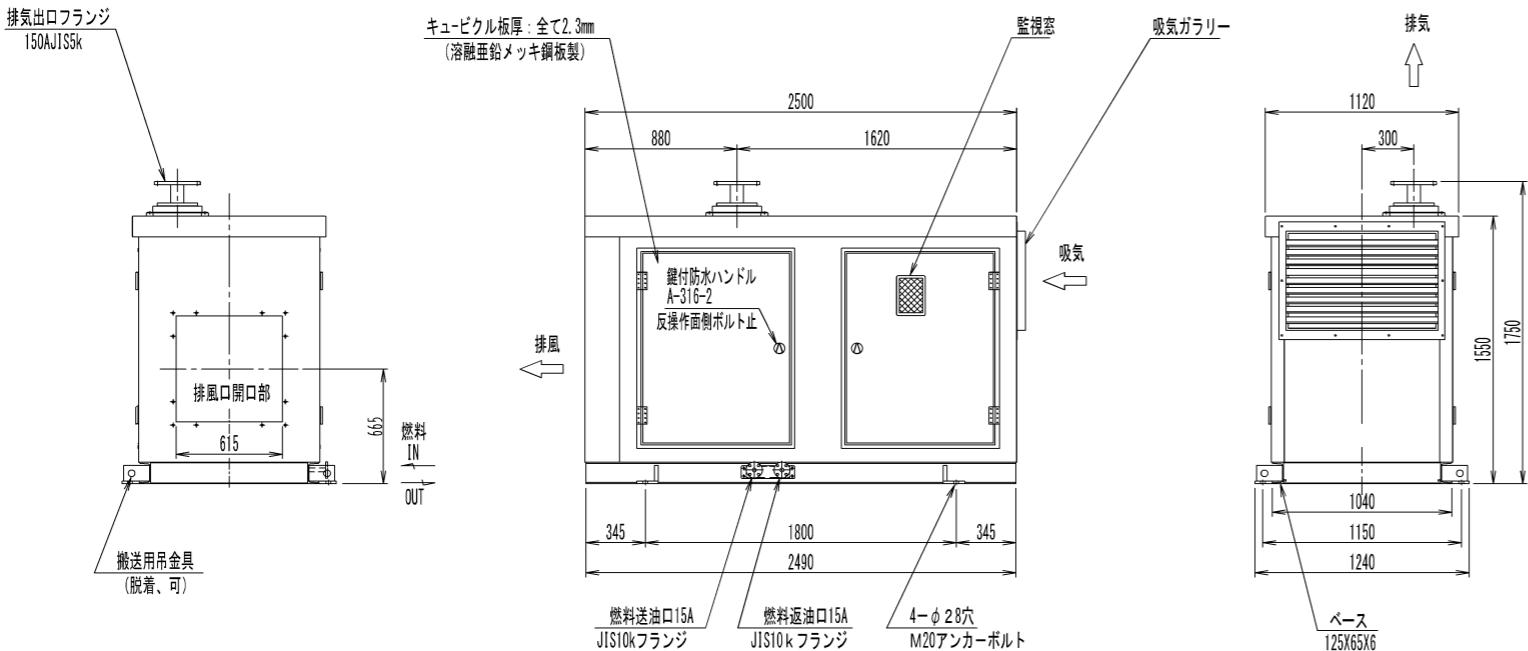
樣式-2

自家発電設備出力計算シート（負荷表）

樣式-4

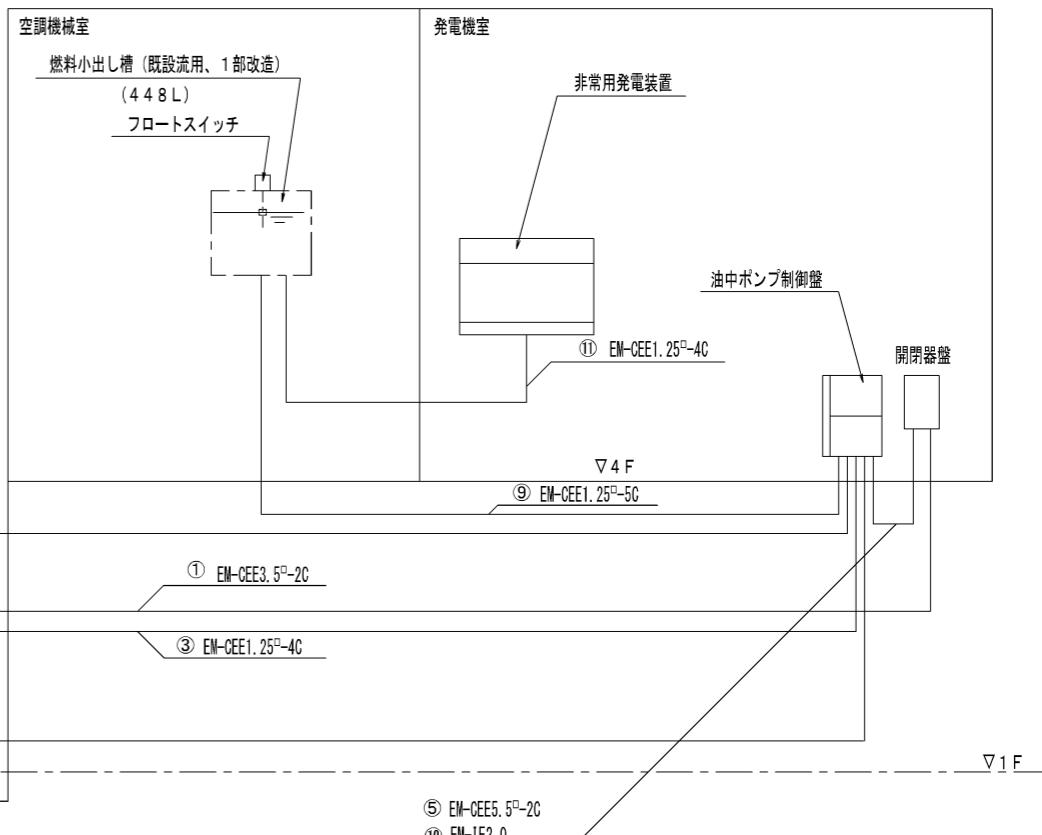
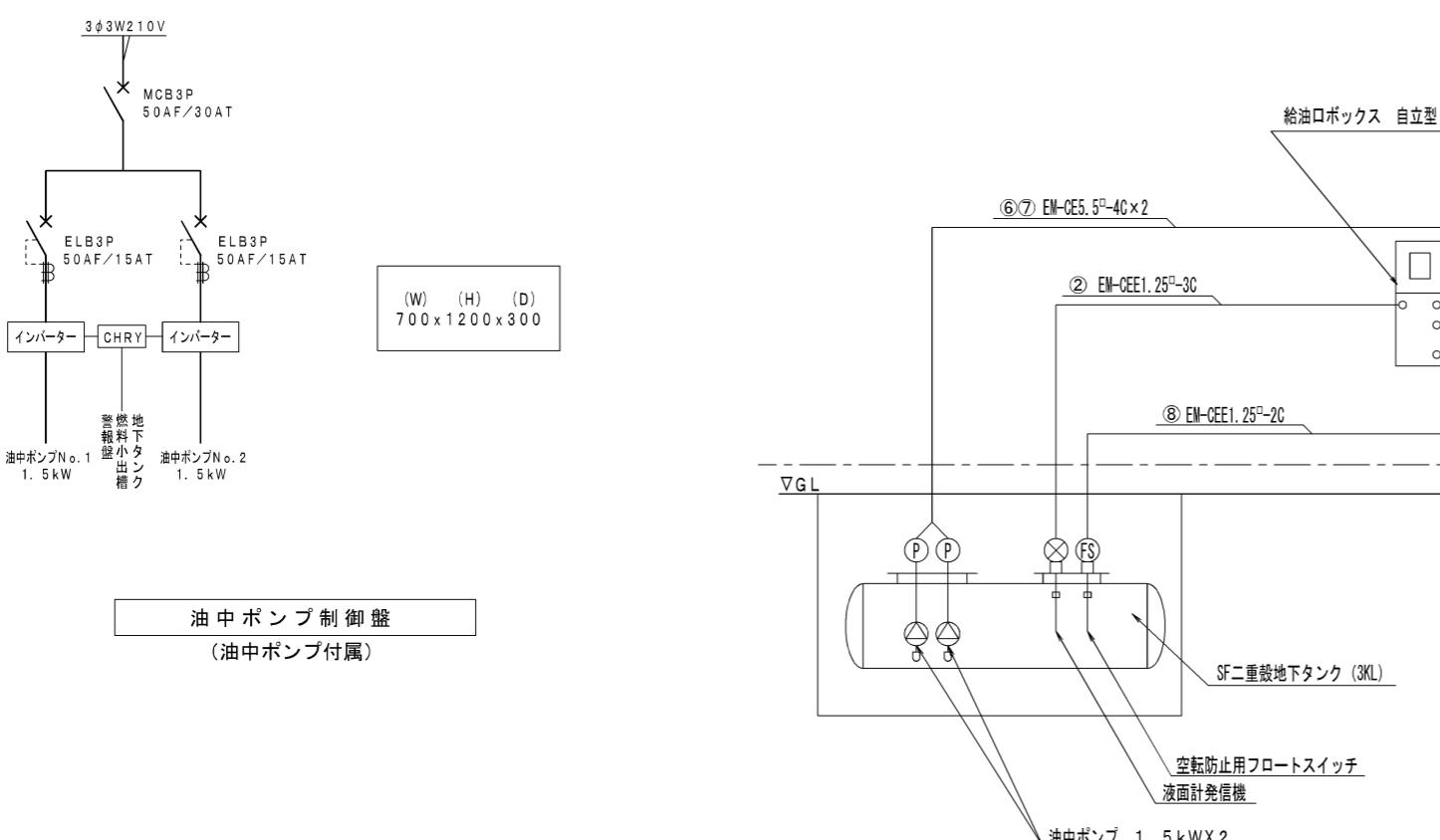
自家発電設備出力計算シート（直動機 整合）

自家発電設備出力計算シート（原動機、整合）		
RE1	$= \left(\frac{1}{\eta L} \right) \times D \times \left(-\frac{1}{\eta g} \right) = \left(\frac{1}{0.885} \right) \times 1.000 \times \left(-\frac{1}{0.870} \right) = 1.299$	定常負荷出力係数 RE1 1.299
RE2	$\begin{aligned} &= \frac{1}{\varepsilon} \times \frac{fv2}{\eta g'} \times \left\{ (\varepsilon - a) \times \frac{d}{\eta b} \times \left(1 - \frac{M' 2}{K} \right) + \frac{ks}{Z'm} \times \cos \theta s \times \frac{M' 2}{K} \right\} \\ &= \frac{1}{1.000} \times \frac{1.000}{0.827} \times \left\{ (1.000 - 0.250) \times \frac{1.000}{0.888} \times \left(1 - \frac{5.50}{90.80} \right) \right. \\ &\quad \left. + \frac{1.000}{0.140} \times 0.600 \times \frac{5.50}{90.80} \right\} \\ &= 1.275 \end{aligned}$	許容回転速度変動出力係数 RE2 1.275
RE3	$\begin{aligned} &= \frac{1}{\gamma} \times \frac{fv3}{\eta g'} \times \left\{ \frac{d}{\eta b} \times \left(1 - \frac{M' 3}{K} \right) + \frac{ks}{Z'm} \times \cos \theta s \times \frac{M' 3}{K} \right\} \\ &= \frac{1}{1.100} \times \frac{1.000}{0.827} \times \left\{ \frac{1.000}{0.888} \times \left(1 - \frac{5.50}{90.80} \right) + \frac{1.000}{0.140} \times 0.600 \times \frac{5.50}{90.80} \right\} \\ &= 1.363 \end{aligned}$	許容最大出力係数 RE3 1.450
RE	$= RE < 3 > = 1.450$ RE1, RE2, RE3のうち最大値	RE 1.450
原動機計算出力 E'	$E' = RE \times K = 1.450 \times 90.80 = 131.64 \text{ (kW)}$	
整合	$MR' = \frac{E'}{G \times \cos \theta g} = \frac{131.64}{135.0 \times 0.870} \times 0.926 = 1.115$	
原動機定格出力 E	$MR' = 1.115$ $MR = 1.115$	$E* = 131.64 \text{ (kW)}$ $E = 131.7 \text{ (kW)}$
自家発電設備の出力	$G = 128.3 \text{ (kVA)}$	力率 = 0.800
		$E = 131.7 \text{ (kW)}$ 179.1 (PS)
		τ*イゼル機関(長時間形)

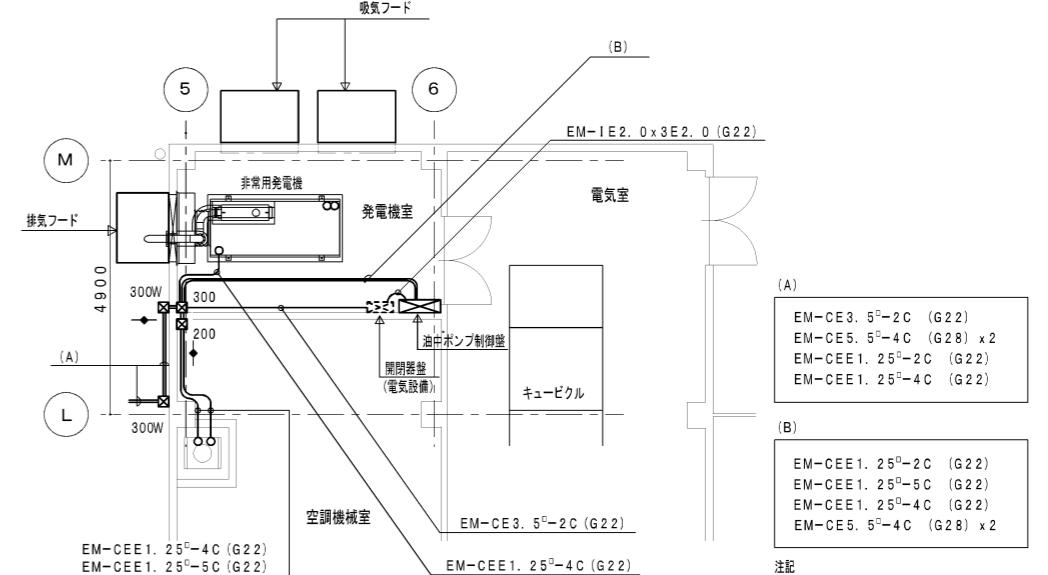
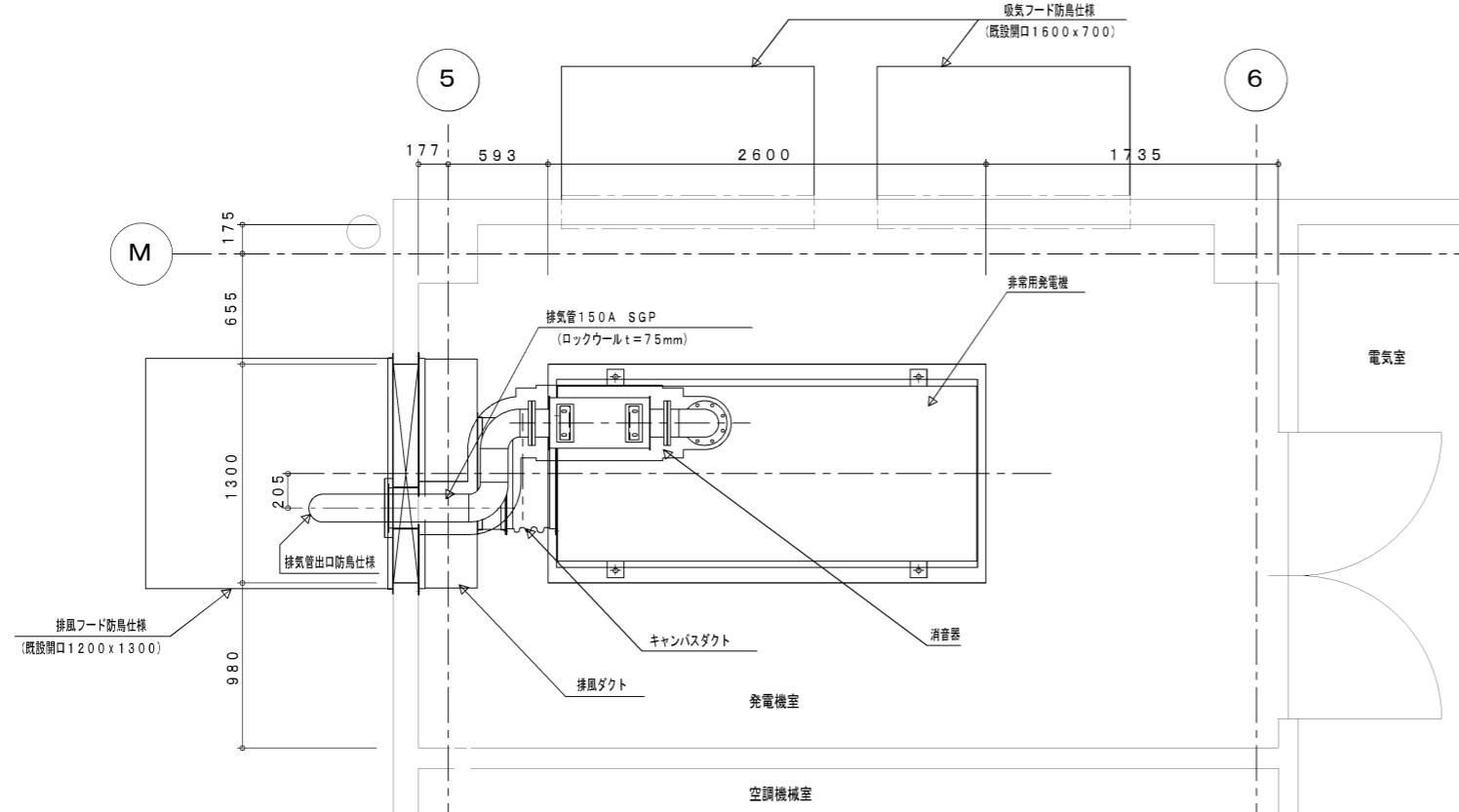


No	自	至	内容	ケーブル
①	開閉器盤	電源 (AC-GC 210V)	EM-CE3.5°-2C	
②	給油口ボックス	液面指示計用	EM-CEE1.25°-3C	
③	(LKDL-816)	油中ポンプ制御盤	EM-CEE1.25°-4C	
④	接地	ローリーアース	EM-IE5.5°	
⑤	開閉器盤	電源 (AC-GC 210V)	EM-CEE5.5°-3C	
⑥	油田ポンプNo.1	電源 (AC-GC 210V)	EM-CE5.5°-4C	
⑦	油田ポンプNo.2	電源 (AC-GC 210V)	EM-CE5.5°-4C	
⑧	地下タンク	空転防止用FS	EM-CEE1.25°-2C	
⑨	燃料小出槽	下下限 (LL) : 減油表示 下限 (L) : ポンプ運転 上限 (H) : ポンプ停止 上上限 (HH) : 満油表示	EM-CEE1.25°-5C	
⑩	開閉器盤	接地	EM-IE2.0	
⑪	燃料小出槽 (空調機械室)	上限: 満油表示 下限: 下油表示 (油中低下) 下下限: 最低油量	EM-CEE1.25°-4C	

発電機外形図 S = 1 / 30 (搬入時必要に応じて部分分解搬入)
(参考図)



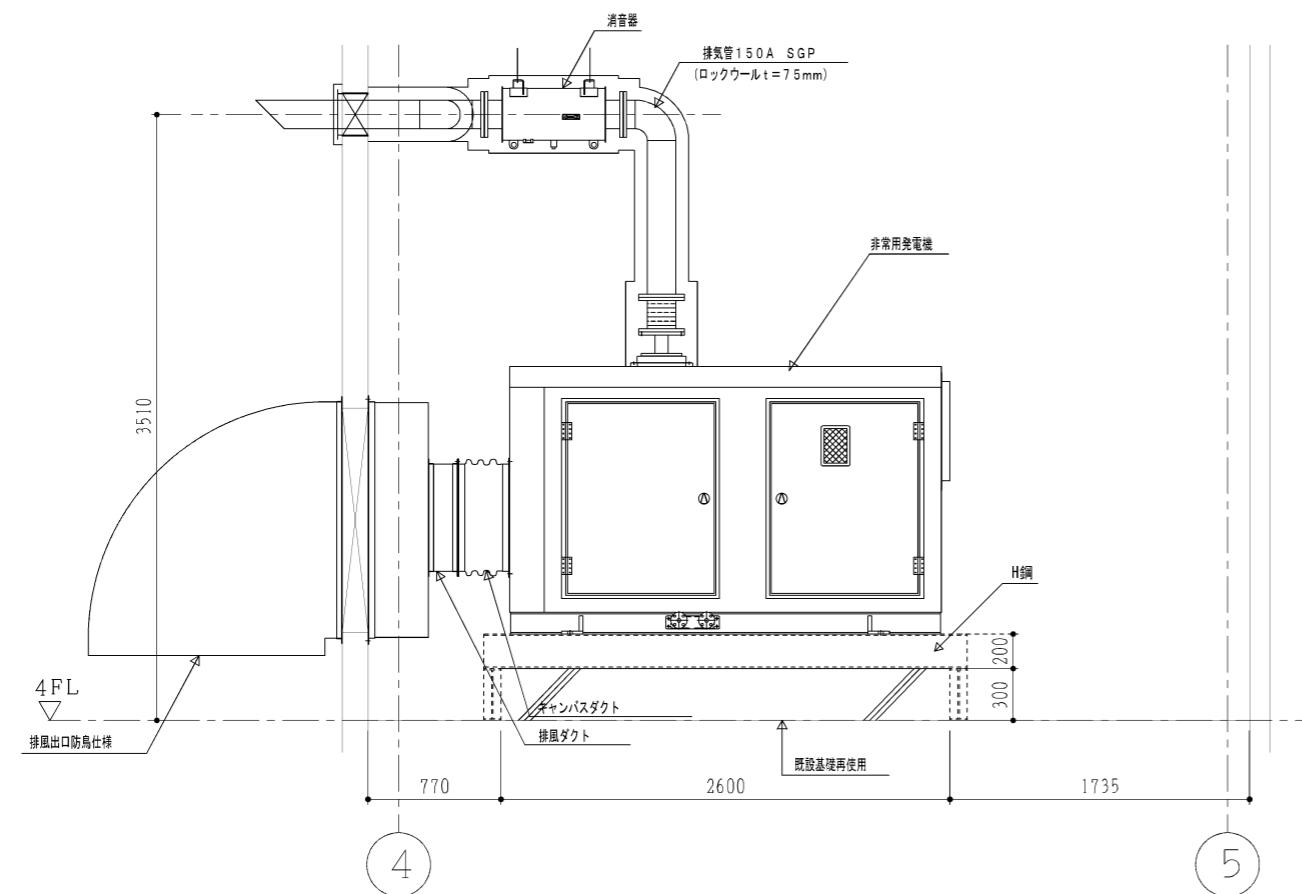
配線系統図



平面詳細図 S = 1 / 100

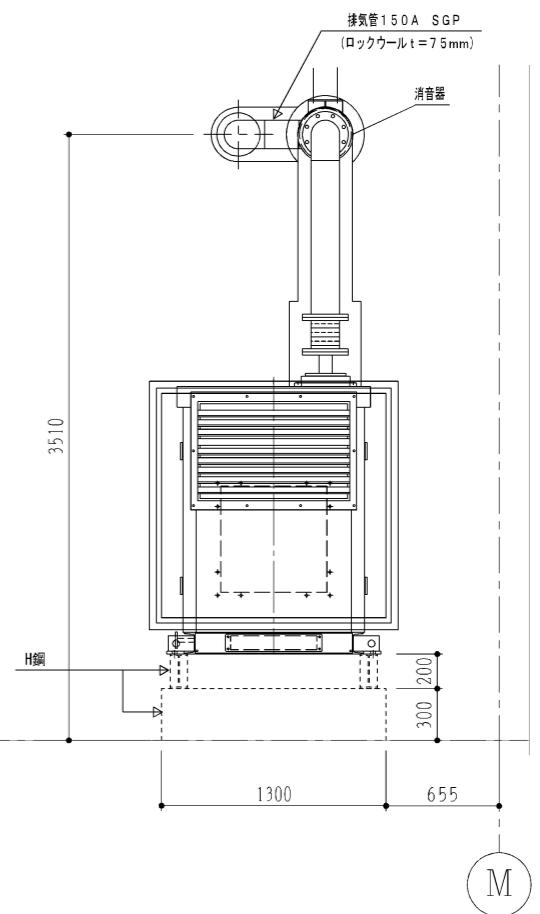
注記
 * ブルボックス 200x200x200
 * ブルボックス 300x300x200
 * ブルボックス SUS・WP 300x300x200
 300W
 * 壁ハツリ貫通

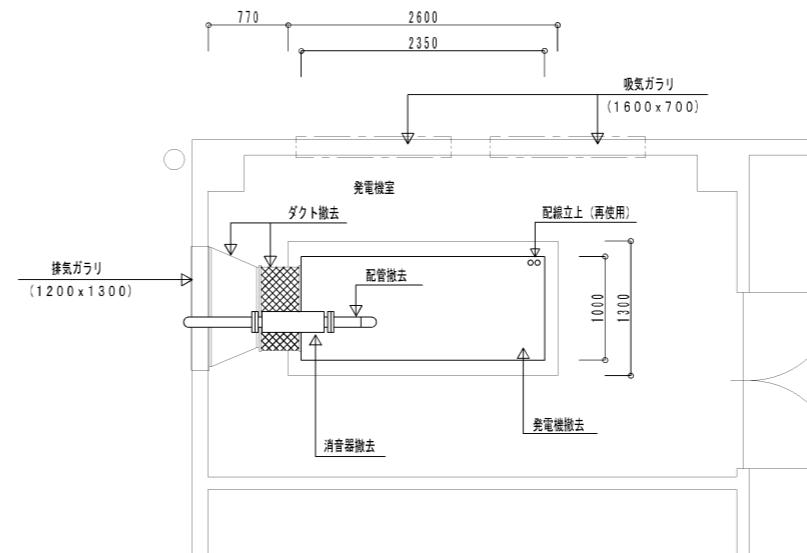
平面詳細図 S = 1 / 30



4FL

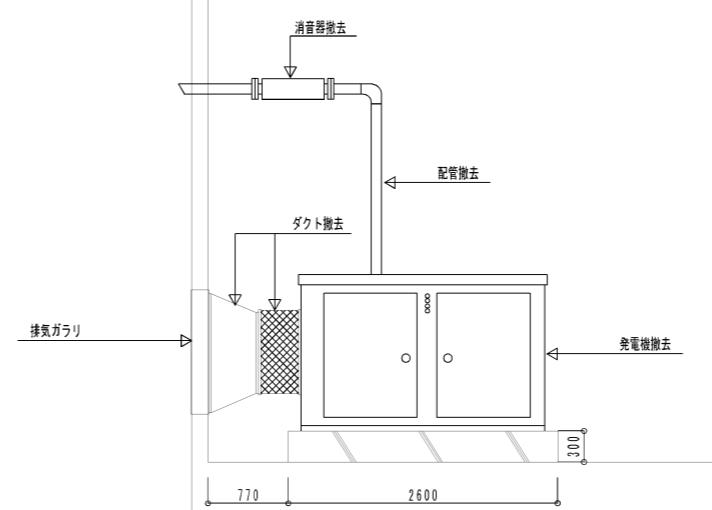
断面詳細図 S = 1 / 30



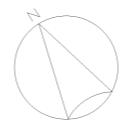
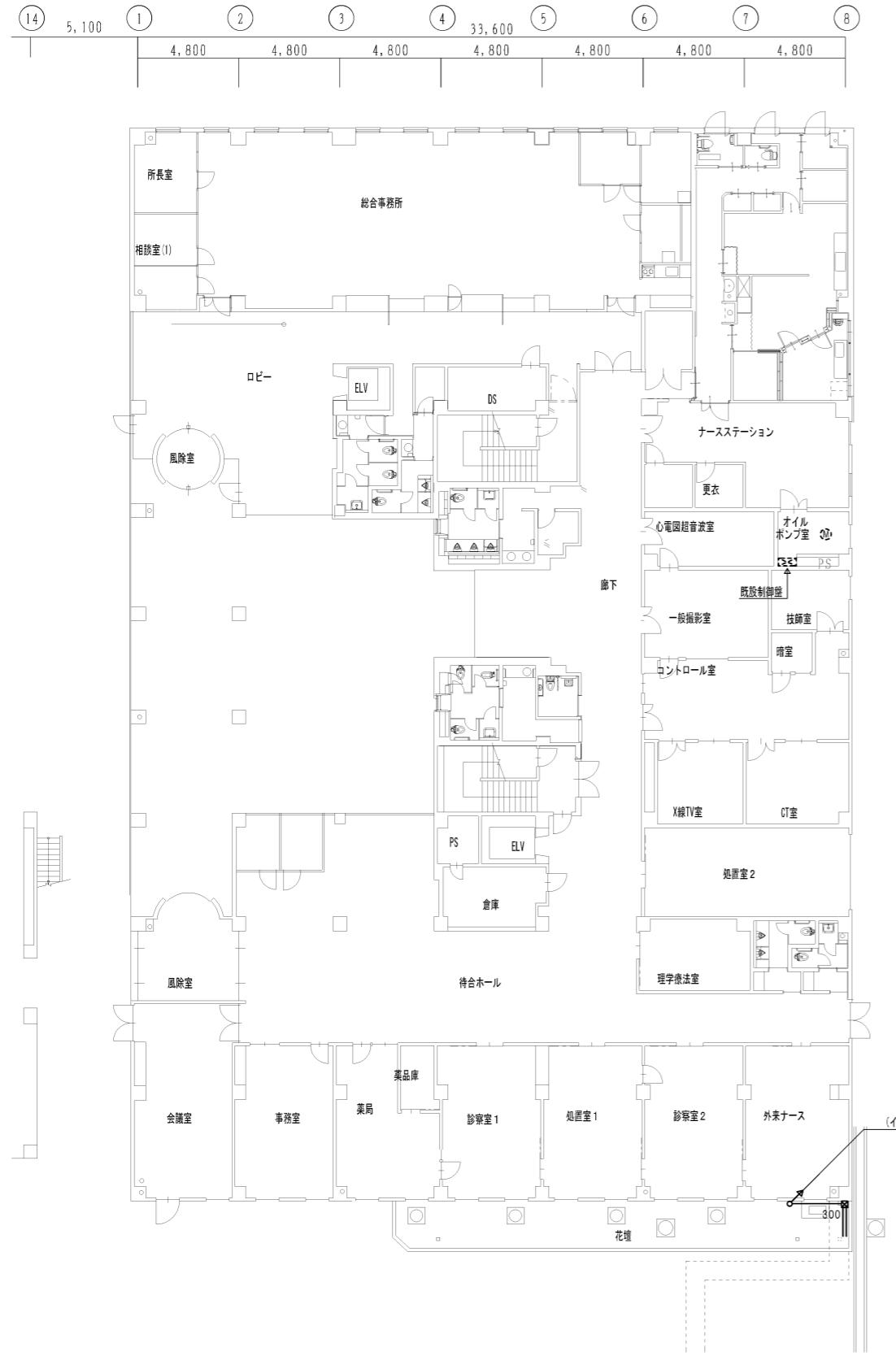


平面図 S = 1 / 50

仕 様			
発 電 機	容 量	KVA	100
		KW	80
	電 壓	V	220
	燃 料	A	262
	周 波 数	HZ	60
	相 数	φ	3
ディーゼルエンジン	力 率 %		80
	冷 却 方 式		ラジエータ冷却
	燃 料	種 類	ディーゼル軽油
		タンク容量 L	400 (別途工事・別置)
運 転 時 間 H r			
13			
そ の 他			
消防認定品			

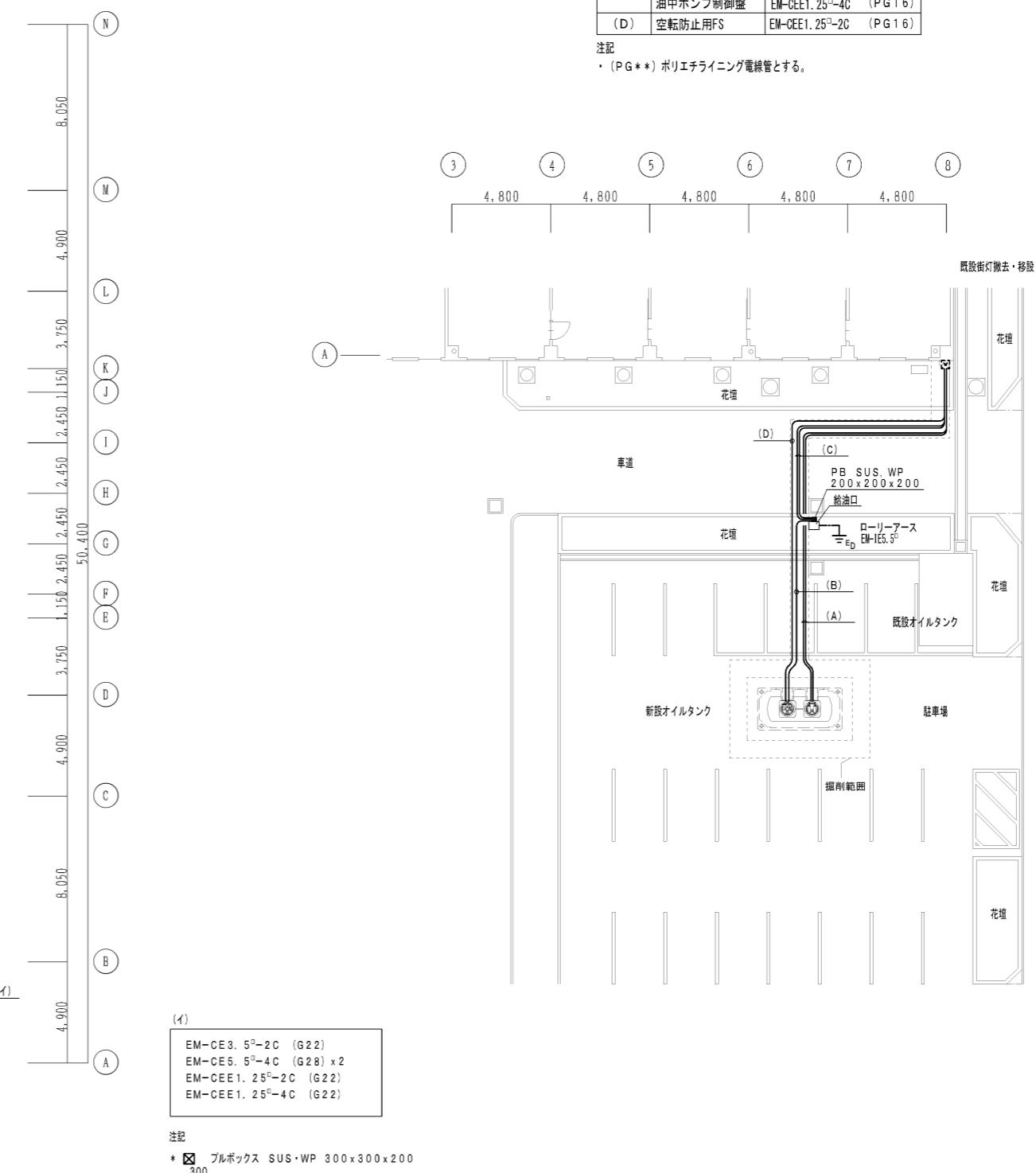


断面図 S = 1 / 50

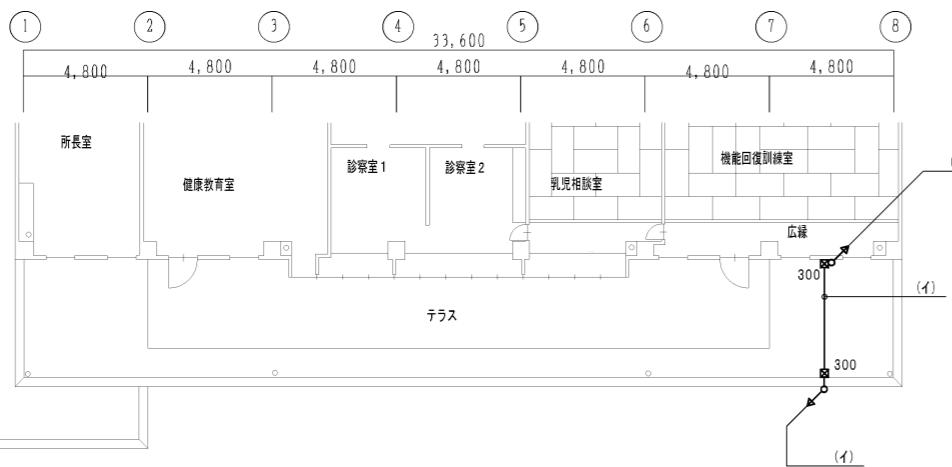


(A)	油田ポンプNo.1 EM-CE5.5°-4C (PG 28)
(B)	油田ポンプNo.2 EM-CE5.5°-4C (PG 28)
(C)	液面指示計 EM-CEE1.25°-3C (PG 16)
(D)	電源 EM-CEE3.5°-2C (PG 22)
	油中ポンプ制御盤 EM-CEE1.25°-4C (PG 16)
	空転防止用FS EM-CEE1.25°-2C (PG 16)

注記
・(PG**) ポリエチレン管とする。



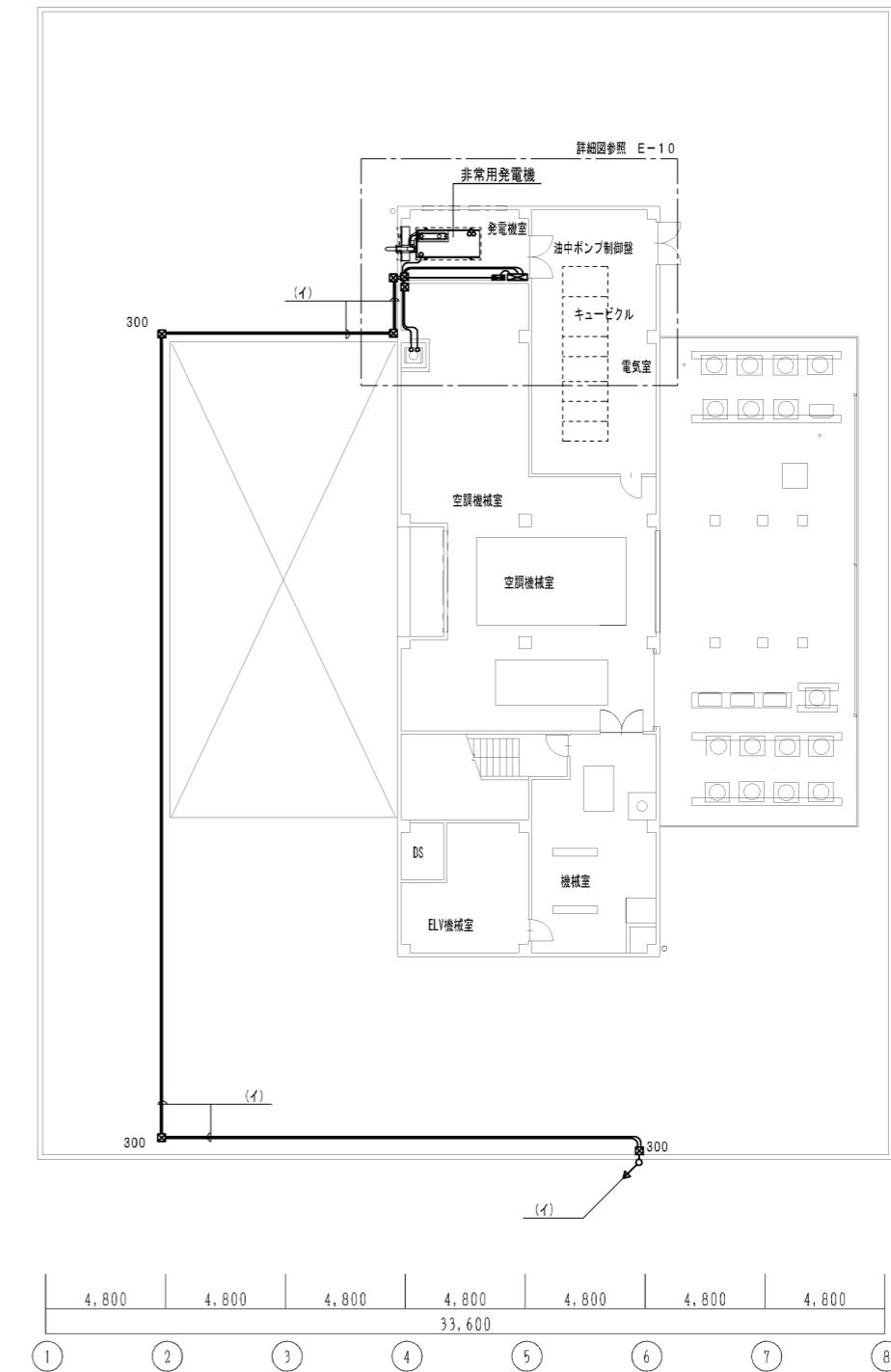
1階平面図 S = 1 / 200



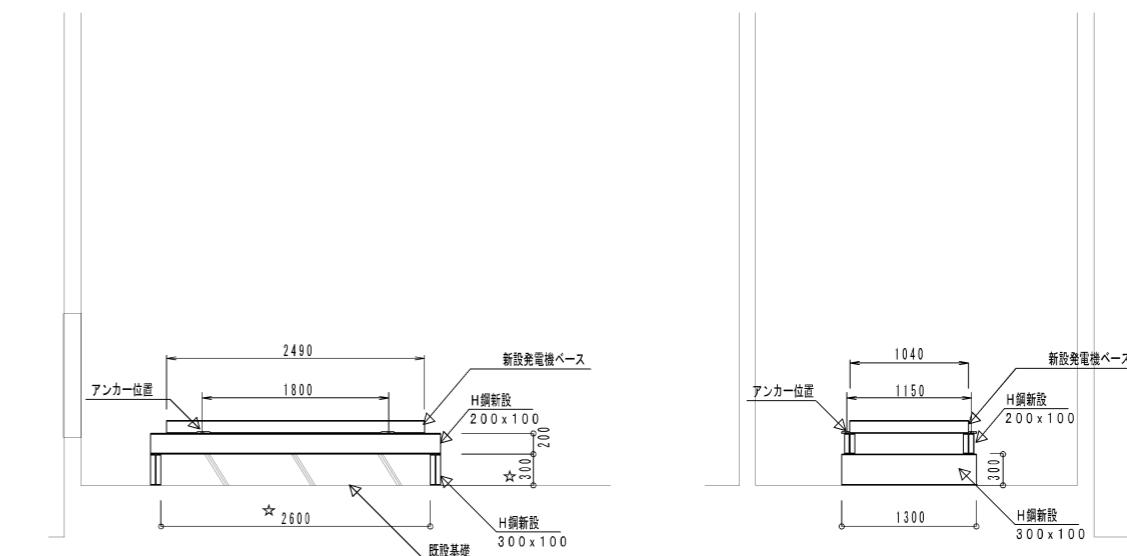
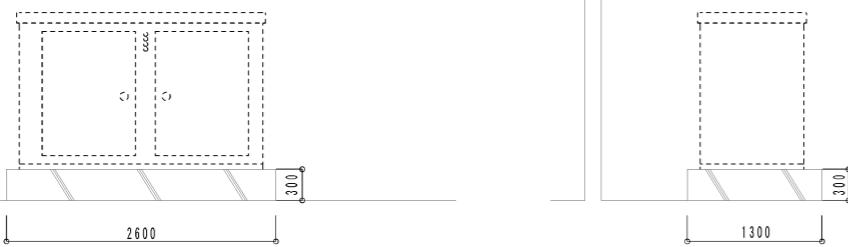
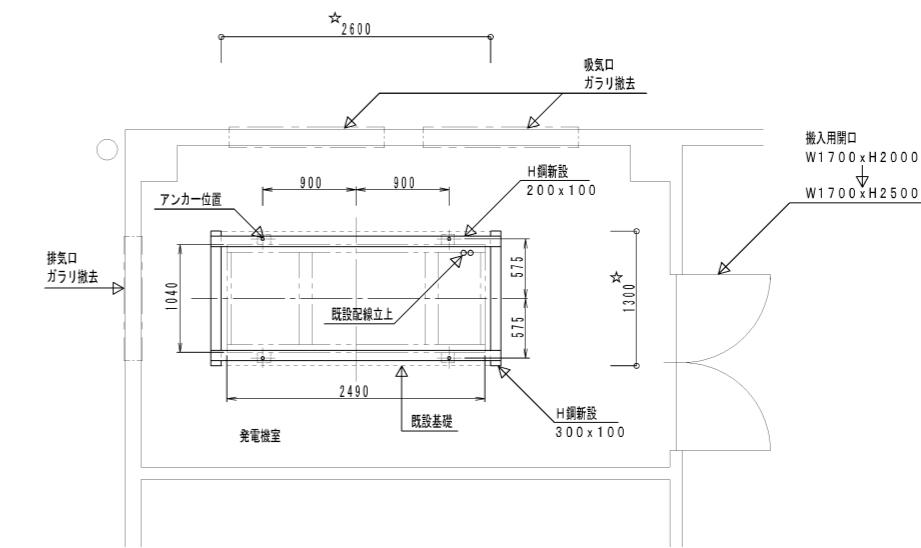
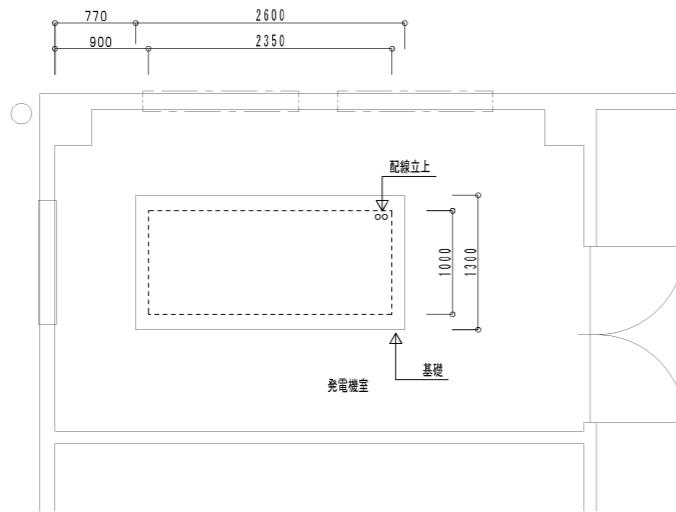
(4)
EM-CE3. 5[□]-2C (G22)
EM-CE5. 5[□]-4C (G28) x 2
EM-CEE1. 25[□]-2C (G22)
EM-CEE1. 25[□]-4C (G22)

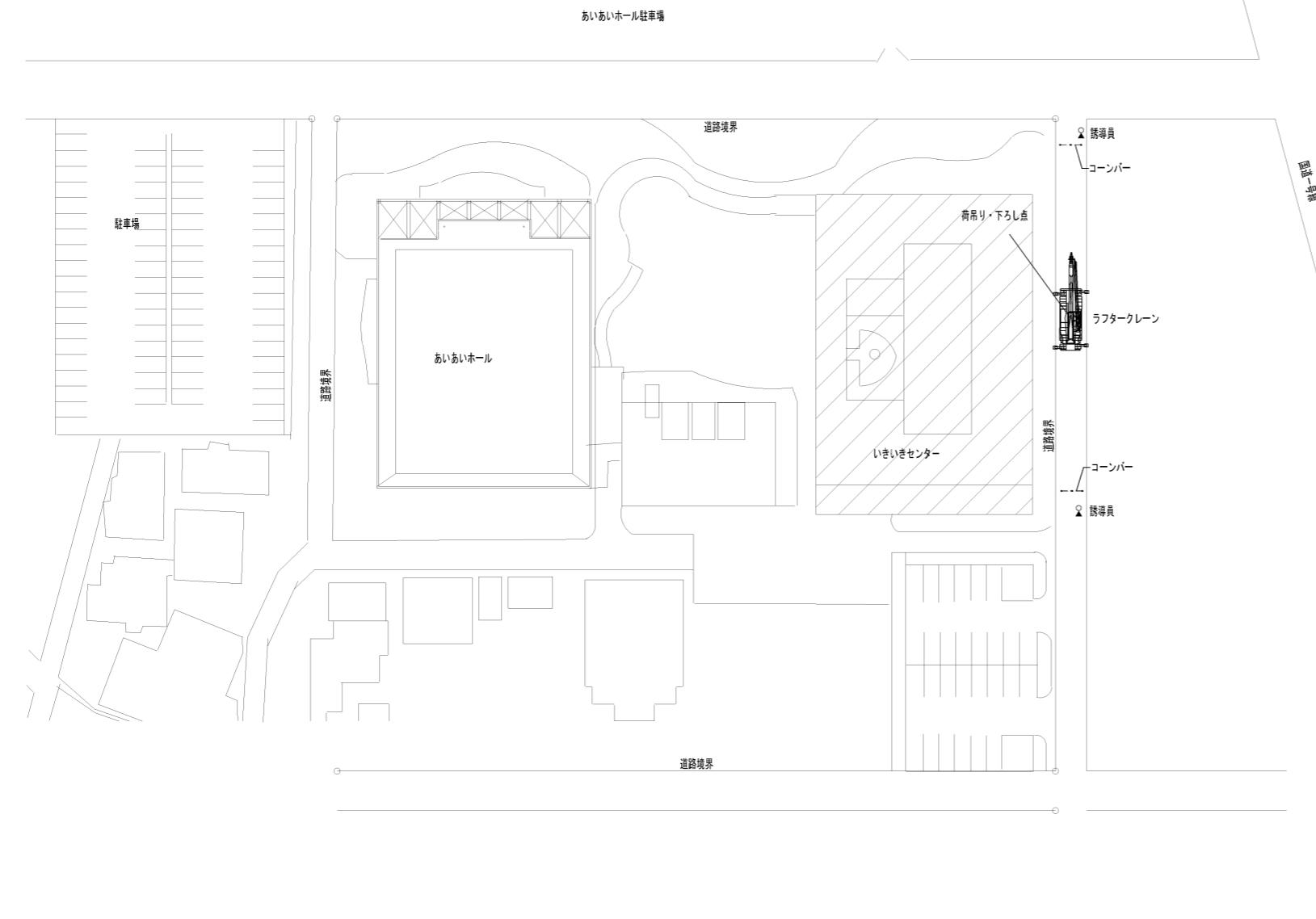
2階平面図 S = 1/200

注記
* ブルボックス 300×300×200
300
* 屋上露出配管は、配管支持用プロック（ゴムベース付）を使用とする。



4階平面図 S = 1/200





機械設備工事特記仕様書	工事名称	いきいきセンター非常用発電機更新工事																	
2 工事場所	三重県三重郡川越町大字豊田一色 地内																		
3 建築概要	鉄筋コンクリート造 4階建 延床面積 4,564.42m ²																		
4 適用基準	前面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 三重県公共工事共通仕様書（令和4年7月） 国土交通省大臣官房官房常勤部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）令和4年版」 「公共建築設備工事標準規格（電気、機械設備工事編）令和4年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針 令和4年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 なお、以下において記述する事項は、■印のついたものを使用する。																		
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の状況により施工上の困難な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑惑、設計図面とおりに施工することを将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間にいて協議し、円滑な工事進行に努めること。 なお認定不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出書類 1) 工事書類： ・施工計画書 ・工程表 ・機器明細図 ・工事日報 ・工事写真（データ） 2) 工事完成図書： ・完成図（竣工図） ・施工図 ・機器完成図（ファイル等2部） ・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書）2部 ・機器性能試験成績書 2部 ・総合調整検査表（試験結果・測定結果等）2部 ・官公署届出書類、検査済証 2部 ・出来形書類 2部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事書類は常務工事に係る電子書類マニュアル（デジタル工事写真編、工事完成図書編）に基づき提出すること。 ※ 工事写真は常務工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官房常勤部監修（令和3年版））に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真的小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真的小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国連第211号）」による。 ※ 建築包工工事の場合、監督員に確認のこと。 (2) 施工用材料等 工事に使用する機器及び材料等については、必ず使用機器届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品カタログ、その他諸取扱書を事前に提出すること。 なお、図面に記載の品番は、参考用として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー一覧にてあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の認証推進に関する法律（環境基準法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の認達に努める。また、重量認定について、機器搬入費を算入する際は、前回計算額をもあわせて提出すること。 (3) 公官署等への届出手続 工事に伴う関係公官署への必要な手続は、受注者が遅延なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事） ・別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 審査の作成（機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入）を行うこと。 (4) 計算書類 工事実績に關して、着手前・施工途中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器類付 ・耐震強度（設計標準強度、アンカーの種類、サイズ確認、埋め込み深さ） ・基礎寸法 ・水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・支持間隔 3) 屋外排水工事 ・排水勾配 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ (6) 製品認証 受注者において仕様を決定し、製作するような規格ではない製品については、試験・検査等を行ふ機器が整備された施設内において、監督員等が製品の認証を行うものとする。 □ 適用する □ 適用しない (7) 新規安全性的分類 構成体（Ⅱ）類 建築非構造部材（A）類 建築設備（乙）類 (8) 機器の地震力（主要機器） 機器名 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（ ） 水精類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数（ ） その他監督員が指示するもの (9) 冷媒（フロン類）の回収 □ 適用する □ 適用しない 冷媒等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収工程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ包装機器の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数（ ）回 実施する段階（ ） (11) 特定建設資材の再資源化等 □ 本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新工事等であって、その規格が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定めた建設工事の規格に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約時に明らかになつたやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。	1) 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□ 新 建</td> <td>建築設備工事</td> <td>□ 有 手作業、機械作業兼用</td> </tr> <tr> <td>□ 増 建</td> <td></td> <td>□ 無</td> </tr> <tr> <td>□ 修 稩</td> <td></td> <td>□ 機械作業</td> </tr> <tr> <td>□ 模 備替え</td> <td></td> <td>□ 機械作業兼用</td> </tr> </tbody> </table> 2) 再資源化を図る特定建設資材 (□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 □ 建設発生木材) (12) 発生材の処理等 1) 引き出しをするもの (上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。) 2) 特定管理廃棄物 (適用方法 (などに際して、廃石等特別管理廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。) 3) 建設発生土 (□ 建設洗浄きなし □ 地盤地指標 砂分率 ()) 4) 現場内において再利用を図るもの (□ コンクリート塊 □ マスファルトコンクリート塊) 5) 再資源化を図るもの (□ コンクリート塊 □ 建設発生木材) 6) 発注者は引き渡すものについては「現場生産品調書」を提出すること、また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員に提出すること。 7) 引き渡しを要しないものは、全く機外に搬出せし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効的利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設廃棄物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。 (13) 電気保安技術者 □ 配置する □ 配置しない (14) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 □ 一部に土、日曜、祝日施工あり □ 指定なし 2) 施工可能時間 □ 指定なし □ 指定あり (時 ~ 時) (15) 建成工期 建成料等の使用を想定して竣工試運転調整を行なううえで、契約書に基づく開通工事及び設計図書に明示された他の受注者の注文に係る工事を含めた各工事が順序ない状態まで完了していること。 □ 指定なし (令和 年 月 日) (16) 仮設工事 構内既存の施設 1) トイレ □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる（有償） □ 利用できる（無償） □ 利用できない □ 本工事で電気受電または配電回路に接続し遮断した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。 (17) 脚場等 ■ 別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用できる。 □ 本工事に設置する。 脚場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」による。2の（2）（手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）（3）手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準）により行なうこと。 公共建改修工事標準仕様書（機械設備工事）第1編 2. 2. 1より足場の種別は以下のよう。 □ 内部足場 (□ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 □ G種) □ 外部足場 (□ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種) □ 防止脚場 設置範囲 □ 工事に必要な範囲 () 今後4年1月2日以降に高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能・壁面制限用器具はフルーネス式とし、「壁面制限用器具の規格」（平成29年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。 (18) 建築材料等 1) 本工事に係る建築材料等は、設計図書に定める品質と性能を有する新品とするほか「建築材料・設備機器等品質性能評価基準」（建築機器等評価名簿（最新版））及び別記説の指定資材及び参考見積マーク又はこれらと同等品以上とする。 2) 本工事に使用する建築資材の調達は、業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事に使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定品の品名：) 4) 下記製品を本工事に使用する場合は、「三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (5) 建設副産物 諸合計金額100万円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を輸入する場合）及び「再生資源利用促進計画（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に纏じ込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後には「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬出した場合）及び「再生資源利用促進計画（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 なお、計画書（実施書）の提出とともにJACCIが運営する「建設副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行うこと。 (20) 三重県産業廃棄物規 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には成年年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付證明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理算定表（マニフェストの数量）を超えて請求することはできない。 (21) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通报するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 (22) 既設との競合い・養生 本工事施工に伴う、既設設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にならざる復旧すること。 (23) 総合評価手続 総合評価方式の工事において技術提案、施工体制確認資料の記載内容等は不履行があった場合、本件工事成年年度の5月に三重県が発行する総合評価方式操作（以下「発注工事」という。）において、施工の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。また、同一年度に複数工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点します。 なお、販賣料が定めJ.V.、終常J.V.の構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。 (24) 下請次第制限及び県内（宮内）企業優先使用 本工事における下請の次第は、2次（建築一式工事は3次）までとする。 なお、その次第を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承認を得ること。 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方（2次以下の請負人を含む）を三重県内本店（建築業法において規定する主たる事業所を含む）を有する者のうちから選定するよう努めること。また、工事場所を保管する建設事務所省内又は隣接する建設事務所省内に本店（建築業法において規定する主たる事業所を含む）を有する者を優先して選定するよう努めること。 なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。	工 程	作業内容	分別解体等の方法	□ 新 建	建築設備工事	□ 有 手作業、機械作業兼用	□ 増 建		□ 無	□ 修 稩		□ 機械作業	□ 模 備替え		□ 機械作業兼用	25) 不當介入を受けた場合の措置 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置規制第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について 1) 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置規制第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。 2) 1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工事に遅れが生じる等の被害が生じた場合に、受注者と協議を行うこと。 (26) 主任技術者又は監理技術者 1) 其他委嘱 工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たすものとしなければならない。 2) 専門性を要しない期間 ■現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入、又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専門性を要しない。 なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。 3) 検査終了後のみの期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の場合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続後片付け等の手続が終わっている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専門性を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。 (27) 火災保険等 三重県建設工事賃貸契約第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加入し、その加入証券等を提示しなければならない。 ①保険の目的物 工事目的内閣府及び工事材料（支給料を含む） ②保険の加入期間 工事着手予定期間やかかる加入し、完成引渡しまでの間 ③保険料 原則として請負金額に相当する金額 (28) 工事目的の部分引渡し等について □ 部分引渡し □ 部分使用あり *指定部分 (時期 (令和 年 月 日)) (29) 墓園文化財調査 墓園文化財の調査が行われる場合は協力すること。 □ 先掘調査の実施あり □ 発見された場合、先掘調査等の実施あり (30) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 第二工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）及びその加入証券等を提示しなければならない。 2) 不正軽油の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等））及び運送に違反する燃料等（）を使用してはならない。 3) 調査の協力 受注者は、県が使用燃料の採査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 4) 3)の措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正規措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負業者に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに正規措置を講じよう管理及び監督しなければならない。 (31) 社会実装等未加入対象 1) 通用除外でないにも関わらず、社会実装等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 2) 受注者は、施工体制作台・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険に加入しているかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提出を要する場合、速やかに対応すること。 (32) 現場での安全確保（自走式の原因） 1) 受注者は、工事中の施工に係る安全な確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 2) 計画図面において明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。 (33) 電子メールの活用 「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月」を適用する。 (34) 計画図面の譲渡 三重県公共工事共通仕様書第1編1章-1-1-3 2. 設計図面の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項第1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員が記載すること。 なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。 (35) 工事の一時中止 工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン（平成29年7月三重県県土整備部）」による。 三重県建設工事賃貸契約（以下「契約書」という。）第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中ににおける工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、協議すること。 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 (36) その他 1) 便用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 判定機器の校正記録 工事で使用する判定機器に対するは適正に校正した器具を使用しなければならない。 判定に先立ち使用する判定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。	8 総合調整 (1) 黒墨調整 ■適用する □適用する □適用しない (2) 水墨調整 ■適用する □適用する □適用しない (3) 室内外空気の温度測定 ■適用する □適用する □適用しない (4) 室内外空気の湿度測定 ■適用する □適用する □適用しない (5) 室内外温及びじんあいの測定 ■適用する □適用する □適用しない (6) 韶音計測 ■適用する □適用する □適用しない (7) 飲料水の水質の測定（水道法施行規則第10条による水質検査） ■適用する □適用する □適用しない のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亞硝酸態窒素、有機物（全有機炭素）、pH値、味、臭気、色度、濁度について測定を行なうこと。 並びに塩素消毒済みについて、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。 (8) その他（ ） □適用する ■適用しない
工 程	作業内容	分別解体等の方法																	
□ 新 建	建築設備工事	□ 有 手作業、機械作業兼用																	
□ 増 建		□ 無																	
□ 修 稩		□ 機械作業																	
□ 模 備替え		□ 機械作業兼用																	
9 工事細目	(1) 配管材料 □ 給水管 □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWKA K116 (一般 : SGP-VA, VB) □ 硬質塗装塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般 : SGP-FVA, FWV 地中 : SGP-FVD) ※ 給水管100mはねじ式とする。 フランジ接合（工場加工）とする。 □ 水道配管ボリエレン管 JIS K 6742 (地中 : HVIP) □ 水道配管ボリエレン管 JP K 001 (20~40A) (地中 : PE) □ 給水用高密度ポリエチレン管 PWA 005 (20~75A) (地中 : PE) □ 水道配管ボリエレン管 JWKA 6 115 □ 水道配管ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は																		

□ 屋外埋設排水	□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル充泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル充泡三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (ブレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1類)耐久性用重心偏心コンクリート管)
□ 消火管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管VSは、取出し位置のGL面又はSL,FL面より+100立ち上げた所までとする。
□ 冷温水配管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング钢管 JWHA K 140 (一般: SGP-HVA)
□ 冷却水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング钢管 JWHA K116(一般: SGP-VA, VB) □ フラジン付硬質塩化ビニルライニング钢管 WSP 011(一般: SGP-FVA, FVB)
□ ドレン管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 「屋外」硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □ 「屋内」空調用レン用結合部止歛付硬質塩化ビニル管 ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。VP-Rは屋外露出不可。 □ 排水・通気用充火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル充泡三層管RF-VP) 規格品 に縦維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
□ 寒冷管	□ 鋼鋸及び合金金管無管・硬質・軟質または半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。 製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mmとする。
■ 油管	※ 寒冷用鋼管の内厚は、寒冷保安規則関係条例示基準の規定による。
□ 蒸気管	■ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 溶接接合 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452 △(往) 溶接 (復) 65A以上 溶接、50A以下 ジエジ
□ プライン管	□ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452

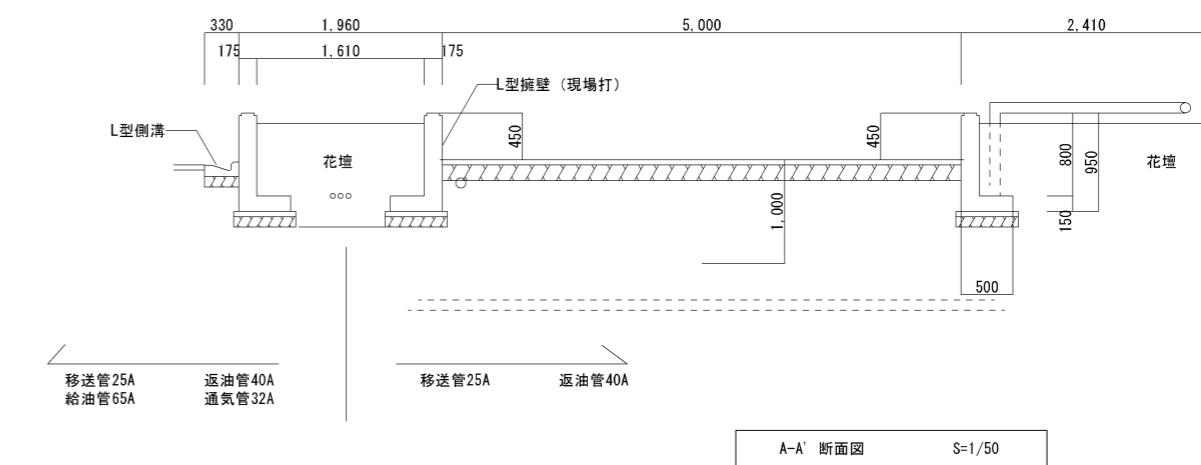
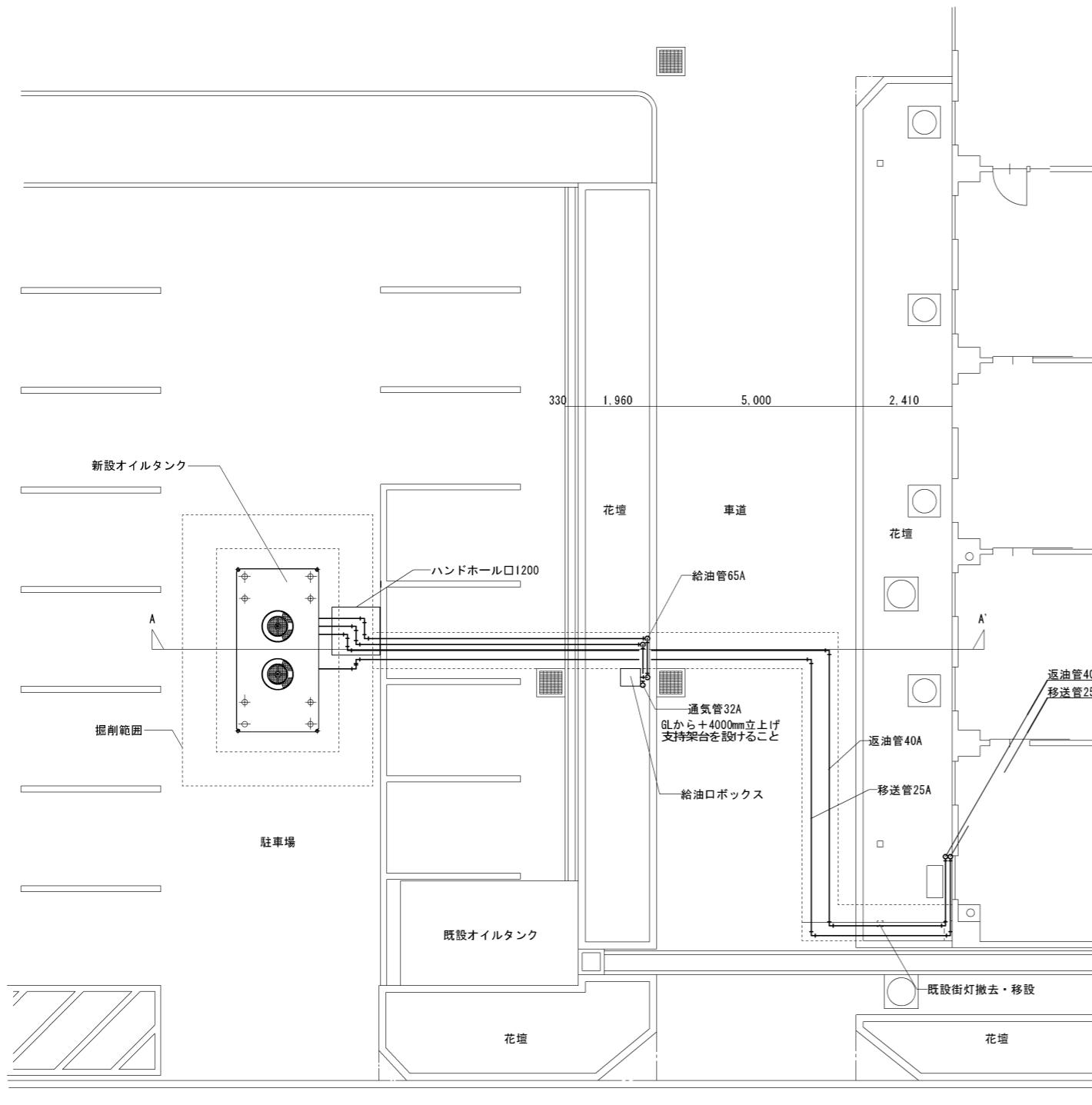
2) 保温厚						
・ ガラスウール、ロックウール						
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	
給水・排水・ドレン・給湯 ・膨張・温水・消防管	~80A	100~150A	-	200A~	-	
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-	
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~	
・ ポリстиレンフォーム						
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・排水・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水 温度 2~4°C)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
フライ管	-	-	-	~25A	32~80A	100A~
・ 機器ダクト保温厚						
保温厚						
25mm	ダクト (室内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隔壁部)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、振板巻きタング、接連ダクト隠蔽部(ロックウール)					
50mm	ダクト (室内露出 [一般居室、廊下])、サブライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水 ・蒸気タッパー、抽気管隠蔽部(ロックウール)					
75mm	煙道 (ロックウール)					

共通事項

- 陸上ポンプ、送排風機（エアハン含む）の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 系統が分かるように、必要箇所（機械室、P&S内等）に文字書き、矢印記入・バルブ取付を行なうこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 配管に室内が密着する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくははねと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラウ等を確認すること。また、重量機器にあたる施工アンカーワークを採用する場合、ケミカルアンカーを使用し、施工すること。
- 機器、配管の新震措置及び機器、ダクトの防振、消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 雨がかり部に取り付けガラリのチャンバーには、水抜きを設けること。
- 屋外埋設管（給水、排水、ガス）には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中理設管を施工すること。
- 冷水及び温水温水管の支架材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
- 水栓は、節水器具構付きのものを使用すること。
- 冷媒管等は分区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 地中理設管については、下記の沈下対策を講ずること。
 - 管は、壁面との組み合わせにより剛性をもたらせる。
 - 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
 - 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
 - 呼び径100mm以上はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス補綻を使用する。
- 屋外露設多用途ボックス（トレンドピット等）の配管架台は、SUS又はSS溶接亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 屋外設置マハーノー管には用途名を入れること。
- 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行なうこと。
- 送風機用ベルトガードには裏カバー及び点検口を設けること。

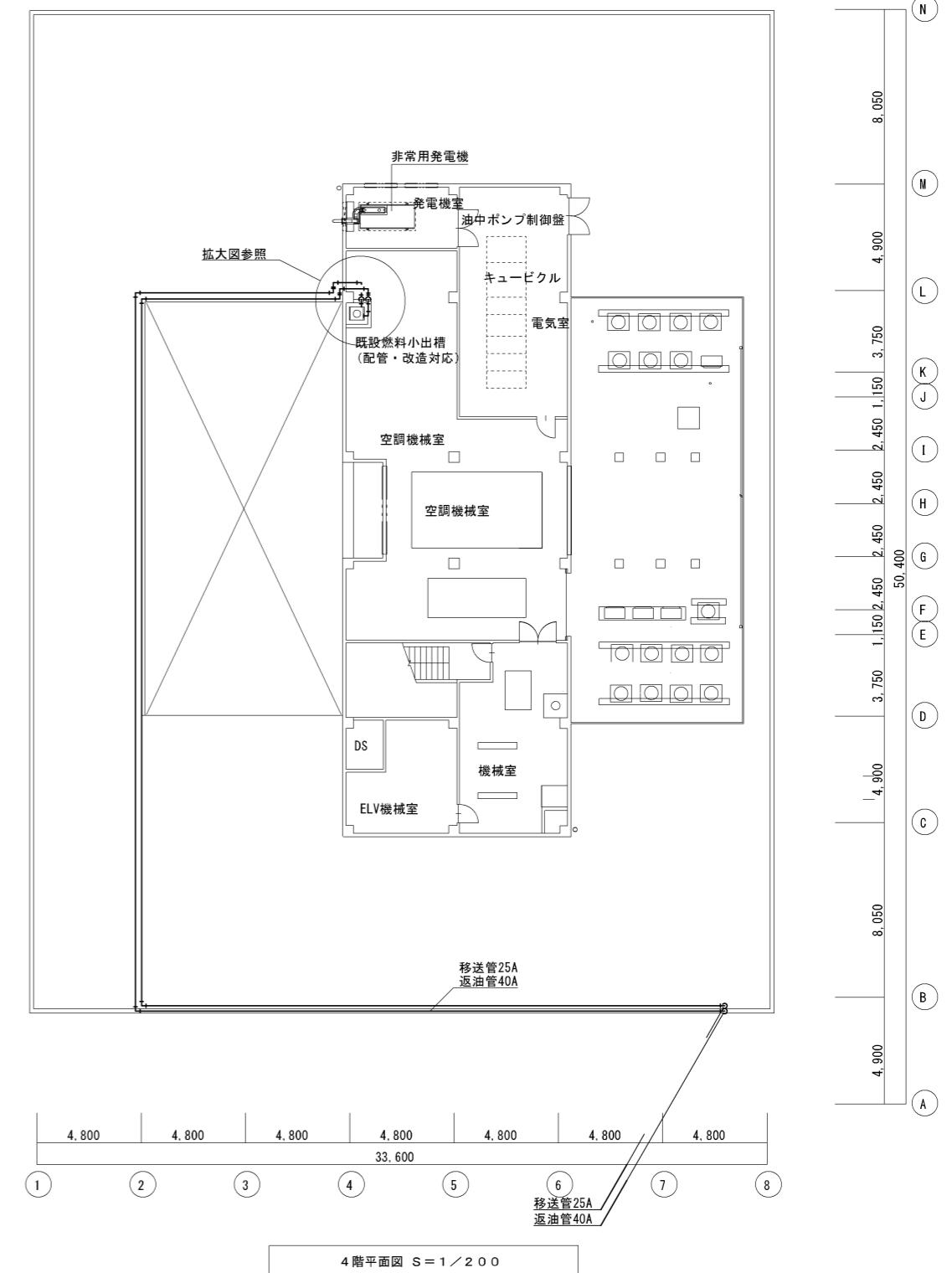
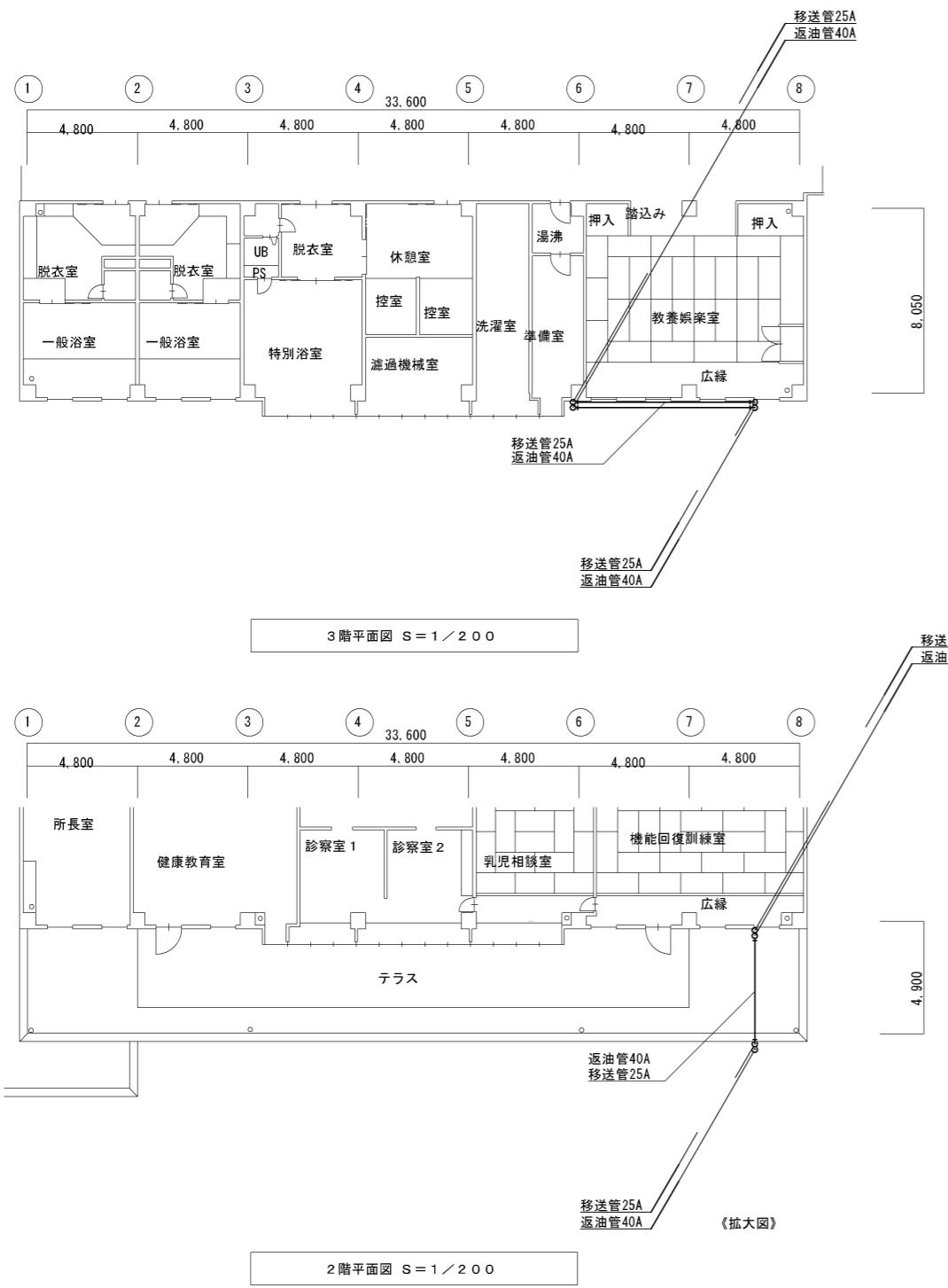
通過装置		オルガノ㈱ 栗田工業㈱ サンエイ工業㈱ 梶三協 ㈱三造過工業 ㈱タクマ 理水化学㈱ または同等品以上
滅菌機		㈱藤機 ㈱オーヤラックス 水道機工㈱ 日本曹達㈱ または同等品以上
消防装置	消火栓類	㈱日本壳牌製作所 ㈱北浦製作所 ㈱村上製作所 ㈱横井製作所 または同等品以上
	消火栓ホース	日本消防検定協会の合格表示品
	スプリンクラー消火システム 不活性ガス消火システム 泡消火システム ハロゲン化物消火システム	設備機材等評価名簿による。
浄化槽	合併浄化槽	㈱ダイキアクシス ㈱西原ネコ フジクリーン工業㈱ 萬吉工業㈱ または同等品以上
	RC造	国土交通大臣型式認定品
	FRP	
簡易水洗	クリーントイレ	㈱IXIL 極水化学工業㈱ ネボン㈱ パナソニック㈱ ロンシール換気㈱ または同等品以上
プロア		朝日機工㈱ ㈱アンレット 新明和工業㈱ 安川エアポンプ㈱ または同等品以上
阻集器	グリス・ガソリントラップ	カガシウ㈱ 下野エコテック㈱ ホーコス㈱ または同等品以上
特殊ガス	特殊ガス設備	エア・ウォーターランド ㈱セントラルユニ 日本エANKA㈱ 日本エア・リキ㈱ または同等品以上
計測機器		㈱島津製作所 東亜DHK㈱ 桃山立製作所 富士精密電機㈱ 横河電機㈱ または同等品以上
化学実験装置		㈱島津理化 ㈱カルトン 岩ヤガミ ヤマト科学㈱ または同等品以上
製缶類	製缶類・熱交換	㈱島崎鉄工所 ㈱広島鉄工 ㈱ペルテクノ ㈱前田鉄工所 森松工業㈱ または同等品以上
温水発生機	真空式温水発生機（鋼製・鋳鉄製） 無圧式温水発生機（鋼製・鋳鉄製）	設備機材等評価名簿による。
	電気温水器	愛知金属工業㈱ ㈱東芝 菊日本イトミック パナソニック㈱ 三菱電機㈱ または同等品以上
ボイラ-	銅製簡易ボイラー及び簡易貯湯ボイラー 鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー 銅製小型ボイラー及び小型貯湯ボイラー 銅製ボイラー	設備機材等評価名簿による。
冷凍機	テリングユニット及び 空気熱源ヒートポンプユニット 吸収冷温水機 吸収冷温水機ユニット 透心冷凝機	設備機材等評価名簿による。
空気調和機	ユニット形空気調和機 ファンコイルユニット及び カセット形ファンコイルユニット コンバージ形空気調和機 パッケージ形空気調和機 マルチバケージ形空気調和機 ガスエンジンドライ式空気調和機	設備機材等評価名簿による。
冷却塔	冷却塔	設備機材等評価名簿による。
防振器 装置	防振材・防振装置	倉敷化成㈱ 特許機器㈱ ㈱ブリヂストン ㈱明治ゴム化成 または同等品以上
加湿器		ウエットマスター㈱ ピース工業㈱ または同等品以上
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機） 斜流送風機 軸流送風機 消音ボックス付送風機	設備機材等評価名簿による。
換気扇	換気扇類	テラルクリタ㈱ ㈱東芝 日立アプライアンス㈱ パナソニック㈱ 三菱電機㈱ または同等品以上
全熱交換器	全熱交換器（回転形、静止形） 全熱交換ユニット	設備機材等評価名簿による。
空気清淨装置	17フィルタ（ハニcomb形、折込み形） 自動巻取形エアフィルター 電気集じん器（自動巻取形、ハニcomb形）	設備機材等評価名簿による。
ダクト 付属品	吹出口・吸込口 風量ユニット（定風量、変風量）	設備機材等評価名簿による。
ダクト	垂鉛鉄板 ステンレス鋼板 スパイラルダクト	JIS規格品 JIS規格品 ㈱栗本鐵工所 株式会社空調 フジモリ産業㈱ または同等品以上
	フレキダクト	アライ実業㈱ ㈱オーツカ ㈱栗本鐵工所 または同等品以上
自動制御	自動制御システム	設備機材等評価名簿による。

【注記】 ① JISマーク、水マーク（JWWA:日本水道協会規格）、WSP（日本水道管協会規格）、SHASE-S（空気調和・衛生工学会規格）、JFT（日本金属纏手協会規格）
SAS（ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。
② JISマーク表示品と指定された資材は、工業標準化法施工規則に基づき、製品・包装の外観、容器の外観、絞束荷札などの品目書にJISマーク表示のあるものとする。
③ 設備機材等評価名簿とは、「建築材料・設備機材等品質性能評価基準業」
設備機材等評価名簿（最新版）をいう。但し、評価名簿による場合、
「納入地図及びアフターサービス地区」に中部部区が含まれていて、
評価の有効期間内にある場合に有効とする。

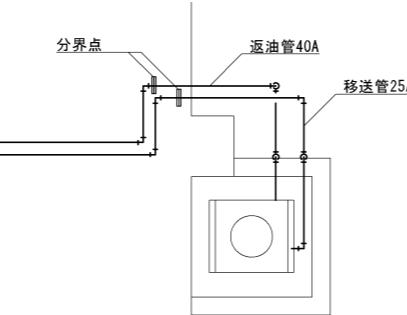


燃料配管は原則埋設とする。配管埋設深さはGL-1000mmとし、現地状況に合わせて施工のこと。
配管の接続箇所は防錆施工とし、消防検査を受けること
建屋側の配管は屋外露出配管(塗装要)とし、電線管と同経路で施工する(E-0 参照)

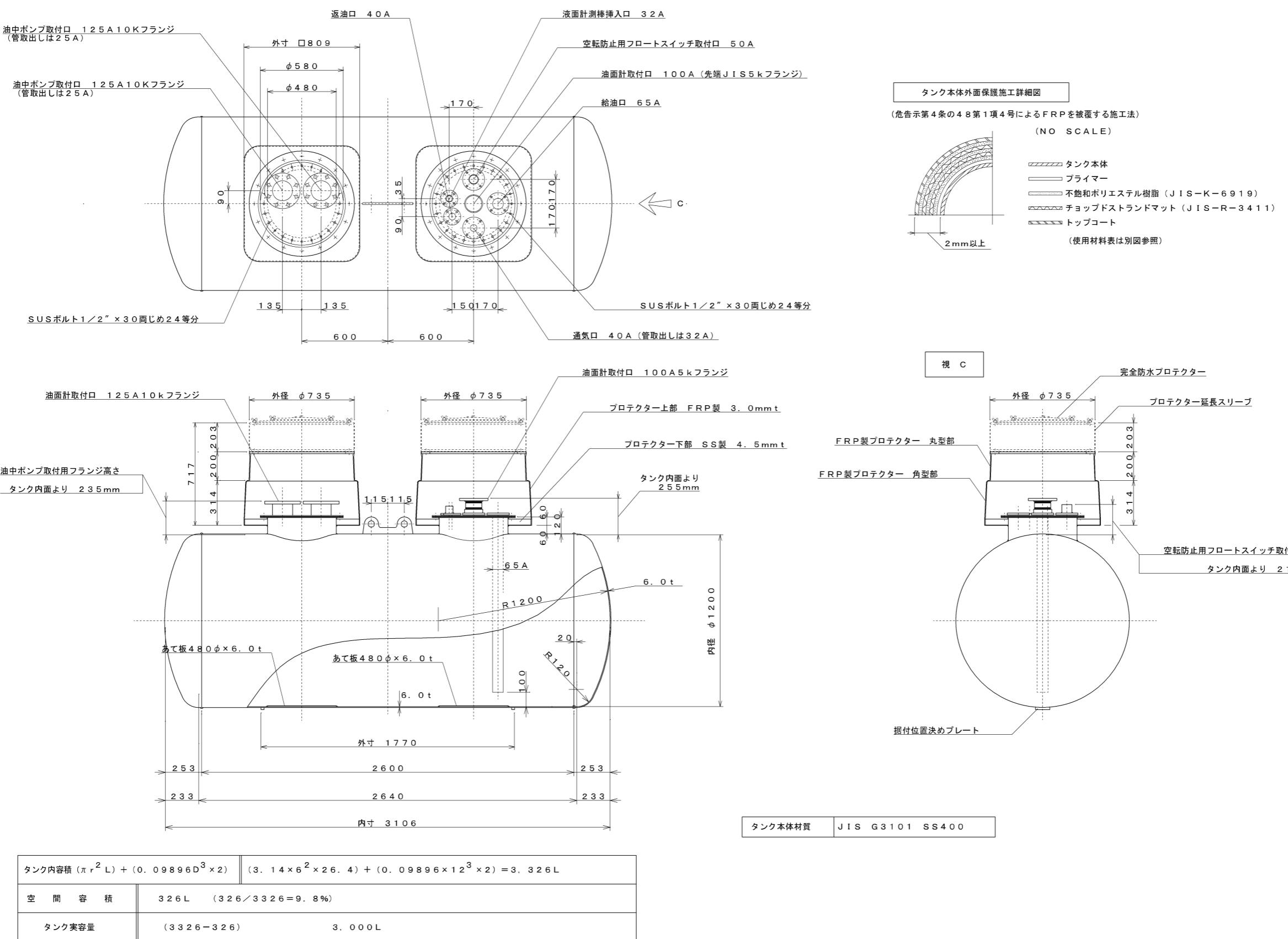
燃料配管系統図 S=1/100

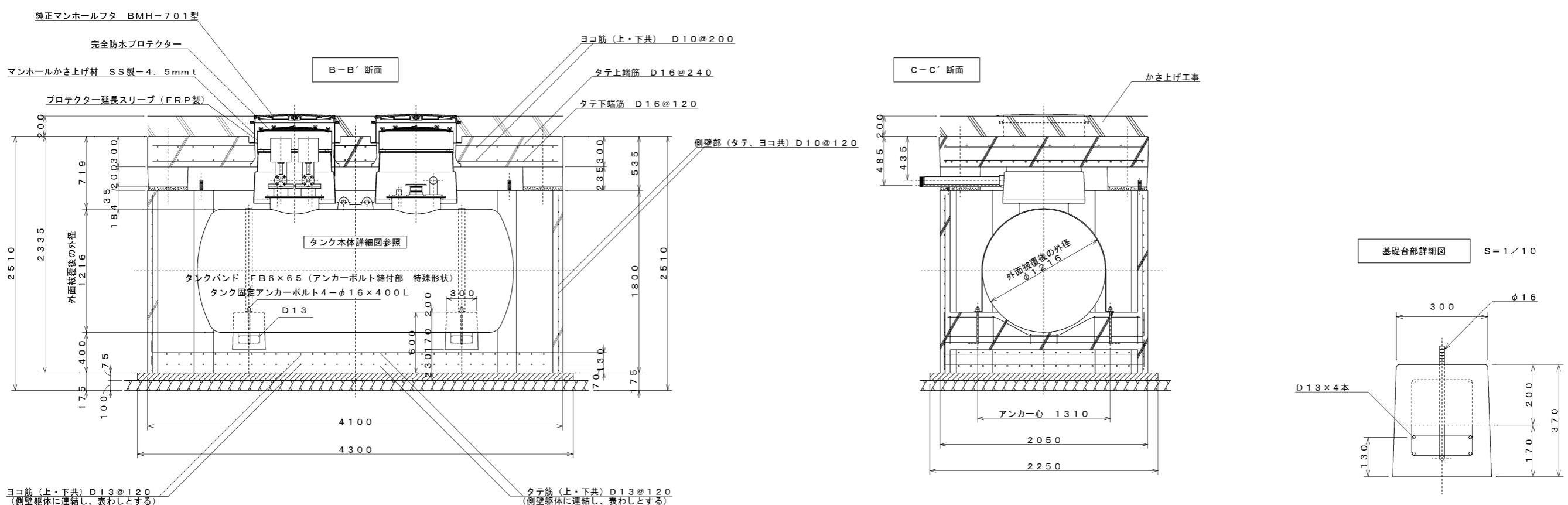
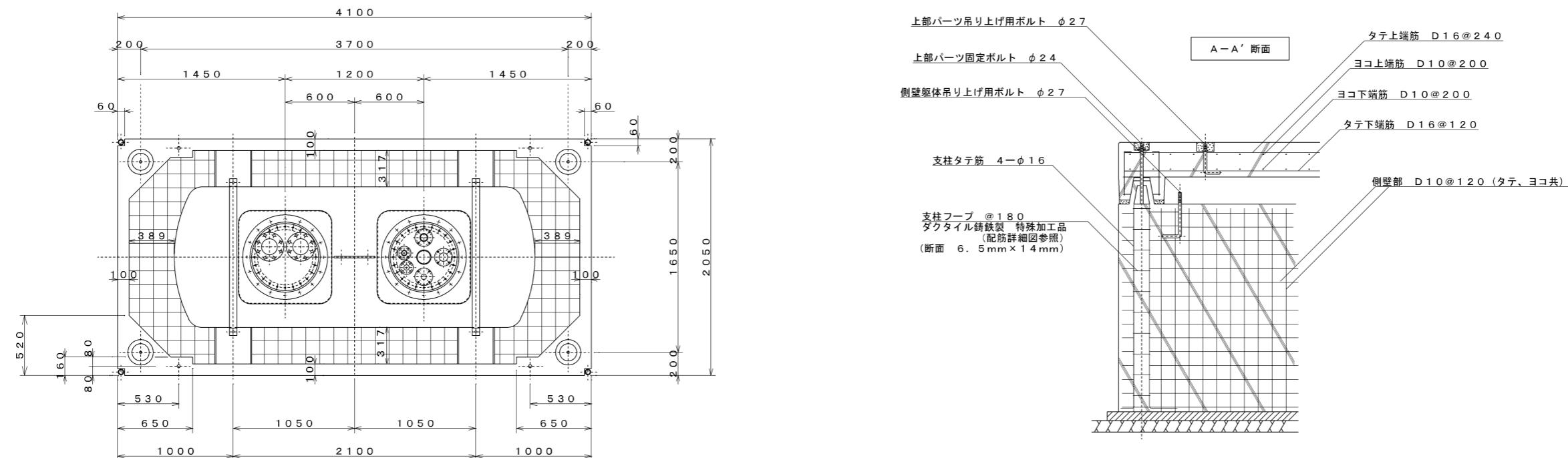


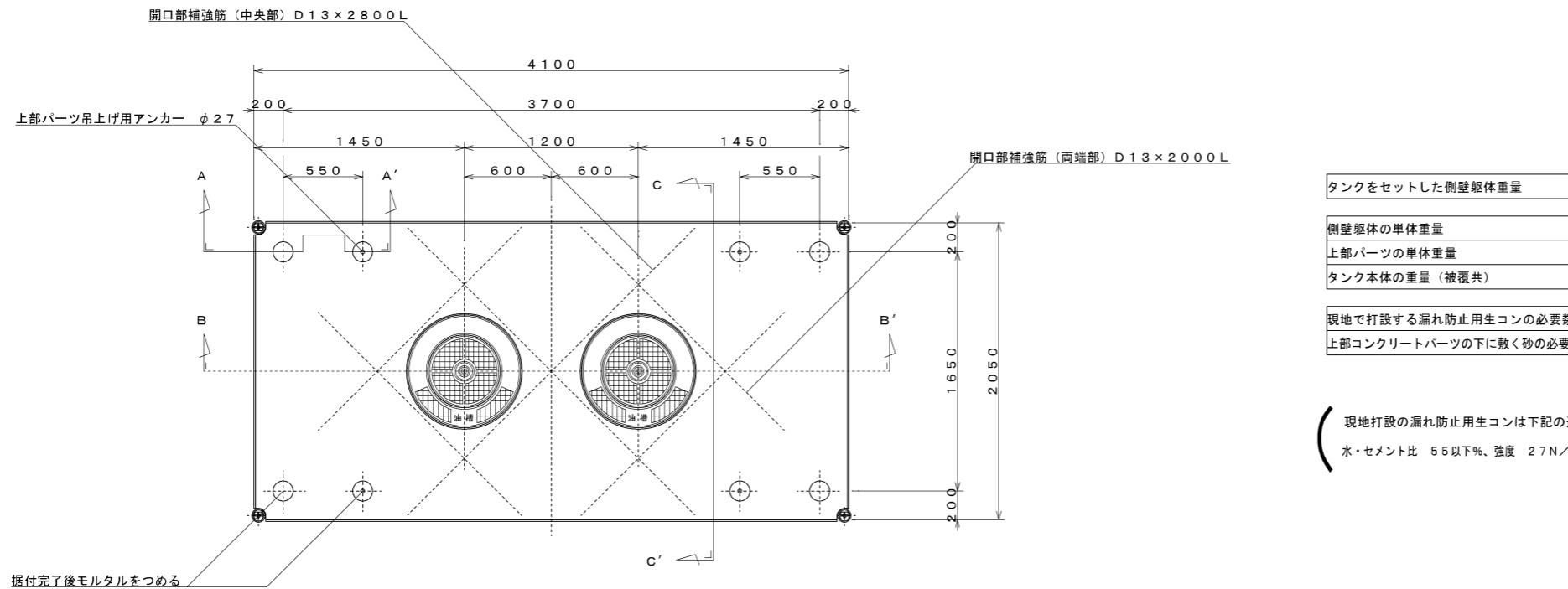
- * GL～RFLの配管は、電気配管と同経路で施工を行うこと。
- * GL～2FLまでの縦配管（電気含む）には、化粧カバー（SUS製）を行うこと。
- * 配管はSGP（黒）とし、配管カバーが無き部分は、塗装を行うこと。
塗装色は外壁の近似色を使用すること。
- * 屋上露出配管は、配管支持用ブロック（ゴムベース付）を使用とする。
- * 危険物施設（地下タンク）と少量危険物（燃料小出槽～発電設備）の分界点は、建屋貫通部の外壁とする（フランジを設けての施工とする）。
- * 燃料小出槽については、既設槽に接続口の改修を行うこと。
(燃料移送管：25A×1箇所、燃料返油管：40A×1箇所)



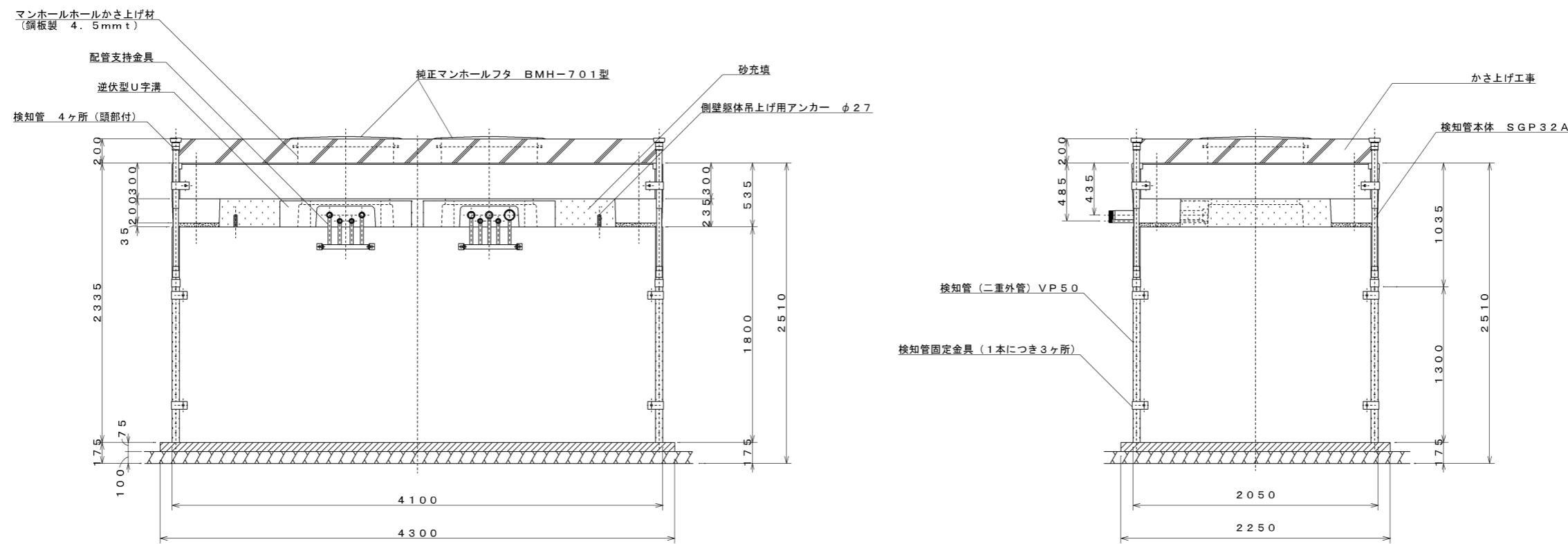
既設槽に接続口の改修を行うこと。上記位置は参考とする。

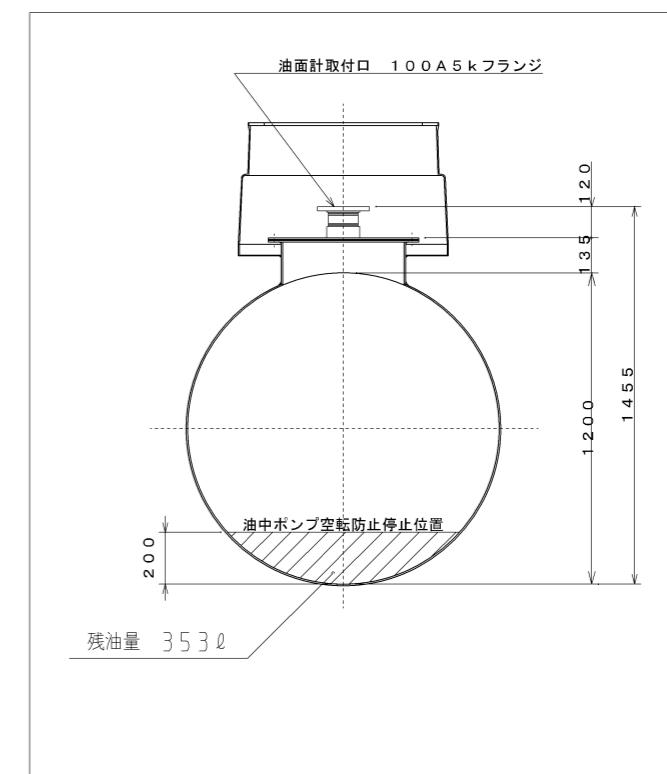
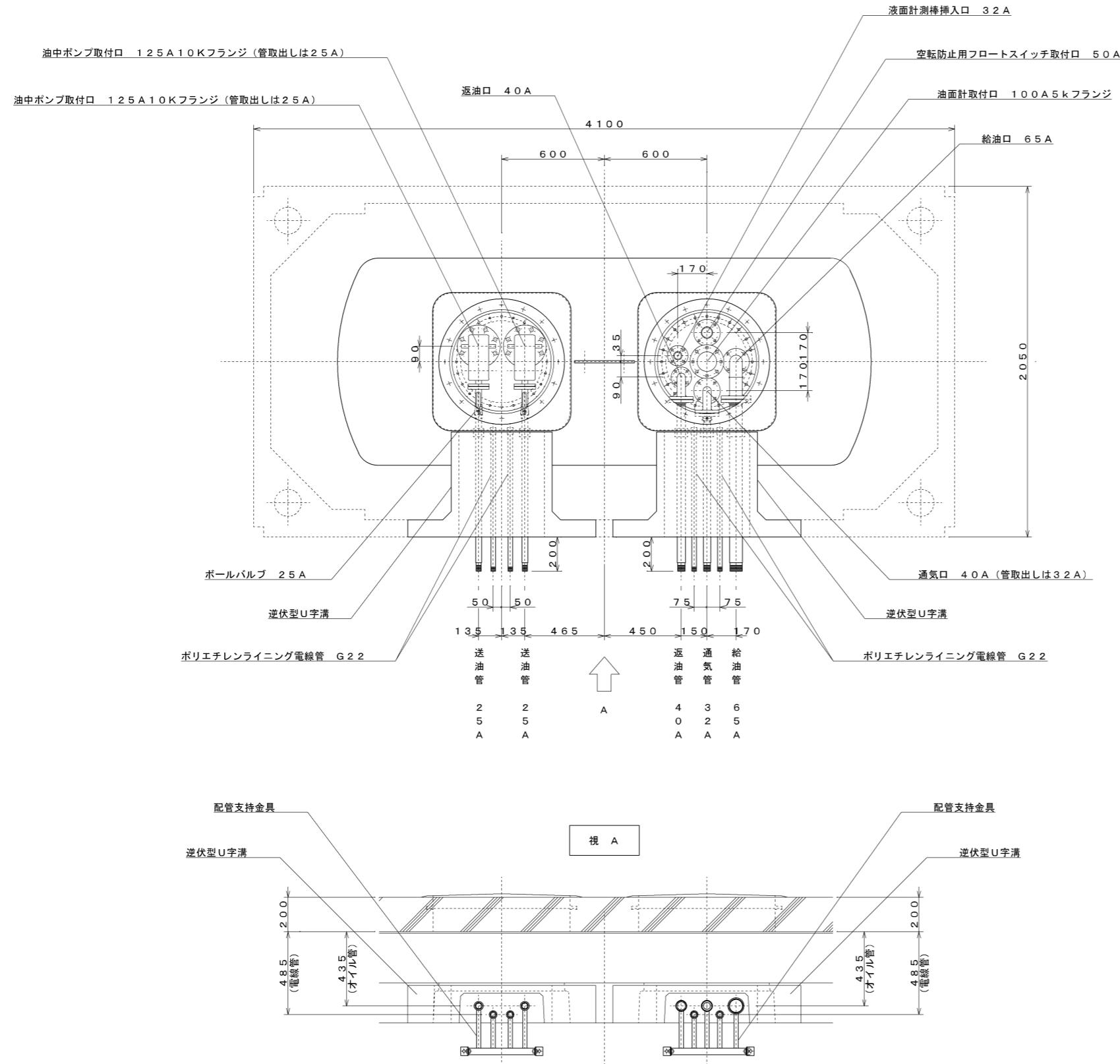


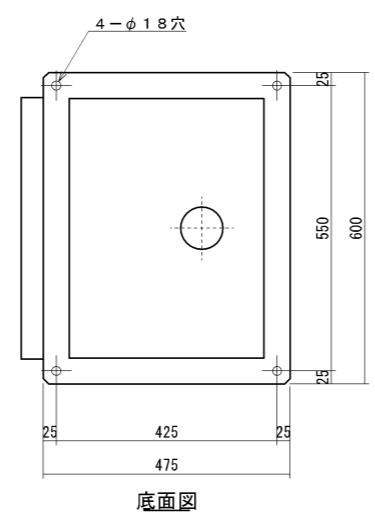
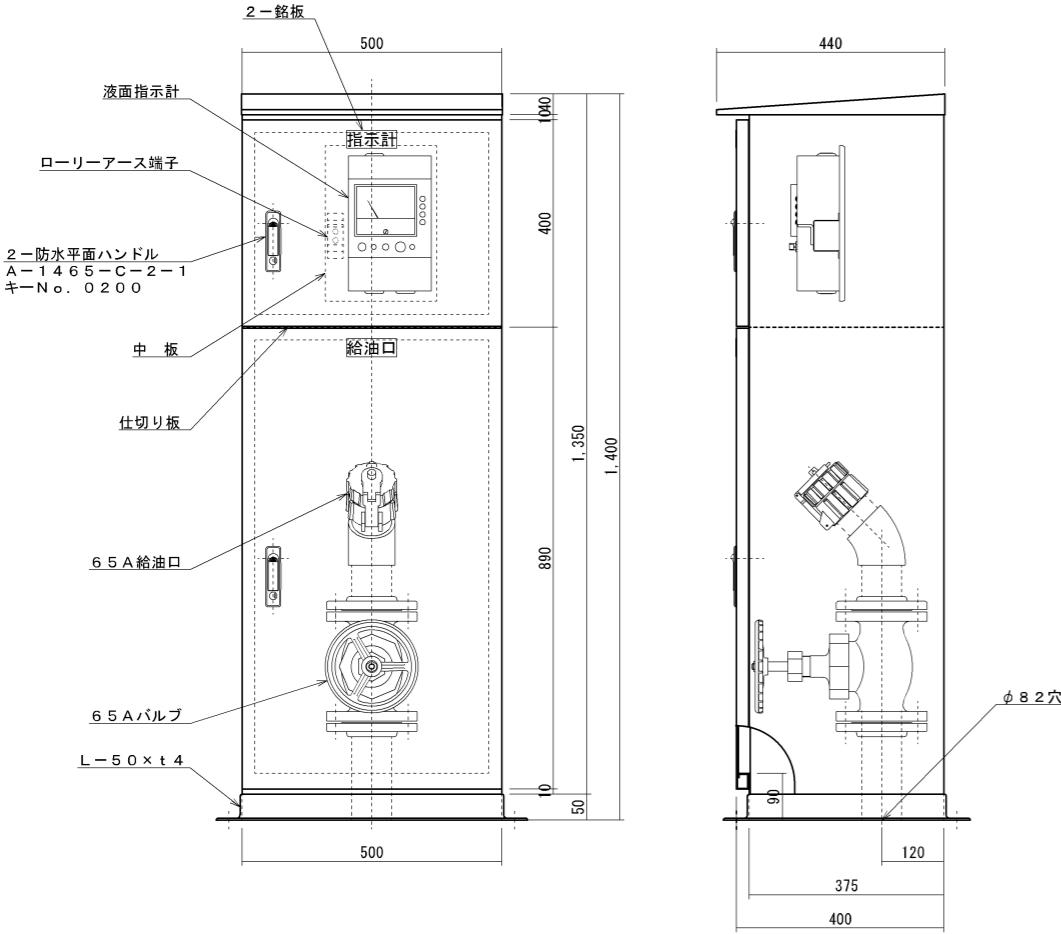




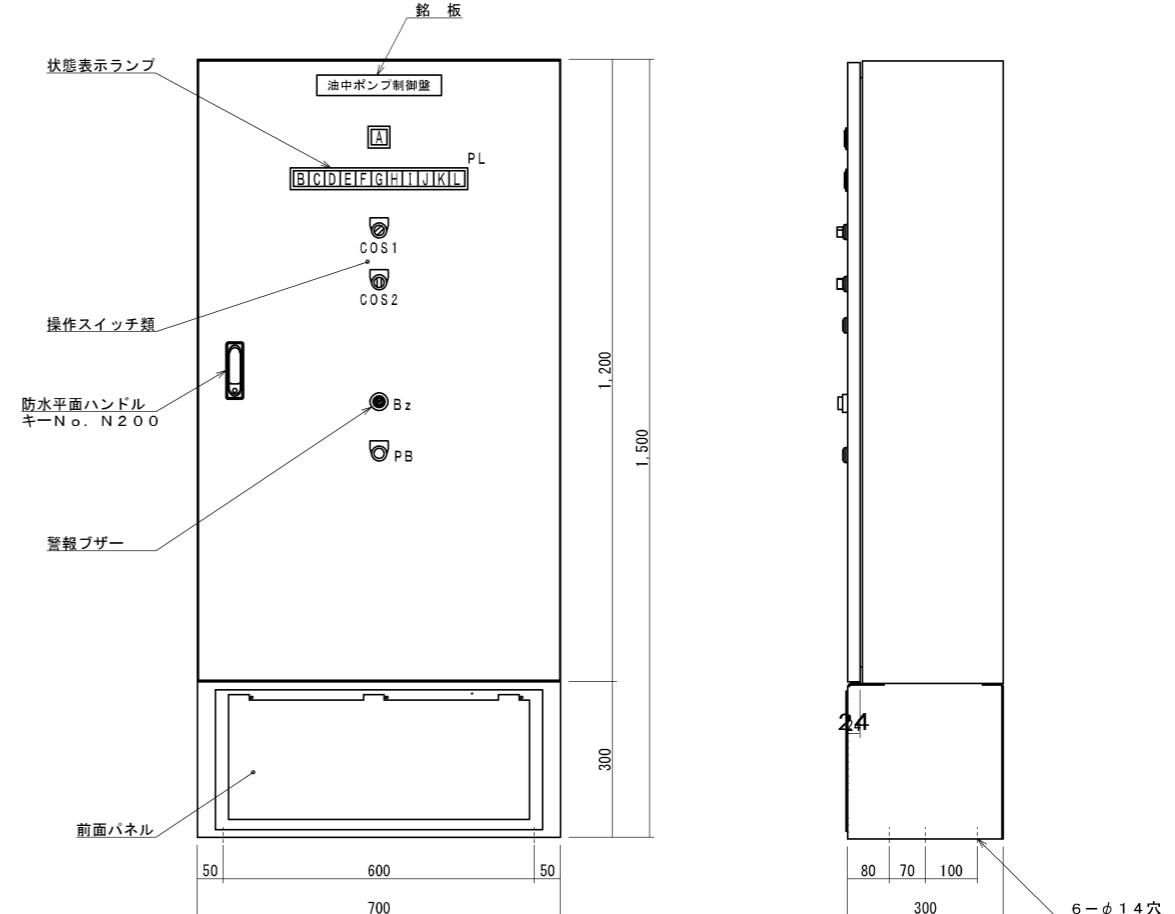
現地打設の漏れ防止用生コンは下記の通りとする。
水・セメント比 5.5以下%、強度 2.7N/mm²、スランプ 15、骨材の大きさ 25mm又は20mm



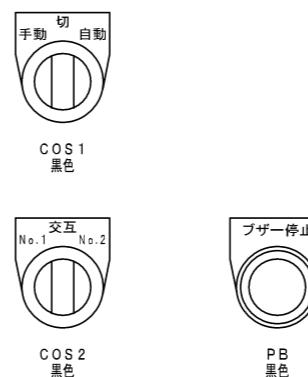




給油口ボックス 参考外形図



操作スイッチ詳細



L	地下タンク 二重鼓漏洩	OL 6	橙
K	地下タンク 油面低下	OL 5	橙
J	燃料小出槽 満油	OL 4	橙
I	燃料小出槽 減油	OL 3	橙
H	油中ポンプ 空転防止	OL 7	橙
G	油中ポンプ No. 2 異常停止	OL 2	橙
F	油中ポンプ No. 2 運転	RL 2	赤
E	油中ポンプ No. 2 停止	GL 2	緑
D	油中ポンプ No. 1 異常停止	OL 1	橙
C	油中ポンプ No. 1 運転	RL 1	赤
B	油中ポンプ No. 1 停止	GL 1	緑
A	電源	WL	白
記号	表示	回路記号	色

油中ポンプ制御盤 参考外形図